

383

97



始



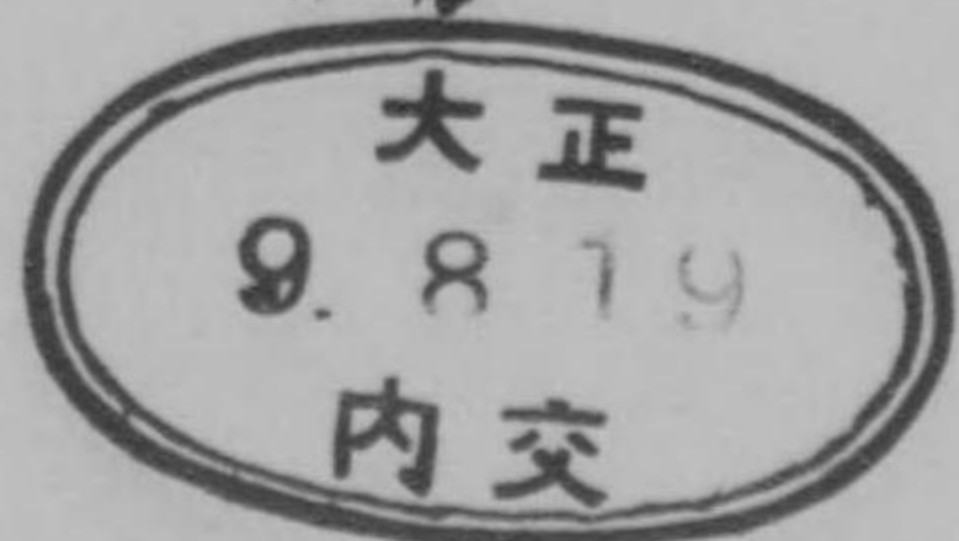


3A105



鍋島
真正公傳

第四編



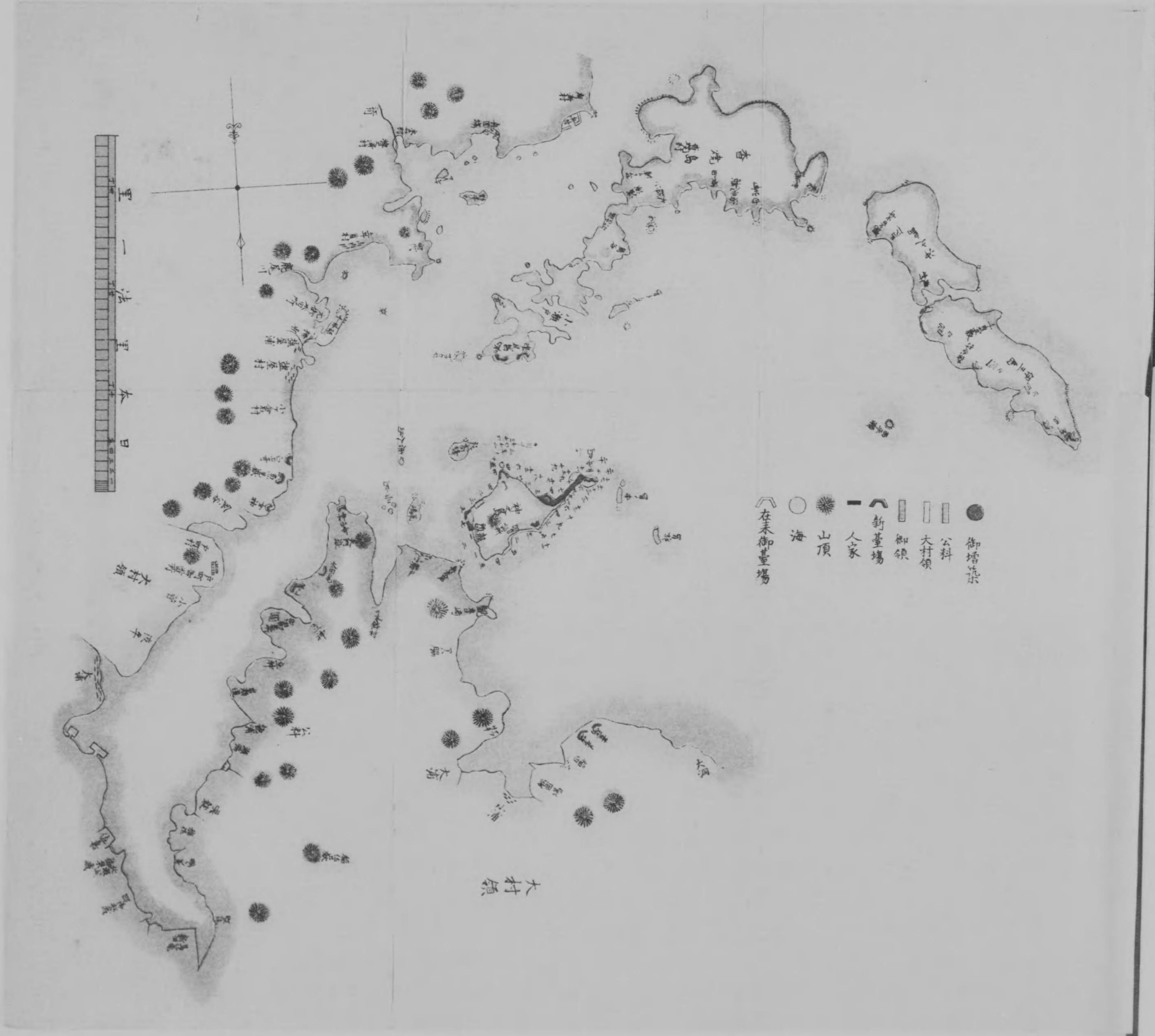
383
97



鍋島直正公肖像

383-97





● 御増築

▬ 公科

▬ 大村領

▬ 御領

∩ 新墾場

— 人家

⊙ 山頂

○ 海

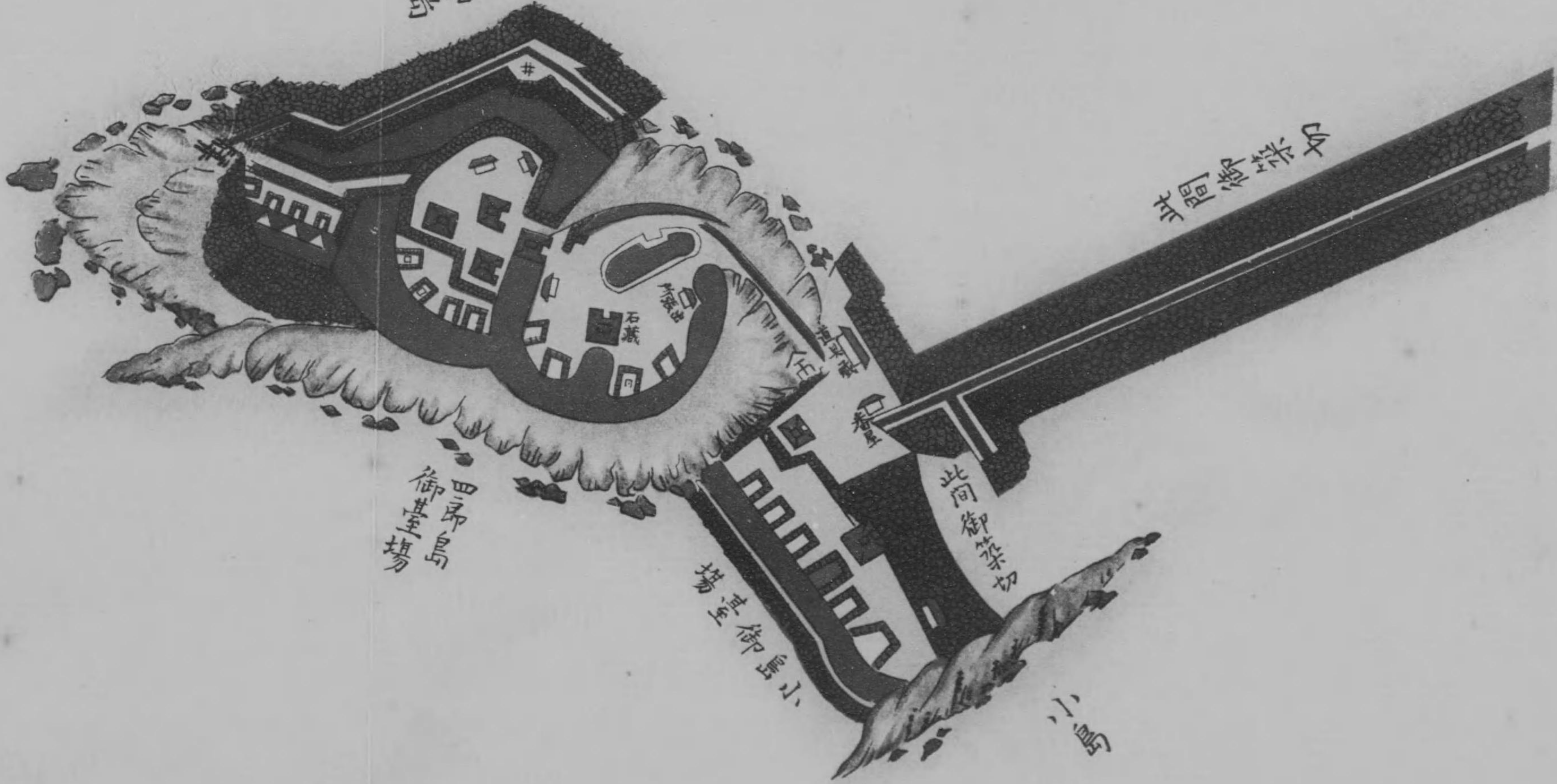
∩ 在未御墾場

大村領

里 一 法 里 本 日

西

御目



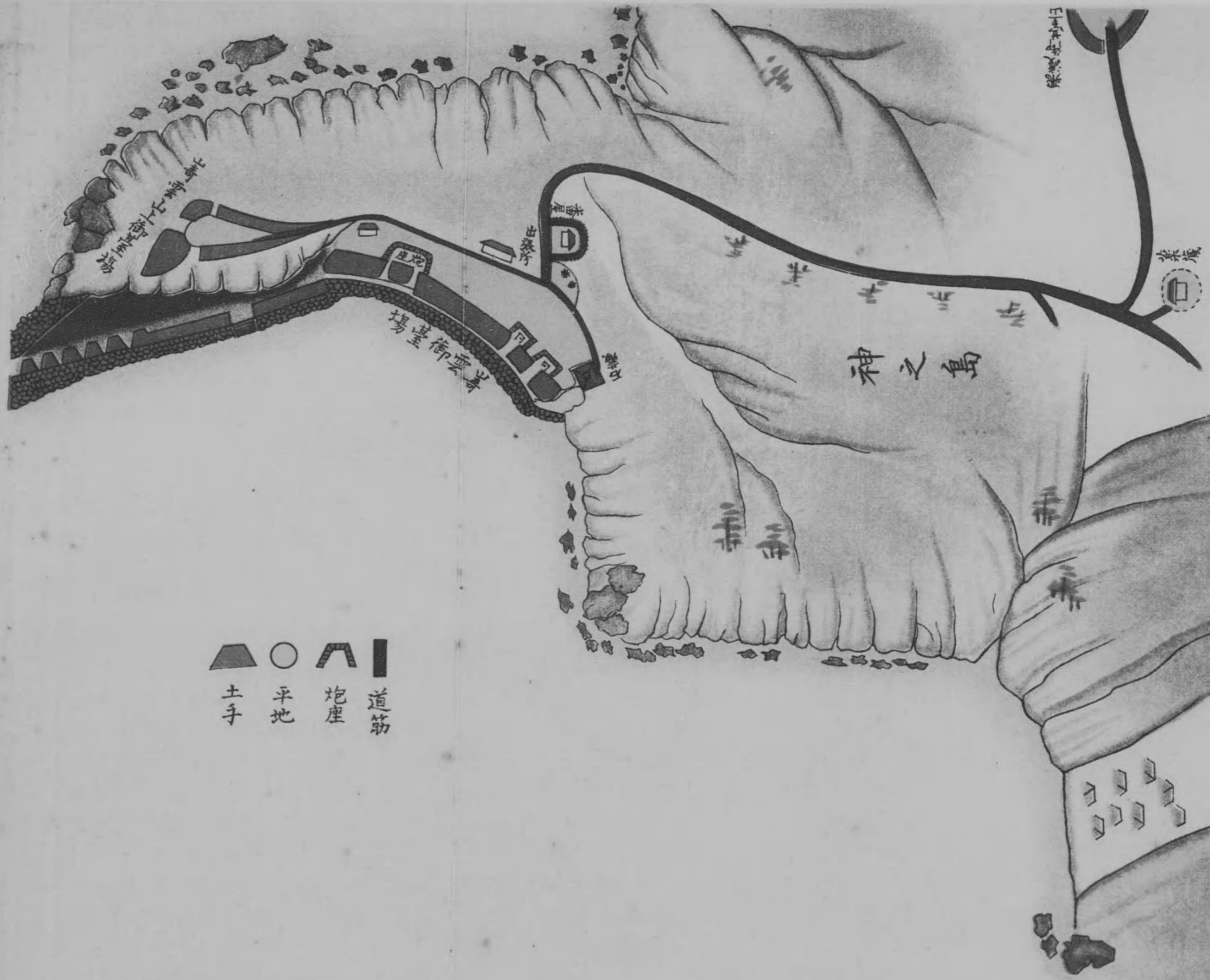
此間御築切

御堂場
四郎島

小島御場

此間御築切

小島



- ▲ 土手
- 平地
- ∧ 炮座
- 道筋

神之島

新洲

雲雲御臺場

出發所

蔵

茶蔵

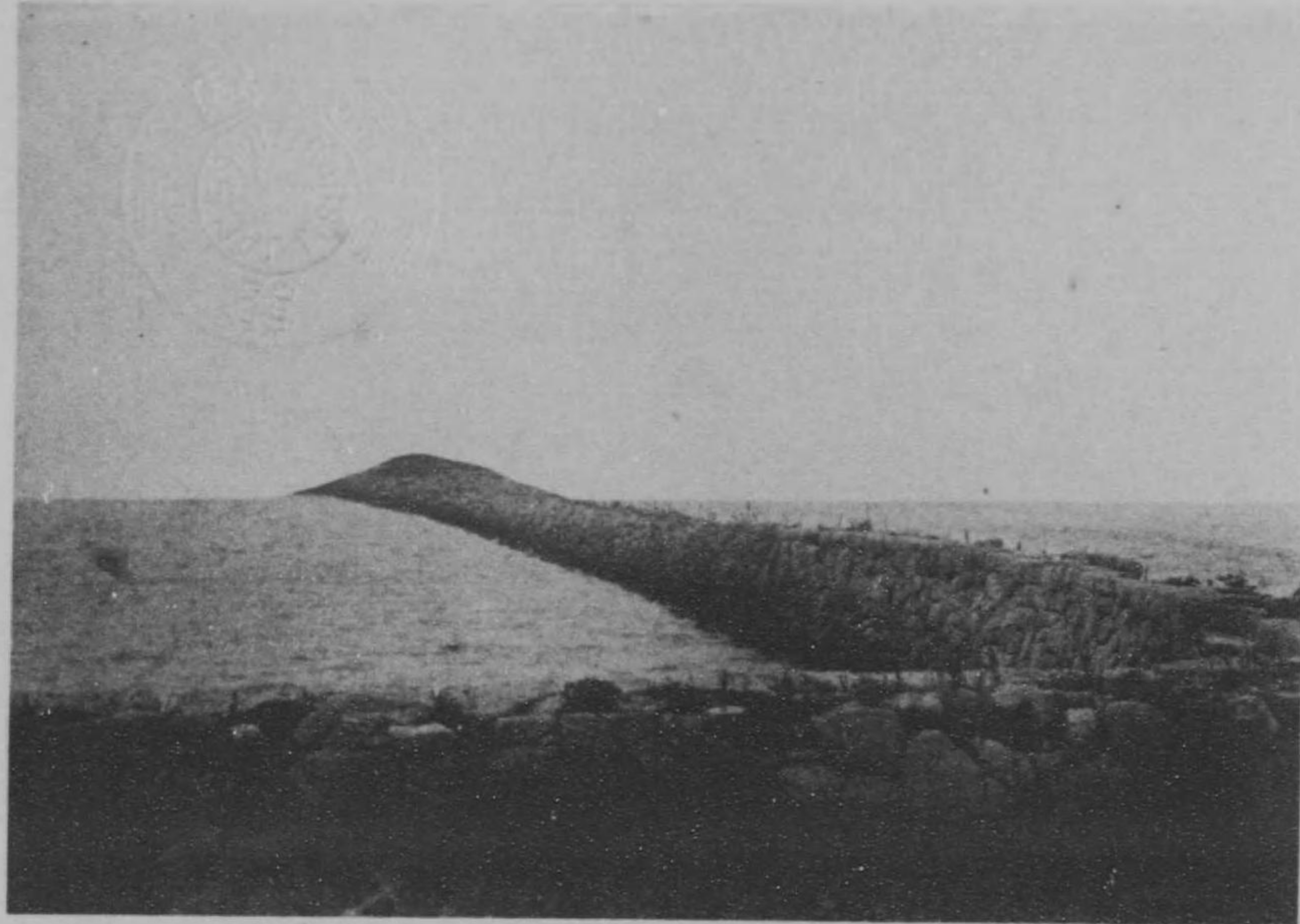


四郎島築切リ



四郎島ト無名島トノ築切リ

383-97



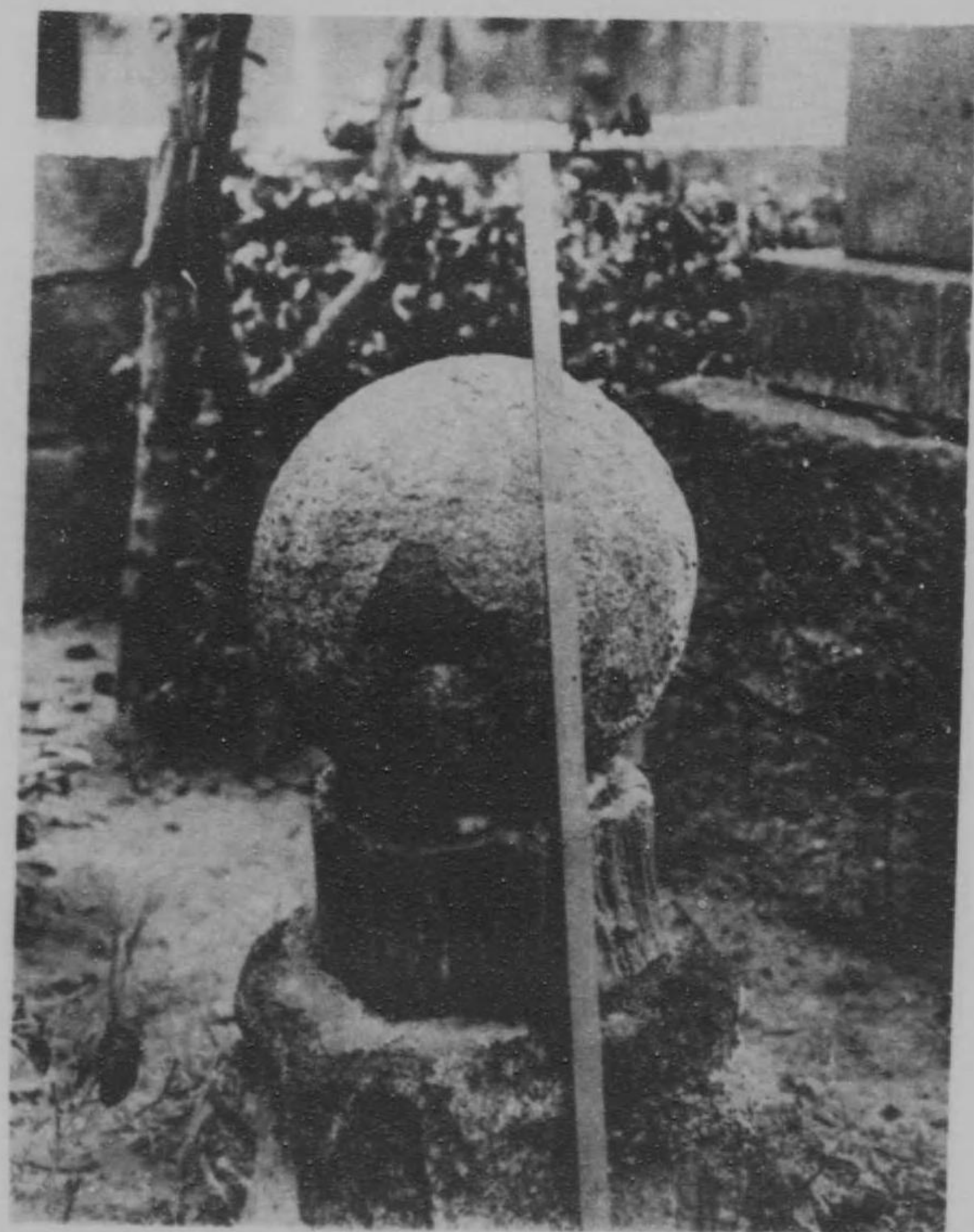
(ノモルタ見リヨ島郎四)リ切築ノト島ノ神ト島郎四



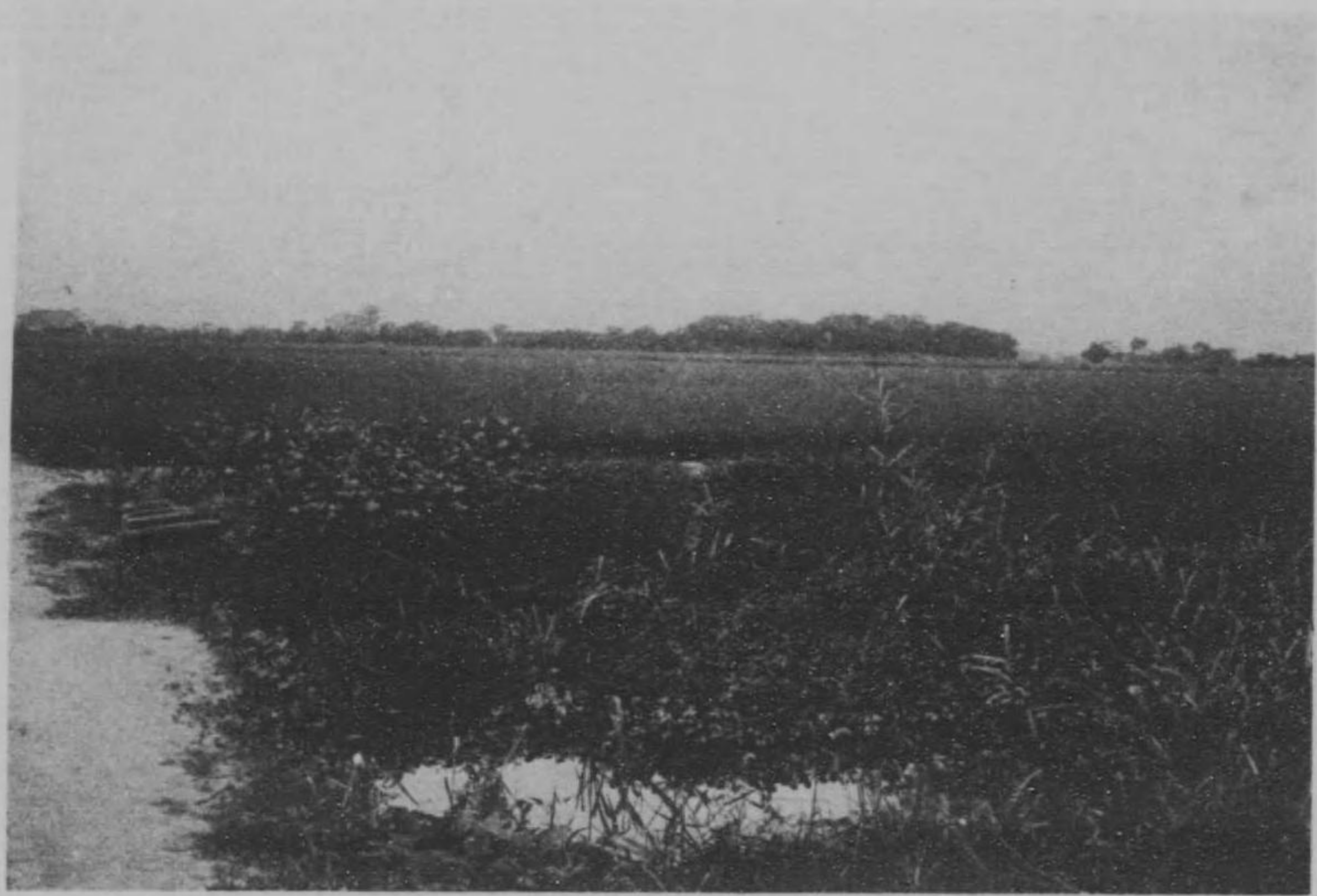
(ノモルタ見リヨ方ノ島ノ神)上 同



跡臺砲上山島郎四



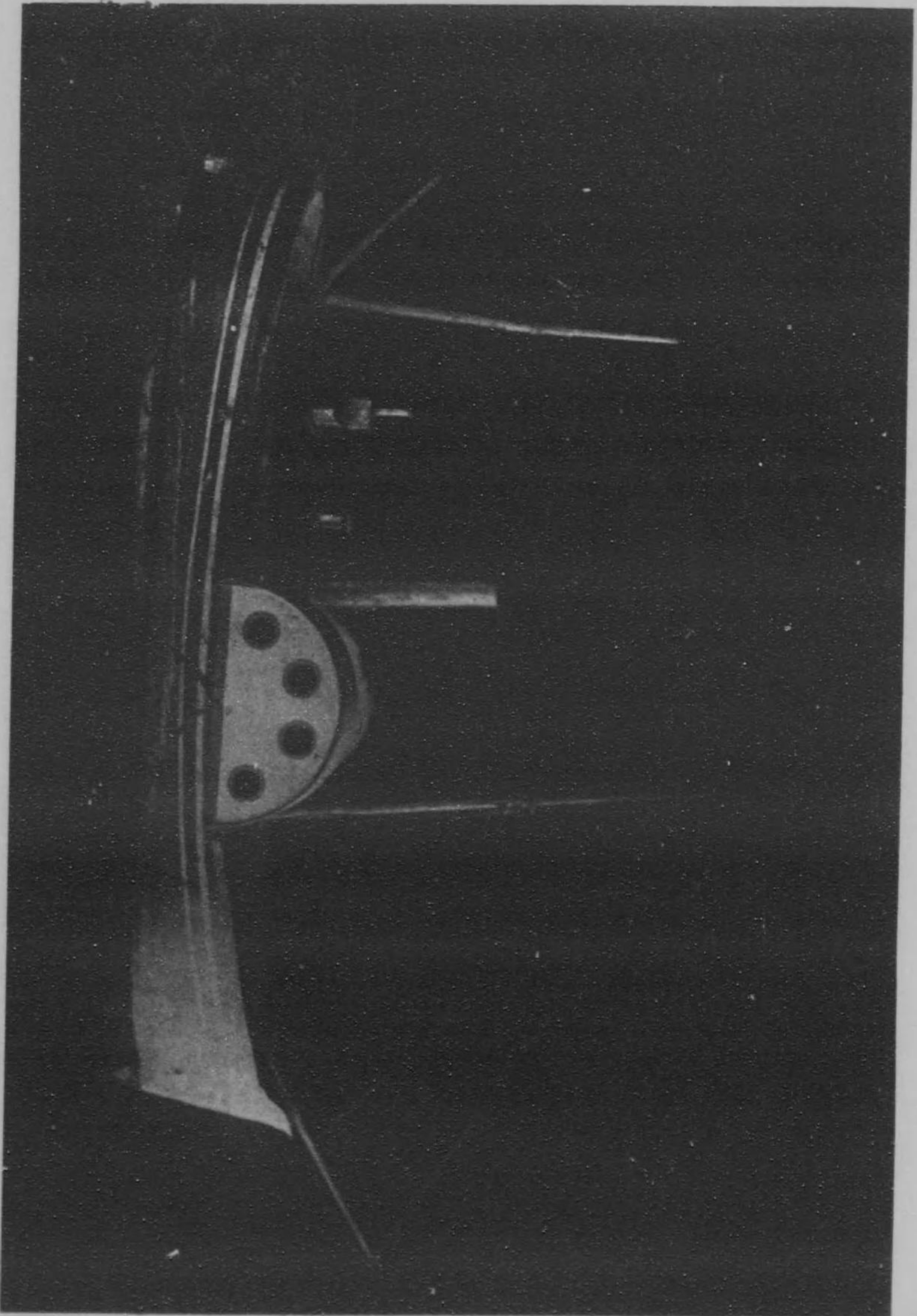
彈砲ドンボ十八附備島郎四



場練調ノ村折中



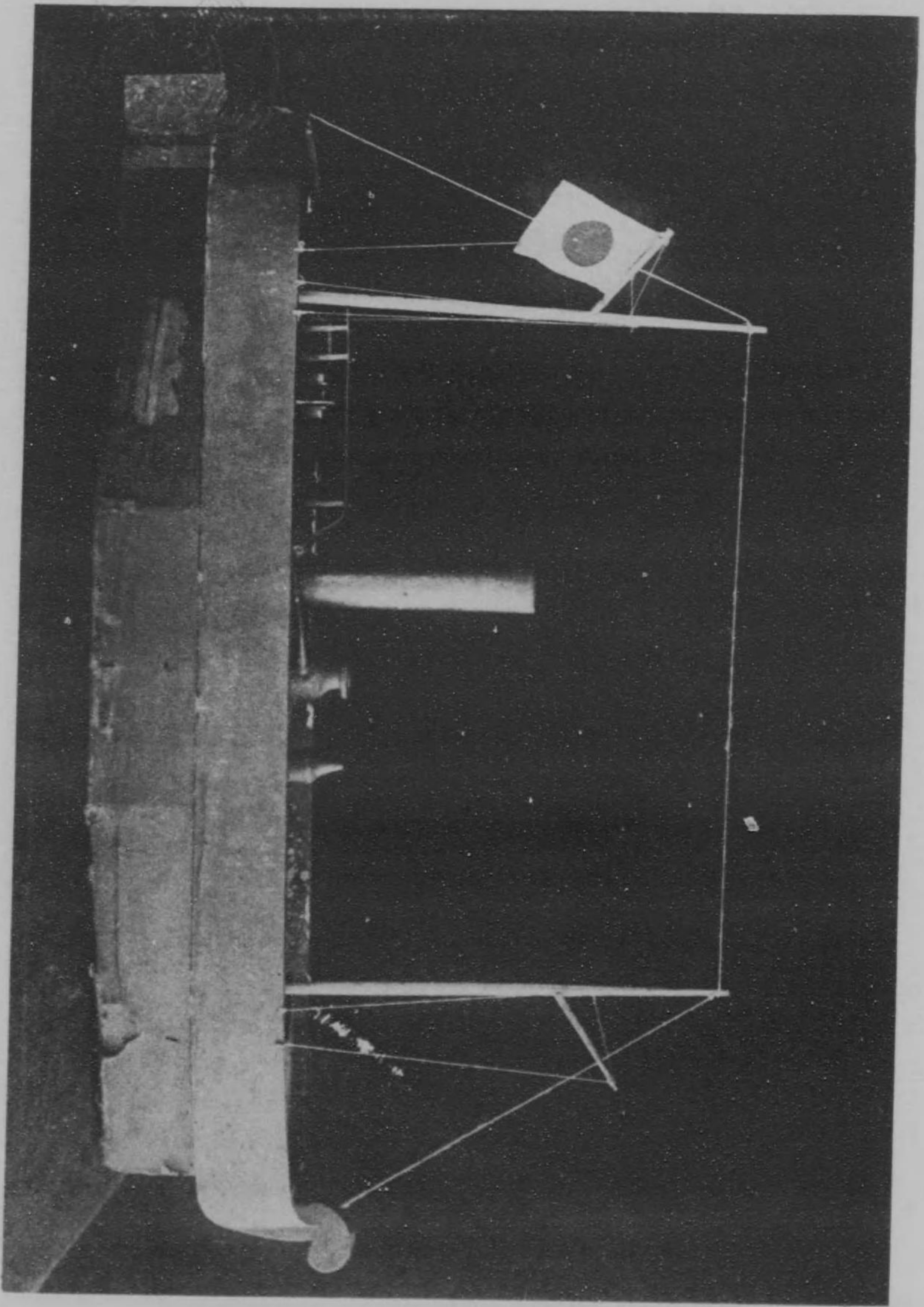
庫倉屬附上同



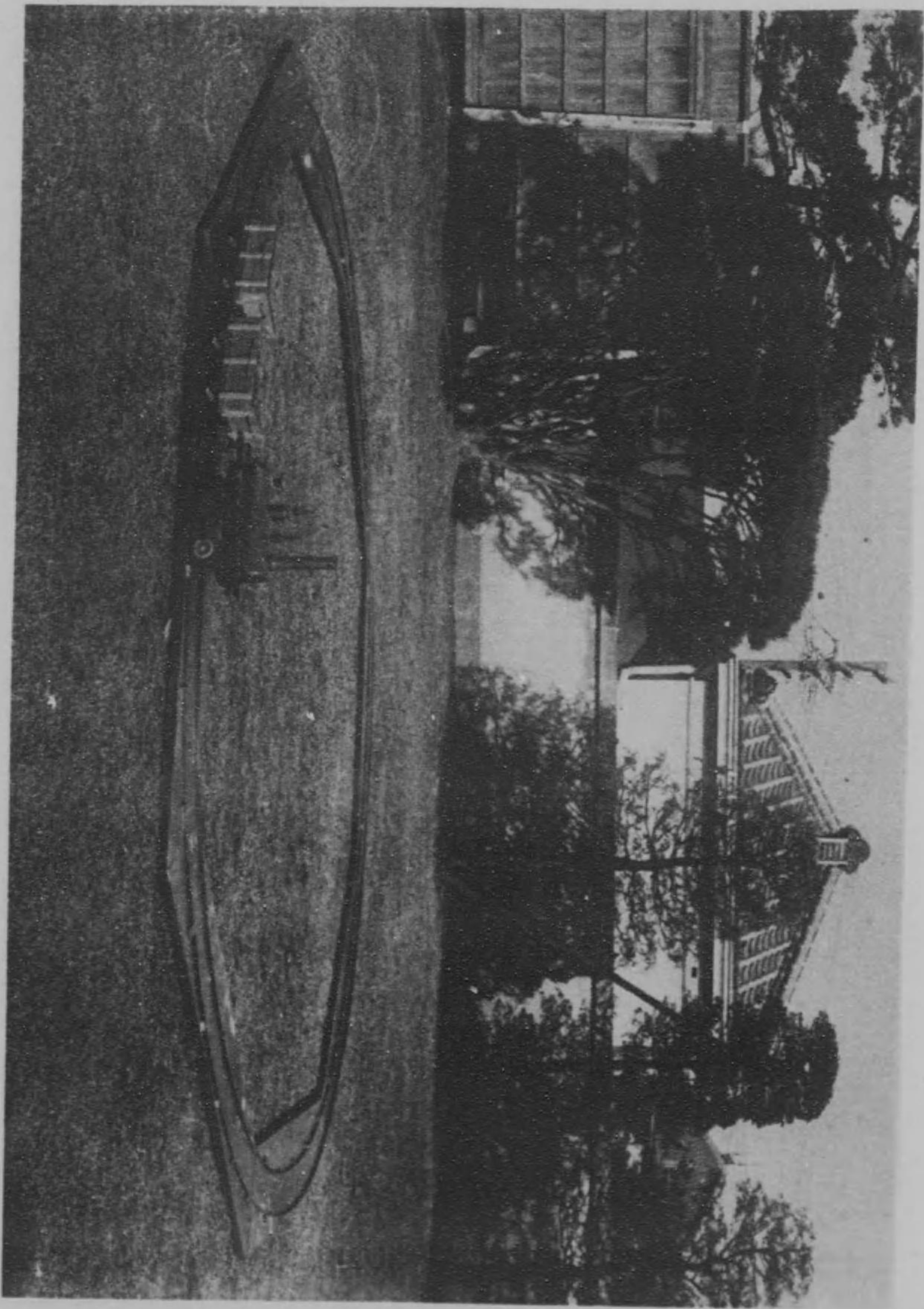
形 艦 船 輪 外 造 製 方 煉 精



精 煉 方 製 造 輪 船 艦 形



精煉方製蒸汽船雛形



精煉方製蒸汽車雛形



石 寛 二



中 田 儀 右 衛 門



中 田 近 江

383-97

鍋島直正公傳第四編

目録

第四編 開國の初期

第十七卷	米露の使節渡來	嘉永六年	一
第五十章	長崎新砲臺成る		一
	政費の有米遣合せ履行		一
	新砲臺の防備		五
	軍艦製造の建議と精鍊方建設		二
	米國使節艦浦賀に渡來す		一九
	幕府の水福聯立内閣と築堡の議		二四

目録



田中義典

田中義典

田中義典

江川氏の手代來りて反射爐を實驗す……………二九

米艦出帆後の幕議、家慶將軍薨ず……………三六

幕府米艦渡來を奏聞す……………三六

第五十一章 長崎に露艦渡來す……………四三

長崎に露國使節艦渡來す……………四三

米國國書に關する意見書……………四七

和蘭への船艦註文、露艦の内景視察……………五八

幕府大砲鑄造を囑託す……………六六

江戸に於る芝居差止……………六六

露艦長崎を出帆す……………七三

第五十二章 露使と長崎に談判す……………七九

露國國書の譯文と閣老の答案……………七九

長崎新砲臺の威力、防備費の經理……………八五

將軍宣下、勅使の米國處置質問……………九四

露艦長崎に再渡し幕府委員と談判す……………一〇一

第十八卷 開國の初步 安政元年……………一〇九

第五十三章 米露軍艦東西に渡來す……………一〇九

露艦長崎を去る……………一〇九

幕府委員新砲臺及び佐嘉の鑄砲を観る……………一一四

米艦江戸に再渡す……………一二七

幕府米國と條約を締結す……………一二六

長崎港内砲臺改築の議、三支藩の公務免除……………一三三

露艦復長崎に渡來す……………一四一

第五十四章 時代變化の知識誘導……………一四八

内裏炎上、楠社義祭同盟……………一四八

火術方に蘭學寮を設く……………一五四

家定將軍世傳の刀を賜ふ……………一五九

第五十五章 蘭人傳習の起り……………一六四

和蘭軍艦渡來の準備……………一六四

長崎に和蘭軍艦渡來す……………一七二

蘭館に於る鑄砲質問……………一七五

長崎に英艦渡來し、中立條約を締結す……………一八〇

公蘭國軍艦に乗る……………一八九

幕府講武所新設……………一九三

長崎奉行新砲臺及び佐嘉の鑄砲場を觀る……………二〇〇

蒸氣船製造の經畫、蘭學獎勵……………二〇三

下田に露艦渡來し、戸田にて造船す……………二〇九

米國條約調印……………二二一

第十九卷 長崎陸海軍傳習安政二年……………二二九

第五十六章 幕府の硬軟兩派……………二二九

家定將軍の判物授與……………二二九

梵鐘を銷して銃砲を鑄造すべき官符……………二三三

川越侯との結婚、將軍の繼嗣問題……………二三三

長崎に英佛の軍艦渡來す……………二三八

大浦海岸に於る砲臺地檢査……………二四三

第五十七章 長崎に於る蘭人傳習の開始……………二五〇

江戸の大船製造、佐嘉の蘭學擴張……………二五〇

弘道館の南北騒動……………二五四

精錬術研究、和蘭醫術専用……………二五九

長崎に蘭艦再渡し、陸海軍傳習を始む……………二六二

英佛の艦隊長崎に沓至す、公又蘭艦に乗り
込む……………二六八

幕府海軍傳習生を送る……………二七六

造艦費の財源富殖……………二八三

英國我邦に汽船を餽る……………二九二

幕府傳習生昌平丸にて長崎に到着す……………二九四

第五十八章 癸丑變後の參府……………三〇〇

幕府の政變と江戸の大地震……………三〇〇

堀田備中守入閣後の幕政……………三〇四

震災後の節儉令……………三一

幕府の開鎖兩派……………三二六

長崎に於る日蘭初度の條約……………三三〇

第二十卷 陸海軍と蘭米條約の改正自安政三年
至同四年……………三三三

第五十九章 海陸軍改革の起り……………三三三

幕府の蕃書取調所創設、公の品川臺場巡視……………三三三

中院家と宇治に會見す……………三三七

海軍創設の準備……………三四三

新式銃陣の訓練を開始す……………三五四

學館に奥寮生を設く……………三五八

船手の改革、海軍費の調査……………三六三

六十章 蘭米領事の貿易勸告……………三七三

和蘭領事の貿易勸告……………三七三

英艦の長崎番所仕切船乗敷……………三八六

米國總領事下田に渡來し江戸登營を要
求す……………三九五

長崎の邪宗徒檢舉、葦山の反射爐助力……………三九九

幕府月次獻上を免ず……………四〇四

長崎兩番所移轉説と東北探檢……………四〇七

第六十一章 蘭米條約改正……………四一一

和蘭領事の清國事變密告……………四二一

海軍創設、陸軍改良の經畫……………四一九

内使を薩摩に遣はす、參府延引……………四二四

飛雲丸買入れ、晨風丸製造……………四三〇

和蘭條約追加……………四三三

米國領事登營し、且堀田閣老に會見す……………四五〇

將軍諸侯に米國條約改正の意見を諮問す……………四五四

第二十一卷 五箇國條約(安政五年)……………四六五

第六十二章 條約改正紛議……………四六五

米國條約改正諮問の答議……………四六五

諸組の銃陣總演習……………四六九

堀田閣老の上洛……………四七五

鹿兒島に潛航して薩摩侯と會晤す……………四八一

陸軍改良、海軍創起に係る施設……………四九一

佐嘉の白帆注進を廢す……………四九六

彗星天に互り、虎狼痢流行す……………四九九

第六十三章 五箇國條約締結……………五〇五

重ねて米國條約改正の諮問を答議す……………五〇五

井伊大老の米國條約締結將軍の繼嗣定まる……………五〇八

露蘭英佛の使節江戸に集まる、家定將軍薨ず……………五一五

薩摩侯薨ず、間部閣老上洛諸士を捕縛す……………五二八

枝吉次郎を謹戒せしむ、幕府水戸の京都留守居拘引……………五三五

第六十四章 陸海軍備の新經畫……………五三六

三支藩の參府期短縮請願……………五三六

海軍費の銀札發行……………五四六

醫學好生館建設……………五五一

電流丸の長崎到着、蘭教師神島砲臺を觀る……………五五五

世子の鎧著初め……………五六〇

第二十二卷 條約頒布、公武合體の起

り自安政六年至萬延元年……………五六三

第六十五章 五箇國條約頒布……………五六三

公新年試筆の詩……………五六三

間部閣老歸府、京囚訊問……………五七一

幕府長崎傳習を罷む、我製鐵器械の獻納……………五七四

學館教育を刷新し、課業法を停む……………五七九

海軍所創設……………五八六

横濱開港五箇國條約頒布……………五九四

幕府の京囚處刑……………六二六

第六十六章 井伊大老と會晤す……………六三三

田中善右衛門井伊大老に海軍興隆を説く……………六三三

執政を交替して參府す……………六三一

井伊大老と會談す……………六三七

中將昇任、觀光丸囑附……………六四二

第六十七章 井伊大老遭難……………六四八

幕府米國へ使節を差遣す……………六四八

井伊大老を招待す……………六五二

井伊大老の櫻田遭難……………六五九

佐嘉より護衛の士急行出府す……………六六五

電流丸にて歸國す、軍制を總鐵砲に改む……………六七一

世子の江戸參府……………六七四

遣來使節歸國……………六八〇

幕府の和宮降嫁運動……………六八五

北支那戰爭……………六八八

鍋島直正公傳第四編目錄終

鍋島直正公傳 第四編

侯爵 大隈重信監修

文學博士 久米邦武編述
文學士 中野禮四郎校補

第四編 開國の初期

第十七卷 米露の使節渡來

第五十章 長崎新砲臺成る

政費の有米遣合せ厲行

嘉永六年癸丑、公年四十歳なり。去年世子はその齡七歳に達して保姆の手を離れ、二ノ丸に其居を營造して移徙したりしが、是年正月元日は本丸に登

第十七卷 米露の使節渡來 第五十章 長崎新砲臺成る

世子登城始
めて正を賀
す

海外の形勢
益々險惡

鍋島直正公傳 第四編

二

城して、始めて正を賀し、公と酒盞の獻酬あり。又支藩鹿島は、嘉永の初以來本藩より差配して財政を整理し來りしに、當主熊次郎（後備中守直彬）成長して十一歳になりたれば、十五日小城の加賀守同伴にて登城、酒盞の獻酬あり、藩内亦靜穩無事にて太平を祝したり。

外國の形勢はます／＼險惡を來し、今や米國の使節艦は印度洋上にあり、露國の使節艦亦南米洋上にありて、各我日本に向つて航進しつゝありたりしが、鎖國の中にありたる一般はさりともしらず、唯幕府へは和蘭の瓜哇總督より告知ありしを以て、公は御番方の祕密によりて其消息を得られたり。是まで攘夷の責任を重んじ、二十餘年の間士政民政財政の改革に勉めたる結果、領内次第に富みて蓄積を生じたるため、之を抛つて長崎の國防を改良したりしが、今年は方にその成功を見るに至りしを以て、非番なれど公は新砲臺に備へて其來るを待たれたり。

時に舉世囂々攘夷論は沸騰すれども、その多くは局外者が此題目を掲げて憤慨する空論に止り、一も根柢あるものあらず。苟も攘夷の實功を期せ

國防費蓄積
と常費の整
理

んには、國防に向つて嚴重の守備を爲さざるべからず、而して是に主要なるものは資金なり。されば公は内庫の收入を以て困難なる財計を整理し、以て藩政の急を救ふと共に、貸附法を行つて利益を他より吸収し、又一方には米券の信用回復に力めて内外に信用せらるゝに至らしめ、而も怠るところなく勤儉を以て蓄積に努められしに、世間には、財政の困窮はかゝる公の吝嗇の習性をなしたりとて、之を嘲笑するものも少からざりき。されどかくして得られし金を長崎の國防に擲ち、以て天下の認めて難事としたりし大事業を成就せらるゝに及び、前の嘲笑は今の驚嘆となりて讚稱の聲噴々たるに至れり。されば、是は公が國家に負うたる責任を盡すの初歩のみ、その前途の期望は尙遼遠宏大なれば、理財の用意も最も慎重周到ならざるべからず、而も其資金の富殖は内庫の收入に待つべきにより、政府の經費は必ず藏入米を以て遣ひ合すべく、内庫の補給を要せざる仕組を堅確にたつべしと嚴命せられたり。因つて政府は詮議をなし、十六日に

御相續向御有米御遣合被仰出候に付而者、巨細調合候半而不相濟、地行相

混候而者御用辨致し兼候に付、左之者義右取調被仰付方に可有御座。と伺ひ出でて、中村彦之允を主任者に選舉せり。是に於て請役所内に立てたる目安方を舊に復し、總て政費に涉ることは藏方にて執行せしめ、中村彦之允を藏方頭人と爲し、請役所相談役池田半九郎に藏方を兼帶せしめ、藏方立會役松永五左衛門と三人にて有米遣合せの調査に當らしむ。而して、内廷よりも年寄牟田口藤右衛門、御側目附徳永傳之助の兩人に命じ、藏方に出勤して目安取調を相談せしめ、更に久米雄七(後次左衛門)に目安方を命ぜられたり。よりて去年度九月までの決算の剩餘を嚴密に取り調べて、法規に遵うて掛硯方に納附せしめ、以來毎年度此の如く取り計ふべしと仰せ出さる。是より藩政の經費は有米遣合せに確定して内庫よりの補助は止みたりしかば、内庫の収入は専ら將來國家の爲めに建設をなす目途に充用することに定め、以て益國防に向つて大發展を圖らんとせられたり。さるに日本全國の風潮は依然たる苟且儉安にて、遠大の經綸あるものとは寥々晨星の如かりしに、海外よりの濤瀾はやがて打ち寄せ來りたり。

藩の經常費
は有米にて
支辨す

御拳の鶴拜
領

江戸にては、公は將軍御拳の鶴を拜領せらる、是は將軍の放鷹に獵獲したる鶴にて、國主にも希にある重き賜物たり。斯物拜領の式としては、まづ其臟腑を去りて、羽毛の儘鹽漬となしたるを籠に飾り、以て江戸城より藩邸に昇き到らしめ、到着に及んで、更に直に玄關より擔込ましめて、藩主迎へ拜し、藩主在國なれば更に之を藩地に護送す、其時には道中奉行より街道筋に觸れて道路を警め、而して其鶴の籠が玄關より昇夫の肩に上るに及んでは、決して地上に置くことなく各驛にても肩より肩に移し行き、東海道より中國路、九州路を経て、到る處榮譽を播しつゝ、本城に達す、此時、重役等は之を玄關に迎へて受け取る慣例なり。這次拜領の鶴は二月二十七日佐嘉城に到着したるを以て、三月朔日料理して祝宴を設けられたり。

新砲臺の防備

長崎伊神兩島の臺場成るに及び、佐嘉より鑄造の大砲を運びて漸次之に備附けたれば、三月御番方に於て、守備に差し向くる役々、砲手の員數を議定

兩島守備員の議決

し、當分は兩島へ目附御番方附役、火術方附役、各一人づつ、臺場守備には兩島に火術組より物頭一人づつを遣はすと、もに、筒打には大砲指揮方八人、打手三十一人、手明鍵五十五人、足輕四十六人を配附しおき、異船の渡來次第、早速立にて赴かしむる人数を命じおくこと、なしかくて兩島に其居住する麻舎の建設に取り掛れり。

十九日公は水ヶ江御茶屋に臨み、兩島の守衛に赴く砲手の侍手明鍵が抱筒の技術を演覽し、終りて高岸村に新設せられたる精鍊所(次項に)に臨み、二十三日岩田に赴いて兩島砲手の石火矢放出を演覽あり、爾後は交番毎に之をなされたり。四月二日には中折の調練場に臨みて火術方の銃陣を演覽あり、是より屢、臨みて銃陣を督勵せらる。

長崎新砲臺に砲手を配附すると共に、同所備附の砲數も漸次に増加したりしが、去年中に鑄成したる砲數は、銅製二十八貫八百目二挺(其一是錐鑽中なり)、同十五貫目七挺(其三挺は鑄たる儘)、同五貫五百目十二挺、同四貫三百目十挺、同二貫四百目九挺(其四挺は錐鑽中)、鐵製七貫三百目十四挺(其七挺は錐

去年中に鑄成せる砲數

兩島詰砲手の條目

鑽中、七挺は鑄たる儘にして、十五貫五百目七挺は尙鑄立中なり。然るに本年に入るに及び、四月までに二十八貫目以下六挺の大砲を鑄成し得たりしかば、合せて兩島に送附したり。

是月兩島詰砲手の條目を定めらる、左の如し。

- 一 毎朝暮發砲一發づつ。
- 一 毎日大小銃業前演習。
- 一 月に何度か總勢相揃大調練。
- 一 風烈の節、御臺場々々並に火藥庫等見廻念入候様。
- 一 遠見所より白帆合圖順打有之候はば、皆々合圖を定め、持場々々出張、御筒に藥込致し、指圖次第に順打の事。

右の末白帆船段々乗入候はば、兼て御定の通り、玉藥運出し、御指圖次第に打放し、異船粉碎の心得勿論の事。

附 持場受取の上如何様の用向有之候共、持場を離れ候義有之間敷事。尤無據事にて暫時持場相離候はで不叶時は、其趣指揮方に點合

(届出のこと)得指圖可能出事。

一 遠見所より白帆の合圖有之、野母其外より順打有之候はば、異船の心得を以て出張、兼て演習の通無混亂様放發の用意相調、令を待、空砲畢て玉薬込方致し、異船乗入の次第機に應じ即時打放粉碎せしめ候心得勿論の事。

一 白帆船段々湊乗入候はば、愈以て無油斷持場相固め、嚴重可相守候。

惣て物頭は足輕引連れ晝夜御臺場其外相廻り、異人共上陸は勿論、守衛方萬端疎かの儀無之様懇に心を可用候事。

一 例の商賣船にて相變儀無之段御奉行所より御達有之とも、御番所内港御引入無之間は前條同斷。

一 港下げ後高鉾邊を下し候はば、臺場其外頭々より足輕引連晝夜相廻り、其外諸事入津の節同様心得候様の事。

遠見所白帆の合圖順打とは、今度増築の伊王神、島の臺場に備へられたる多人数をして、白帆注進の節、各受持の場所に出張せしむる手捌の爲めに、野母、

鷹島等よりの合圖の砲聲を聞き次第、兩島に於て空砲を五六發放出すべく奉行へ届け出で置きたるをいふ。ついで又兩島臺場の定書發表せらる、左の如し。

兩島臺場の定書

様。

一 半の日大砲稽古の事。

一 丁の日小銃稽古の事。

一 毎月三八の日小銃的の事。

一 毎月兩度土兵共大砲取動習の事。

一 御筒割の儀火術方に於て相整、役筋差出相成候様の事。

此土兵は深堀領の伊王島、神島、香燒島、沖島、鷹島、五箇村の住民より募りたる壯丁を、深堀の兵として助手に使ひ、白帆注進あれば、伊王島へ五十二人、神島へ二十九人、香燒島へ三十五人、駈け附けしめて、大砲を動かし、或は彈薬を持ち運ぶ用に充てたるものにて、平常より彼等は砲隊の稽古をなさしめられ

たり。又兩島詰人の規則を定むる左の如し。

- 一 不依上下喧喋口論大酒其外猥ケ間敷義無之様其嗜可爲肝要事。
- 一 兩島詰の人々爲私用長崎其外不依遠近猥に罷越候儀堅停止の事。
 - 附 長崎へ人遣はし候はで不叶節は其謂神ノ島は御目附伊王島は御番方へ相斷り判形を以て罷越し猥に不致遊行日中罷歸り候様可申付候事。
- 一 木戸出入の節は御目附方御番方へ釣合相成候様の事。
 - 附 足輕の義は支配頭從者の義は其主人印形を以て板札木戸番へ出し可罷出候事。
- 一 長崎其外へ船差越候節神ノ島は御目附伊王島は御番方へ乞筈を以て船筈受取可罷越候事。
 - 附 長崎差越候節御屋敷波止場より外他所へ著船爲致間敷候事。
 - 一 火用心專一の義に候條疎の義無之様就中玉藥庫近邊火取扱間敷事。
 - 一 御臺場其外掃除念入相整候様の事。

- 一 物賣其外旅人木戸内不入込様の事。
- 一 白帆注進の節著服の義兼て相定置候通組頭は裁附陣羽織御筒打侍手明鍵は袈天股引の事。
- 一 異人共上陸制方の儀粗忽の致取計事端引起候通にては不相濟勿論手後れの義有之候ては御國威にも相拘り不容易事義に候此邊厚勘辨を加へ守衛方左の通り相心得候様。
- 一 異人共端船より島方近く乗廻り候節は本船へ乗返候様番船より可相制義に候へ共夫をも不相用可致上陸模樣に候はば陸手より手様仕形を以て上陸不致通可相制事。
- 右の通相制候ても上陸候はば精々及取押及御沙汰候迄無油斷警衛可致候事。
- 一 前條相制し候場にて異人共劍戟鐵砲等の業に及び此方人數の内殺傷に逢候體の義有之は無二念打棄打挫可申候事。
- 一 伊王島神ノ島へ御奉行巡見の節は御番所見合物頭中波止場罷出候

節綿服著用の事。

兩島の守備
兵増遣

五月百五十磅砲一挺、八十磅砲一挺を四郎島の山上に引き上げて備附け、十六日より火術方附役四人、筒打十六人、足輕十人を増し、月末長崎奉行大澤豊後守兼哲兩島を巡檢す。六月火傷救急のため公の手許より兩島の筒打場にエンゲルサルフ三陶、ミッダ醋二瓶、及び治法書一冊を賜はり、併せて公の小道具中に有り合せたる羊角燈十箇を臺場用に出さる、近侍古川與一より書狀を以て之を送致せり。是に於て兩島の増築始めて大成し、大小砲併せて守衛の砲手をも配附して應急の實用を爲すに至りたれども、佐嘉にはなほ鑄砲を急いで豫定の數に充てんと努力したり。

軍艦製造の建議と精鍊方建設

長崎の防禦は、臺場と舟手との二つより成りしが、時代相應の改良を爲すには、臺場を洋式に築いて鐵製の重砲を備ふるとともに、要港に堅艦を繋いで海軍としての活動をなさしめ、以て是までの石火矢關船を廢せざるべからず。

これ既に天保の末、公が薩摩齊彬侯との間に協定せられたる理想にして、第十三卷に述べたる如く、阿部閣老も賛同したる所なり。故に勢州は、八年前に浦賀、長崎、薩摩、松前の四要港に洋式の軍艦を備へんとて、水戸老侯へ申し越したりしが、他の閣老等が大船製造の禁弛めば鎖國の大法破壊すべしと恐れたるにより、因循決せられずして今日に至りたるなり。されど公は此問題の早晩に解決せらるべきを信じて疑はず、蓋し去年長崎防禦につき、支藩の免役と御領地預けとを願ひ出でんとて、田中善右衛門を駐府せしめられし要旨は、機會を捉へて天草島に海軍を起さんために外ならざりしなり。かくて一方近侍増田忠八郎廣豊に命じ、船考といふ書を作らしめられしに、其書本年正月に成りて公の許に獻ぜられたりしが、其序文の結尾に曰く「宇内機智日開、機械益精、虜既挾火船大砲、狂瀾大濤視如平地、金城鐵壁亦屬粉碎、則視我粗船拙砲、虛喝輕蔑何所不至、及今不改船制、則將無免侮慢矣、我公盛意蓋在乎此。」と、公の壯圖を觀るべきなり。されば公は、現に西洋各國が海軍に主用して海城と爲す大船フレガットの、風帆を操れるに反し、近十

船考成る

公蒸氣船の
雛型を索む

餘年來は新發明の蒸氣船なるものありて、逆風を押し切つて進行しつゝ、船艦隊の通信をなす由を蘭人より聞くや、該船の結構にして果して巨艦を造り得べきに足るものあらば、未來の海軍は必ず之に改まるべしと考慮せられ、是夏長崎開役に命じて、密に町年寄高島作兵衛に、蘭商に蒸氣船の雛形を所持するあらば之を買ひ得たしと申し含めしめられたり。

抑も我鐵砲は、三百年前西洋より接納したる種ヶ島式の鐵砲石火矢にして、鎖國のために發達せずして今猶火繩發火をなすものなるに、西洋に於ては總て燧發火の式となりて、銃身に劍を附けて槍を兼ねしむる所謂「火槍」を主用せるのみならず、大砲にも輕重數等ありて、其彈には霰彈、ブリキドゥス等の巧を用ゐたりしかば、我圓極流の秘法も後に瞠若たらしめられき。斯く西洋には小銃、大砲より硝藥、彈丸まで精良を競ひ、武器は火術を専用したりしに、近年は更に燧石の鈍れ易きより、ドンドル式とて雷粉を製して發火せしむる方法を始むるに至りしかば、公は蘭學によりて物理、舍密、築城、冶金等の科學的知識を獲むと欲し、曩に國產方に精鍊方を建て、其工藝の試験

佐野榮壽江
戸の伊東塾
に入る

所に充て、因て該學者を集めて大に研究せしめらるゝ所ありたれど、蘭學教導大庭雪齋、大石良英等は醫者の事とて、藥劑には精通せるも化學工業までには及ばず、新に養成せられたる秀島藤之助、小部松五郎等亦學力猶淺かりしを以て、唯杉谷雍助の冶金、山村良哲の物理數學により三酸、鹹類等を用ゐて其巧技を喚起しつゝありき。往年江戸に開塾して諸藩の蘭學生を教授せる伊東玄朴は、公の此の如き必要の下に指定ありし書の局部を翻譯すると共に、或は自己の研究を紹介して臨時の用に供し居たりしかば、公は更に之を利用せんと欲し、佐野榮壽に江戸遊學を命じ、玄朴の象先堂塾に入らしめられたり。榮壽は外科の侍醫佐野孺仙が養子にして、年三十餘、頗る才氣ありて、長崎に蘭學を修め居たる者なるが、象先堂に入るや直に塾頭に擧げられ、公の近侍より玄朴へ囑し來れる種々の質問研究を執り次ぎ、公の西洋の科學知識に飢渴せらるゝ事情を知り、勉めて其方面に關する新知識を報道せり。

是時象先堂には薩摩の松木方庵(後に寺島宗則)、長州の村田藏六(後に大村益次郎)等も入

ゾーフの日
蘭大辭書

塾して、生徒は頗る多かりしが、理想を定むれば意思を緊張せしめて邁進する性格なりし佐野は、常に交遊を好みし爲めに學資に窮し、よりにて書生の常態として、藩邸の故老を欺瞞して工面才覺したりしも、獲る所は些少の額にて次第に負債を重ね、遂に苦しまぎれに象先堂の管理に依る最貴重の『ゾーフ』といふ日蘭對譯大辭書を抵當となして、金三十兩を借りて一時を糊塗したり。ゾーフは文化當初の和蘭商船の甲比丹にて、その本國の佛帝拿破侖一世に併せられしと、もに、印度以東に於ては英國の監視ありて、瓜哇、長崎の往來絶ゆるに至りしを以て、交代歸國するを得ざるに至り、因て出島に駐在する十八年の間、蘭通詞吉雄と共に、佛人ハルマ氏の辭書に倣うて日蘭大辭書二十一卷を著はせり、是れ即ちこのゾーフの辭書にして、此頃までは未だ剽竊に上るを得ずして寫本にて傳へたりしかば、資力ある人ならでは之を藏するを得ず、而も蘭書を講習するには必要缺くべからざる貴重の書なりき。さて當時の金三十兩は今の三四百圓に換算せらるべきを以て、之を引き出したる彼は、一時の窮を彌縫して餘りありたる事ならむも、一書生の

佐野玄朴に
破門せられ
むとす

ことゝて其辨償はなし得べきにあらず。乃ち懸て其事暴露し、師の玄朴は大に怒りて、直に彼を破門せんとしたりしかば、進退維谷りし彼は、即座の機轉に面色を變へ、まことに謝するに辭なけれど、君命を受けて遊學したる我身とて、破門とならば金錢上の失體の暴露と、もに、去留共に前途の望みも絶えん、されば唯死するより外なし、然らば寧ろ師と共に死せんとて、刀を捉つて決心を示しければ、玄朴甚だ窮して之を押し止め、破門を中止して、それとなく退塾せしむることゝなせり。玄朴は素より藩邸に勢力あれば、重役等密に勸告し、榮壽は才子なれど、學問を勉強せずして、道樂の交友にのみ耽れば、成業の望みなし、早く歸國せしむるに若かずといひしにより、藩邸より佐野を諭して歸國せしめたり。佐野は思ふやう、此儘にて歸りなば到底我汚名を洗ふに由なし、恰も好し我公は今や化學巧技の人を求めつゝあり、よりて是を以て公を動かし、併せて我前途の光明を導かんとて、豫て伊東塾に在りしころ聲名を耳にせるところの、雷粉を製するに苦心鍛鍊を経て精力絶倫の人たる京都の化學工技者中村奇輔、理化學に精通して氣根強き但馬

佐野化學工
技者を伴ひ
歸る

人石黒寛次、其巧技人に勝るゝのみならず、亦非常の人物たる久留米人田中近江、儀右衛門父子を誘ひ、乃ち伴うて佐嘉に歸りたるは去年の末なりけり。時に公の近侍にて蘭學擴張の事に掛りたる千住大之助、増田忠八郎二人の中、増田は造船の取調べより精鍊方の事をも斡旋し、且つ佐野と親交あるに、より、佐野は増田に、説き、時勢已に迫れり、今日にありて、單に藩内の人にてのみ世界知識を吸収せんとするは、餘りに褊狭なり、寧ろ從來の格法を破り、異常の材を有して不遇なる他國人を擧用し、以て智囊を開く端をなすべしと辯に任せて論ぜり。かくて彼は公にも其燕間に之を語りければ、さすが守法に強き公にも、其人物に飢渴せられたる際とて、意外にも心を動かされ、中村等を雇として精鍊方に留め置き、火術に必要な物を製造せしむる主任者となすべしとの内旨あり、佐野にも亦是春醫業を罷めて髪を蓄へ、平士として精鍊方に出仕すべく命ぜらる。其時公は笑ひながら、榮壽を榮壽左衛門となせとのたまへりしに、佐野は感激して其如く通稱を改め、姑くは鬢を附けて出仕せり、是れ佐野常民伯の前身なり。

米國使節艦浦賀に渡來す

かゝる所に、海外の濤瀾は豫想だにもせざる江戸灣に打ち寄せたり。六月十七日江戸より早打到着し、去る三日相州浦賀に亞米利加の軍艦數艘卒然と來著したるを報す。是に於て其艦は追て法の如くに長崎に廻航せしめらるべしとて、非番年にて佐嘉邸にありし大番頭鍋島左馬助は、直に御番方相談役及び火術役等を率ゐて長崎に出張せり。

抑も此亞米利加軍艦は、去年和蘭の瓜哇總督より告げたる如く、北米聯邦國の大統領フィルモールより差遣したる東洋艦隊にて、海軍少將マッシュューカ
ルブレース・ペルリその提督に併せて特派使節たり。彼等は去年十月十三日(即ち西曆千八百五十四年十一月二十四日)フレガット艦二艘、蒸氣船二艘にて本國の軍港を發し、大西洋より阿弗利加洲の南角を経て本年二月十九日(即ち千八百五十五年三月七日)支那の英領香港に著し、碇泊する二十四日にて、サスケハンナを旗艦となし、ミスシッヒ及び運送船二隻を艦裝して艦隊を整へ、更に上海を経て四月二十九日

ペルリ浦賀
に到る

ペルリ琉球
に到りて開
港を迫る

琉球の那覇港に著せり。かくて兵を率ゐて上陸し、王宮に到り國王、重臣に物を贈りて面謁を求めしに、國王は病と稱して出でず、大官代り迎接して之を饗應したれど、提督ペルリより開港を要求するに及び、大官は辭を盡して固辭したりと云ふ。當時琉球は薩摩よりの在番守衛を受けてその拘束を蒙りゐたりしを以て、外國より此の如き壓迫を受けて、進退困難を極むるに及んでは、海路より鹿兒島に急報するところありたるべく、五月まで江戸邸にありし島津齊彬侯には、既に其報は達しゐたるなるべし。我藩は懇親といひ、長崎防禦の任にも當りたれば、江戸にも長崎にも彼藩より機密の通知を得たれども、亦事後のこととて詮方なかりき。かくて長崎新砲臺の成功とともに、大砲鑄造も數年の經驗によりて熟練し、頗る威力ある巨砲を配備するに至りしは前記の如くなれど、今に向鑄造をつゞけ、鑄成のものは逐次廻漕して益、守備を嚴にし、以て一左右を待ちたりけり。

斯くて琉球を去りたる提督ペルリは、五月初旬小笠原島に到りて同島の地理を觀測し、二十六日艦隊に戰鬪準備をなして進發し、六月三日相州浦賀

に闖入して投錨したり。時に浦賀奉行は戸田伊豆守(榮氏)井戸石見守(道弘)なりしが、國法に遵ひて檢使を遣はし、與力香山等に蘭通詞をも附して彼艦に乗り附けしめ、以て來意を問ふと共に長崎に廻航すべき旨を諭したれども、ペルリは傲然として聽入れず、直に江戸に乗り入り、宰相に面談して、直接に大統領の國書を捧呈すべし、而も若し不承知ならば、砲火に訴へて天理に背く道を正すべきにつき、其方にも國法を立て、防禦せらるべし、その期に臨みて和睦を請ひたくば、この旗を樹て、來られよ、然らば直に發砲を止むべしとて白旗二旗を渡したり。かくて奉行はこの狀を續々江戸に報道したりしに、初めは幕府は極力之を祕したりしが、米艦の江戸灣に入りて測量するに及び、老中一同不時登城をなし、俄に江戸附近の警固を命じ、大森(大森)を松平大膳大夫(長州)本牧を細川越中守(肥後)芝、高輪沿岸を酒井雅樂頭(播磨)品川御殿山を松平越前守(越前)深川、洲先を立花左近將監(河柳)鐵砲洲を松平阿波守(阿波)濱御殿を松平讃岐守(高松)羽田を松平安藝守(廣島)の持場と定め、いづれも甲冑陣羽織にて之を固めさせたり。されば八大名の兵は雜卒を加ふれば一萬以上に及

びたるべく、軍馬の江戸を往來する織るが如くにして、さながら戰場に異ならざりしが、市中へは、異船内海へ乗り入らば半鐘を亂打すべきを以て、火消は直に持場を固むべしとの令を傳へしかば、市中はさながら鼎の沸くが如く、今にも戦争始まるべしと騒ぎ合へり。かくて幕府は竊に警固の諸藩に令して出兵の準備をなさしめ、六月に至り、異船の江戸海に進入したる時の心得を觸れ達しければ、市中の騒擾は更に名狀すべからず、老若男女相率ゐて遠く市外へ避けんとし、小諸侯、旗本等も亦家族を領地若くは知行地へ避けしむる準備をなす等、右往左往のひしめきを見たりけり。然るに前記の如く、浦賀附近には數多の砲臺あれども、威力の薄弱なる殆ど防備なきと同然なれば、幕府は到底之を拒絶し難きを察し、浦賀奉行へ米國使節に面會すべきを命じ、よりて九日久里濱に於て戸田、井戸の兩奉行は小袴陣羽織を著けてベルリ及び將校三人と會見し、立石得十郎通辯の役を勤め、與力四人之に従ひ、米國の士官數十人も亦その座に連なりたり。ベルリは其席にて國書を授け、明年の初め再び來航して答書を受け取るべしと固く約束して會

幕府奉行に
命じて米使
と會見せし
む

米艦江戸灣
に入る

見を終へたりしが、十二日に至り、更に軍艦を江戸灣に乗り入れたり。然るに、附近の砲臺は威力なきことゝて如何とも爲し得ず、遂に米艦をして本牧の邊まで乗り込みて威力を示すまゝに任せれば、江戸市中は又大騒動となり、かくて日暮に米艦より空砲を連發するに及び、其響は忽ち江戸を震動したりしかば、すは戦争始まりとて、上下は名狀すべからざる周章狼狽をなすに至り、閣老以下も夜半火事装束にて登城したり。されど是は米艦が是日幕府より國書の受領書を受け取りたるために發せる祝砲にして、彼艦は祝し了りて、其夜出帆西へ向つて去りたりき。

蓋し初めベルリは、英領香港に對抗する避難港として、琉球と小笠原島とを占領せんと欲し、本國政府に之を強請し、大統領より戦端を開かざる範圍内に於てはなすも可なりとの承認を得たるは事實なり。然るに本年二月大統領更迭し、レバブリカン黨のフィルモール退いてデモクラット黨のピアースの政府となるや、政治の方針は一變し、其侵略主義は否認せられたれど、航行中のことゝてベルリは之を知らず、よりて初め艦隊を整へて琉球に到り、

米艦の倨傲
なる態度に
出でし理由

進んで小笠原群島の父島を探検し、次で我江戸灣に來航したりしなり、かくて、其後彼は上海に引き揚げし後も、猶前意を遂げんと數回本國に往復し、而も終に志を得ざりけり。かの父島は文祿二年小笠原貞頼が発見せしところにして、後久しく無人島となりぬしが、文化の初めより住民を生ずるとも、英米人も寄寓したりかば、ベルリはこゝに貯炭所を買ひ入れて數人を殘して去りたりき。其者は留りて島民となりたりと云ふ。又ベルリは、最前香港を發するに際して、日本の蘭人の補助を得て戰鬪準備をなす由を聞き、乃ち寛柔の態度をすて、威嚴を示すに注意をなしたりとなり。

幕府の水福聯立内閣と築堡の議

以上は米國使節船の浦賀に渡來したる光景の概略なり。是時幕府内部の狼狽については、諸國に紛々たる浮説を傳へしかど、屋上に屋を架したる浮説にして、其眞偽は捉摸すべからず。されど長崎と三百里を隔てたる江戸の慣れぬ外國船の突入に逢うたる恐慌は、噂に聞くと笑止にして、久里濱

米國國書の
領受は鏑際
降参に過ぎ
たる恥辱

にて幕府の米國使節の國書を受け取りたるは、匕首を咽喉に擬せられて嚴法を破毀したると同様、武士道の鏑際つばさの降参に過ぎたる恥辱なり。鏑際は白刃相接して距離切迫したる謂ひなれど、江戸灣の防禦の如きは金装の竹筥にして、ために刀を向けられても抜き放す能はざるため、かくは屈服したるものにて、是までの積威の反感も加りて、諸藩に攘夷論を勃發せしめたる以上、幕府の威令は既に地に墜ちたりと結論して可なるべし。事のこゝに至れるは、久しく華奢遊惰、虚榮を耀かして諸藩を苦しめたる結果にて、今更已むを得ざることなれど、諸藩とても亦同じく泰平に酔ひ、其内部には憤慨鬱積したりしも、一轍無理解なるもの多かりしなり。されど此外國の高壓力によりて日本は眞箇の狂濤を捲き起し、鎖國開國の紛論沸起したり。

阿部閣老は米艦渡來の報に接する翌日、水戸老侯へ人を遣はして意見を問ひしに、翌々五日の夜答書ありて、『異船の事については拙老憂苦し建白したる事も御用ゐなければ、今更何とも致すべき様なし、只當惑するばかりに候、今となりては打拂ふが宜しとも申兼候。幸に勝利となりて浦賀を打拂

米艦の處置
についての
水戸侯の意
見

ふとも、伊豆の島々を勝手に取られんことは鏡に掛けたる様に存ぜられ、其とて彼が書簡を受取ならば、難題ばかりにて喧嘩の種を認めあると存ず。儉安姑息にて濟すならば益、後患となるべく、又異船騒ぎ長くならば内地より事起り騒立つべく、何れにしても大切の事に立至り恐入候、兎角衆評の上にて決断の外は有之間敷。』といへり。よりに七日には勢州親ら往いて懇談を遂げしが、久里濱の會見に國書を受け取ると、もに、米艦亦その夜出帆したれば、騒ぎは姑く鎮まりたりき。されど善後の策については幕府に定見とてはなかりしなり。時に薩摩の齊彬侯は歸國の途にありしが、警報を得て家士を引き返さしめ、尾張中納言慶恕卿に書を贈り、『閣老等に異國の事情に通ずる者なく、牧野少し異國の事を知れども、阿部も此頃は稍不評判なる様なり、十分の處置を爲し難かるべし、今度の事は水戸老侯に委任する方可ならんと存ず、宜く御盡力あれ。今の軍備にては迎も打拂を行ひ難ければ、暫く計策を以て時日を遅延し、其間に軍備を整ふべし。琉球在留の英人の語に據れば、今度の米人は開戦を以て強請する決心なれば、日本にても遂

水福聯立内閣

米艦防備に關する水福兩侯の意見

に許諾すべしといひたる由、是も亦參考すべき事なり、云云。』と言ひ越せりき。又三家に次ぐ越前の慶永侯(後春嶽)も、七日阿部に書を寄せて、『今度の事は誠に容易ならざる事にて、天下の安危に關すれば、晝夜寢食を安んぜず、兼て御承知の如く、駒込(水戸老侯を云)は、非常の御方ゆゑに、窃に呼寄せ、若くは御出ありて御相談尤と存ず。』と申し越す等、有力の諸侯みな水戸の老侯を推したり。然るに家慶將軍のやがて薨去するに及び、右大將には迎も此難局に當り得べき才力あらざれば、水戸老侯出仕して外國の處置を議することゝなり、世にこれを水福聯立内閣と稱す。

海防について米艦警備の件に關し、久里濱會見の翌日、阿部閣老より水戸老侯に、『今度の事穩かに異船出航すとも、後備(あとぞか)の爲に大筒百挺小梅(こがめ)の邸に入置かれ、不足の人数は御國許に選み置き、萬一の時に呼寄せられて然るべし。』と申し送りしに、その夜老侯より、『臺場物は運送不便なれば、まづ五寸徑玉筒十一二許、四寸徑玉筒二、一貫目玉筒八十餘、百目玉筒百許をさし上すべく、國許は異船の沙汰もなく、縦令來ることありとも間に合ふ位は準備しあれば、

江戸の静謐となるまでは當地に差置可申、尤も是は空覺なれど、百、目、筒、百、挺、位は此外に出しても差支なし。』との返書ありたりといふ。此事を世には、老侯は米艦渡來について特に諮問を受けたるを喜び、大砲百門を献上せられたりといふ。五、寸、徑、玉、筒とは當時の大筒なれど、軍艦を打ち沈むる威力のありたるや否やは覺束なし。

公は、その多年苦心して鑄造に成功したる西洋式の巨砲を、只長崎防禦に用ゐらるゝに止まらず、亦日本全國の海防に供して兵器の獨立を遂げしめんと志望せられたりしが、今度米艦の渡來より、江戸には今更の如く近海に守備なきを覺醒し、遽に砲臺新築の議起れり。先きに天保十年、江川太郎左衛門英龍の鳥居甲斐守と江戸近海を巡視するや、相州三浦郡、上總國飯野、東金の三箇所に十萬石以上の譜代大名三人を各移封して之を守衛せしめ、觀音崎の臺場を同地長崎の低地に移し、三軒家、走水等に臺場を築くべしとの意見を立てたれど、會計の吝よりして此の如き設備に著手するなどは思ひもよらざりしに、今に至り始めて其薄弱なるを痛感せり。されど彼の江、浦

品川臺場築造

と觀音崎との間は、距離廣濶にして防備の工事の困難なるのみならず、眼前の江戸海に米艦より示威的の砲聲を聞かせられたる恐怖の後なれば、議は内海を防ぐに集中し、即ち品川に臺場を築造すべく一決したり。これは蘭學者勝麟太郎(邦義)の建白なりといふ。時に中田顯忠は、江戸海邊の遠淺にして大船乗附の困難なるを説き、敵は上陸して短兵接戦をなさざるべからざれば、たゞ海岸に土居を築かば足るべしと建言したりと雖も、海防掛は、江戸の人氣のひたすらベルリの威嚇に震怖したりしよりして、品川臺場築造の協議を動かし得ざりきとなん。

江川氏の手代來りて反射爐を實驗す

米國軍艦の江戸灣突入に會したる江戸士民の震駭は、天下喧傳して、不意の出來事の如くに思ひ做したれど、既に去年和蘭國より警告もありたるのみならず、彼艦隊の二月末香港に著し、長髮賊の爲めに延滞して五月琉球に到りたりしは、薩摩侯にも彼地在留英人より聞知したるところにして、在國

米艦來航は幕府の既知せしところなり

の公亦長崎御番方の機密より承知ありしなるべし。加之彼が小笠原島に艦隊を整へて江戸灣に來るべきことは幕府閣僚間には知られたりしことなるべく水戸老侯に伊豆の島々を取られん云々の言あるは、その然る所以を語るものといふべきなり。時に我藩の田中善右衛門(武兵衛改名、此時は忠左衛門といふ、後見)は、支藩免役、天草御預等の用にて滯府し、阿部閣老の參謀筒井、川路等と昵懇に交はるとも、堅壘に重砲を備へ、要港に軍艦を繋ぐの、目今緊急の務めなるを説いて、機會を待ちゐたりしに、往年長崎の築堡鑄砲につきて公の知遇を得たりし江川英龍は、米艦渡來の警報により、海防掛の議に與かり、防備の速成に思慮を碎きたりしが、急に伊豆の沿岸に砲臺を築くとともに、我反射爐に倣うて大砲鑄造を始めんと欲し、よりて手代八田兵助を佐嘉に遣はして、教習を得べく田中に懇談したりしかば、田中より之を本島藤大夫へ紹介して是月の初め治裝して西下せしめたり。

佐嘉には米艦浦賀渡來の飛脚六月十七日に到達せしに、其日亦伊豆韭山の手代八田兵助到着し、江川より公に呈する書狀を齎して本島藤大夫に面

江川氏の手代八田兵助佐嘉に到る

會を求めたり。然るに本島は米艦の長崎回航に對する準備の爲め彼地へ出張したれば、翌日手明鍵目附井上善兵衛を御側聞次役として出會せしめしに、八田は江川の書狀を差し出し、主人英龍反射爐を設けて大砲鑄造すべく公邊へ願ひ出で、此御方經驗の教を受けしめん爲めに遣はしたるものなる由を陳述せり。翌十九日公は近侍増田忠八郎を遣はして面談せしめられしに、八田は、伊豆下田方面なる五箇所に四十挺づつ都合二百挺を排置して沼津、濱松、他一藩に守らしむる經畫を立て、金二萬五千兩拜借を差し出して、大貫目の砲を鑄んと欲すと陳述し、命を待つ間に、長崎に赴いて本島に面會し、併せて新築の砲臺を一見したしと願ひ、二十日の夕沙より井上とともに諫早渡海船にて二十二日長崎に著したり。かくて翌日本島は、神、島より來りて聖福寺に八田と面會せしに、八田は、『今度公儀より鐵銃鑄造の命を蒙り、豆州戸田村に反射爐を築き立てんとするに、色々不分明の點に疑惑す、御當家には十分御成功と承知す、依て示教を仰ぎたく家來の者を遣はす。』との旨の江川の書翰を差し出すとともに、鑄造の書類を取り出して質問を

八田兵助來嘉の理由

なし、かば、本島は、去戌年鑄造に取り掛りてより改鑄實に數十回、種々の困難續出したれど、刻苦勉勵、試験研究を重ね、漸く可なりの備砲を鑄成し得るに至れり、詳細は、猶佐嘉の實地に就いて杉谷雍助其外より承知あるべしと答へ、更に、當地私領の海岸に臺場を築造するについては、韭山へ毎度罷り越して色々御示教を受けたるなり、今や可なりの備砲をも成し得たれば、幸に現地を一見して江川公へ仰せ上げられたしといひしに、八田は、御臺場拜見は佐嘉にて願ひ置けり、明日にも罷り越したしとて、翌二十四日井上同道にて神、島へ渡り、備砲、火薬庫等残らず一見したり。かくて歸路向岸の福田の風穴の見物に誘引せしに、折節白帆注進の合圖發砲ありて、神、島の砲手等出張の混雜となりしかば、八田は之をも見つゝ、長崎へ舟を返したりき。注進の白帆は和蘭商船の渡來せるなり。

事體此の如くなれば、幕府より我藩に大砲鑄造の囑託あるは當然の事にて、二十二日(即ち八田の長崎著の日記)阿部閣老より田中忠左衛門(善右衛門の名なるべし)の前を呼び出し、公式に「鐵製石火矢二百挺程の鑄立仰付けらるゝに差支は之なきや」と問

幕府我藩に鑄砲を囑託す

幕府の注文による大銃製造方の報告

ひ合せたり。是に於て目附福地壽兵衛は、田中より委曲の事情を含められて、七月三日大早打にて佐嘉に到着し、具さに之を報じければ、政府は仕組所を開いて之を議し、乃ち大銃製造方に下して調査せしめしに、六日左の通り申し出でたり。

公儀御用鐵製砲二百挺御引請御鑄造之御沙汰相成候に付、來年中凡出來立之見渡取調致御達候様被相達調合候處、凡別紙之通御座候(別紙、惣而鐵製砲之義は最前も致御達候通職方に而も未不吞込之筋に而、鑄損も可有之候に付、御注文之御筒數大總之儀に而中々急埒仕間敷就而者御書附之趣を以何程か銅製に而も不苦哉に相見候に付而者、銅鐵取交御鑄造にも相成候半者年數も相縮り可申、惣而御筒玉目御伺出相成候處、於公邊未相決居不申、一體海軍御備之御筒に而、御家に而は兼而利用之筋御見込も可有御座候付、右を以御伺出相成候而も可然旨被相達候に付、其心得を以利用之處取調致御達候様被相達、右從公邊御沙汰之趣を以は、何れ房相内外之海岸へ御備之御用にも可有之哉之處(是時までは未だ品川、實地不案内)

に而は容易差極難及御達候得共、當時西洋諸國海岸其外に相備へ候は八十ポンド、三十六ポンド砲等殊に奏大功候趣に付而は、凡別紙之通共而而者何分可有御座哉と吟味候、此段致御達候以上。

丑七月

大銃製造方

(別紙)凡鑄立積

一 八十ポンドボムカノン 百挺

一 挺に付鐵製は 荒銃一萬二千百斤

銅製は再鎔鑄立にして、銅一萬四百十斤、錫千百十五斤三合

一 三十六ポンド常カノン 百挺

一 挺に付鐵製は 荒銃七千二百斤

銅製は再鎔鑄立にして、銅七千五百九十一斤、錫八百卅五斤

本島を長崎より召し返して、該掛の人々とも、實地の能力を査定せしめしに、長崎兩島に鐵製の巨砲を備へたるも、猶未だ確信を得る程度に至らず、鎔化の火度の適否によりて砲身の剛柔を異にする等、不確信の點少からざ

鑄砲猶確信の域に到らず

れば、通常の装薬にては憂なしと信ずれど、公儀御用を引き受くるには考慮すべき必要ありと上申せり。公は仕組所に臨みて、鐵製については是までの經驗の現状を委曲に答ふべく、而して銅製を交ふるも明年中に二百挺を完成するは逆も不可能なるを有のまゝに陳せよと命ぜられしかば、十二日より早飛脚を以て江戸に申し越せり。是まで伊神兩島に備へ附けたる鐵製大砲は僅に五六門にすぎず、餘は銅製なりしが、本年鐵製ボン加農二門を鑄成して、四郎島に備ふるに至れり。此頃改良を加へたる反射爐は、猶大銃方にて築造中なりしを以て、杉谷雍助等八田兵助を引接し、現在の爐火に鎔せる鐵を型に鑄し、水輪にて錐臺を旋回して砲腔を削り外形を削る等の工事を示して種々委しく説明すると、もに、新に鑿成したる砲身を型より出だして覽に供したるに、其出來甚だ完美なりしより、八田も満足せり。よりて猶新爐へ十三日には火を入るゝにつき、そも亦見て歸られよと勸められたるも、急げばとて之を辭し、かくて彼は十一日朝より出發して東歸せり。されど歸著に及び、品川築堡となりて豆總防備の議は停みむたりき。

米艦出帆後の幕議、家慶將軍薨す

德川幕府の政治の大事を議せしむる家には定まりありて、外様大名は勿論全く關係せしめられず、德川一門の三家三卿も、將軍の系統を繼ぐ家として重く待遇はせられたれど、諮詢せらるゝところなく、御家門家の越前其他亦政治には無關係たり。即ち政治の主力は溜間詰に存したるにて、是には又三様の別あり。彦根の井伊家、會津、高松の兩松平家は、代々溜詰の家格にして定溜と稱せられ、伊豫松山の松平隱岐守、伊勢桑名の松平越中守、播州姫路の酒井雅樂頭、武州忍の松平下總守の四家を飛溜とびたまりと稱し、時々の命にて溜詰に列す。その他老中となり功勞ある者は、特に一代溜詰、若くは溜詰格に列せらる。當時も溜詰格に下總佐倉の堀田備中守正篤、若州の酒井若狹守忠義二人ありたり。定溜の會津は、名望ありし先代容敬不幸にして蚤世し、當主は年十九歳、飛溜の桑名侯は二十歳の若年なりしかば、只彦根の井伊掃部頭直弼のみ最も名望ありき。よりにて在國の該侯は、俄に江戸出府の命を

德川幕府の
政治の主力

米國國書を
示して諸侯
の意見を徴
す

受けたり。かくて米艦浦賀渡來の狀の諸國に報ぜらるゝや、恟擾とゝもに紛々たる蜚語を生じ、果は家慶將軍は、警報に愕くの甚しき、俄に病を發して薨ぜりとの聲を聞くに至りたれど、事實はその時既に重患に悩みたりしにて、唯容體に障るを恐れて米艦來航のことも數日間秘したりしが、遂に包み得ず實を告げしに、其後の病勢ますます、險惡を加へて、二十二日に薨去せるなりき。されば米艦の退去後、其國書を翻譯して、水戸老侯以下阿部、牧野其他老中、若年寄等の之を議したるは、將軍の薨じたる比なるべし。かくて二十六日阿部閣老より其譯文を幕府の要路に當る者に示し、二十七日には尾張紀伊、水戸の三家、溜間詰の諸大名に示したりしが、翌月朔日には、外様、譜代を問はず、大藩及び著名の大名を登城せしめ、閣老等廣書院の縁側に列座して左の達とゝもに譯文を示し、國家の大事なれば各、腹藏なく之に對する意見を言ふべしと告げ、又東國の國主著名の人にも意見を陳ぜしめたり、其際の達文は左の如し。

今度浦賀表へ渡來の亞米利加船より差出候書翰の和解わいげ寫二冊相達候、通

意見は忌諱に觸るゝを告めず

商之義は是迄の御仕來も有之、御許容の可否は不容易事にて、實に國家の御一大事に候間、右書翰の趣意を篤と遂熟覽一體の利害得失、後來の處迄も厚く思慮を被盡、縱令忌諱に觸候事にて、も不苦候間、銘々心底を不殘見込之趣十分に可被申聞候事。
此度亞米利加船持來の書翰於浦賀表請取候義は全く一時の權道に有之候間、右に不拘存寄の趣は可被申聞候事。
是日登城して諮問を受けたるものは、在府の大名にて、在國大名には書面にて諮問あり、後に述べべし。

將軍の喪は之を祕する一箇月の後、七月二十二日の薨去となして發表したりしが、其凶報の佐嘉に發したるは八月十四日にて、まさに露國使節艦の長崎滯泊中の頃なりき。よりに家老鍋島播磨に弔ひの使者を命じ、一門の鍋島大和に將軍代替りの使者を命じ、相繼いで出府の途に上らしめたり。

幕府米艦渡來を奏聞す

米艦渡來を朝廷に奏聞

是より先き、弘化三年に朝廷より外國防禦につきて幕府へ諭示ありたれば、今度の米艦渡來をも幕府より朝廷に奏聞することゝなせり。勿論是は、阿部が駒込邸に往いて水戸老侯と謀り定めたる事なるべく、乃ち其月の九日附にて京都所司代脇坂淡路守安宅に之を傳へしかば、十三日安宅より武家傳奏へ左の書面を差し出せり。

此度浦賀表へ北亞米利加船四艘渡來候、右は深く心配致し候事にも至間敷候へ共、近來度々近海へ異國船來寄候義に付、事に寄ては御國體に拘候義有間敷も難計候間、防禦筋之義格別嚴重に被仰出、武邊の御備等も有之事に候へ共、於當地尙更彼是沙汰も可有之事に候間、右の趣御兩卿へ御達置可申旨、年寄共より申越候事。

右について十七日に傳奏より所司代へ、

此度浦賀表へ北亞米利加船渡來候旨被達、御聞候處、防禦之御備格別嚴重に被仰出候由に候得ば、別條は無之義と思召候得共、萬一御國體に拘り候義有之候ては、誠に不安被思召候間、以叡慮七社七箇寺へ御祈禱被仰出候、

七社七寺の御祈禱仰出

依て爲御心得申入候事。

此奏聞は始祖の大法を載る

との通牒ありたりしが、こゝに幕府は外交の重事を京都に奏聞する端を啓きたり。幕府は外形には威嚴を存すれども、積年儉安の結果は眼前の江戸海にすら防備なく、米國一艦隊の示威に會しては、之を朝廷に奏し之を諸大名に諮ふの非運に陥り、かくて自ら始祖の定めたる大法の破毀を餘儀なくせり。蓋し家康公の元和元年に定めたる公武法制十八箇條の第二條に、『淳和昇學兩院の別當職關東將軍に被任候上は、三親王攝家を始め公家並諸侯と雖、悉致支配候、國役一切爲知政道奏聞に及ばず候、四海難鎮時は其罪將軍にあるべし。』とありて、末文に『勅命を蒙りて定む、紫宸殿に掲げらるべし。』とまで記し、自ら署判しおけり。されば爾來日本の政務は、將軍自ら責任を負うて專決し、京都はたゞ官位其他の名器を關東の推薦によりて授與せらるゝと、ともに社寺を御支配あるのみなりき。因て外國人は、京都を羅馬法王の如く思ひ倣したりし程なり。將軍の權威は此の如く、萬事獨裁して責任を負ひたりしに、四海鎮め難きに至りては、和蘭國王の忠告をも機密に掩

諸侯の疲弊

蔽して、遂に京都より推問あるを致し、更に這次の外艦渡來を所司代より傳奏公卿まで通牒するに及んでは、朝廷より事國體にかゝりて安からずとて、七社七寺に御祈禱あるべき仰出を蒙るに至る、是れ幕府の『其罪將軍にあり。』の法文に對して處置せざるべからざる際にして、政道を奏聞して自ら破法に陥りたるなり。又諸侯は江戸に居住し、幕府の支配を受けて公役に服し、隔年の暇には領地に歸り租課を收めて武職を務むるも、泰平にありては殆ど無職任に等しく、因て幕府は専ら其富を利用し、自己の尊嚴を粧飾して江戸の繁華を助長したりしかば、其積成は大御所時代の驕奢を生み、幕吏の腐敗を極度ならしめしと共に、眼前の防備さへ怠棄せられしなり。由來長崎防禦の任に當り江戸役を免れて百日大名と稱せられたる肥筑の諸藩まで、當時は江戸の驕奢に疲弊せる程なれば、ましてなべての諸藩の皆其政略に狗へて財政の困窮に迫られたりしは言を俟たず。されば壓迫し來る外國の形勢に對し、幕府の、更には是等諸侯に海防の任を負はしめむとしたればとて、彼等は堪ふる能はざるなり。故に諸藩に於ても亦幕府と同じく、俗吏は

幕府の此舉は衆怨を自覺したるに出づ

因循苟且に力め、防備をいふを厭ひ、即ち攘夷論者の憤慨を買ひたりき。幕府の怨府と成りたるは已に久しき事にして、弘化嘉永の頃より、相總警固の藩々に『長崎警固のために西國大名は疲弊す。』との聲を聞きたる程なりしが、米國軍艦の渡來にて衆怨忽ち沸起せり。されば人心の鎮め難きより、茲に公武法制を破り、諸侯に外交處分の意見を徴して、自ら權威を抛棄したるものとす。かくて幕府の外面には威嚴の情力依然として存し、諸侯を始め藩士まで幕府を畏敬する尙ほ舊の如くなりしも、既に諸侯の意見を徴したる上とて、是より外交に對しては、上は朝廷の命を仰ぎ、下は諸藩の意見を問ひ、而る後に之を決せざるべからざることとなり、政局の大變化は此より始まりき。

第五十一章 長崎に露艦渡來す

長崎に露國使節艦渡來す

六月入港の蘭船は、魯西亞國より差し立てたる日本への使節艦は、去年の冬彼軍港を發したりと長崎奉行へ報告せり。然るにこれより先き、本年は非番なれども、我一手持の新砲臺の竣工と、米艦渡來の風評とのために、増備の大砲を送りて準備をなしたりしに、翌七月八日の曉、果して遠見臺の眼鏡に四艘の白帆船長崎海の申酉の方に現はれたり。かくて該船は進行して伊王島に著したりしかば、長崎奉行より法の如く檢使乗り込みて検査せしに、露國の使節艦隊司令官アンム・ブーチャチンが率ゐたる艦隊にて、我國に向けて本國より來れる旨を述べたりしを以て、豫て用意したりし奉行は、先づ外港の高鋒前に引き入れて碇泊せしめたり。この艦隊はブーチャチン坐乗の旗艦ハルラータルの外、今春南米洲の海角を廻るに及んでサンドウイッチ

露使來航

露使新砲臺に驚く

島(哇)にて會したるヲオストリックと、運送船一艘、スクーネル型の蒸氣船一艘とよりなれるものにて、小笠原島に集合し、文化度のレサノフの例に倣ひ、我制規に随つて、外國との應接の所たる長崎港に來りたるなりき。されど彼等は、我邊海は、防禦薄弱にして、殆ど武装せざるに同じと本國にて聞き來りしに、伊王島に近づくに及び、その前なる四郎島、神島の聯接せられて、新に堅石を以て築ける砲臺の規則正しく巨砲を備へたるに、一驚を喫したりとなん。

佐嘉には白帆注進を得て、さては露艦なるべしと、直に國老鍋島上總をして御番方の役々、其他來發の兵を率ゐて長崎に向はしめ、公は本島藤大夫に旨を含めて、直に神島に赴かしめ、以て去年新に成衛せしめられたる火術方の筒打に對し、豫て命令せる如く、各其持場を嚴重に警衛すべしと傳へしめらる。かくて本島より旨を傳へられし兩島の面々は、總てその持場に集まりて、當分は晝夜勤番したりしに、數日を経て、奉行の露艦に對する接遇も寛容になりたれば、二十二日より隔日交代となしてその氣力を養はしめ、併

兩島出張所 掟定まる

せて出張所掟を左の如く定めらる。

- 一 火用心專一の事。
- 一 御筒掃除毎日無懈怠様の事。
- 一 御筒に相附候小道具類取揃無紛失様の事。
- 一 當番中御筒取扱方無懈怠演習有之候様の事。
- 一 足輕中毎日晝八つ半時揃小銃稽古の事。
- 一 總人數を二つに割り、二番代合にして晝詰夕詰と交代、晝夜其次を以て勤番有之候様の事。

一 夜廻の儀足輕中打追の通り、但晝番割被相除候事。

兩番所其他は筑前より警衛するにより、我藩は私領の要害を固むべく、鍋島上總到著して凡ての兵士砲船等を配附したり。かくて其他肥筑各藩の人數も出張するに及び、長崎港内は、陸には旗を翻し幕を張り、海には露艦の周圍を番船にて取り廻し、夜は提灯松前を焚くなどにて、一時は非常の熱鬧を來したり。二十日佐嘉の仕組所より、長崎奉行及び江戸表へ向け、伊神兩島

長崎雜沓

を始め、我一手の警固處に配附する兵數報告の早飛脚を差し立てたり。公は之に心附けて、從來の報告は、支藩の兵數をも本藩に混じたれど、今度より三支藩は各項に其數を記書すべしと諭さる、是れ幕府へ支藩の除役を申し立てたる關係によるなり。

露使自國宰相の書を幕府に呈せむとす

さて露使は長崎奉行大澤豊後守(兼)に對し、其齎し來れる自國宰相の書を政府に呈せんと請ひしかば、奉行は直に飛報を以て江戸に伺ひ越したり。されば露艦の碇泊は稍久しかるべしとて、例の如く我藩は非番の警固所を受け取りて警備することゝなれり。既にして露艦隊中の汽船一艘は、本國(露領カムサツカをいふ)に用ありて、二十五日煙を立て、出港翌朝申酉の方に帆影を沒したるが、二十九日に運送船も亦糧食を求むるため支那(海上)に赴くとて、帆を揚げて同方位に去りしを以て、殘るフレガット二艦のみ碇泊す。八月初めより我藩は非番の固めを受け取り、嚴重守衛のために左の仕組を定む。

- 一 兜崎御臺場見廻方其御筒部より、
- 一 崎雲小島御臺場見廻は其部より、

一 松島、中島、飛渡海邊、城圓、小島、崎雲海邊見廻御臺場當番より、右の通り夜中一時宛に廻方守衛有之候様。

附廻方用小船二艘小島へ差廻置候事。

公は非番所の受け取られたるより、八月七日佐嘉を發して長崎に赴き、十日奉行所に出仕すると、もに、守衛の處を巡視し、十四日に歸城せらる。

米國國書に關する意見書

去る七月に於る幕府の公に對する諮問書は、前章に擧げたと異なるなし、而して之に添へたる米國國書の譯文は左の如し。

北亞墨利加合衆國の伯理爾天德ミルラルド・ヒルモオレ名書を日本國帝殿下に呈す、予今水師提督マッテウ・セ・ベルリ名人を以て書を殿下に呈す、此者は即合衆國の海軍第一等の將にして、今次殿下の領地に航到せる一隊軍艦の總督なり。

予已に水師提督ベルリに命じて、予が殿下に對し、且貴國の政廷に對し、極

米國國書の譯文

めて懇切の情を含むことを告明せしめ、又且今次ペルリを日本に遣はすは、他の旨趣あるにあらず、唯合衆國と日本とは宜しく互に親睦し、且交易すべき處なるを告げ知らしめんと欲するにあるのみ。合衆國の基律及び法律は、固より其各個人に禁戒を下し、他邦の民の教法政治を妨ぐることを得ざらしむ、予特に水師提督ペルリに命じて是等の事を嚴禁せしむ、是貴國の安穩を妨げざらんことを欲してなり。

北亞墨利加合衆國は大西洋より大東洋に達するの國にして、就中其オレゴン州及び角里伏爾尼亞の地は正に貴國と相對す、我蒸氣船角里伏爾尼亞を發すれば、十八日を経て貴國に達することを得るなり。

我角里伏爾尼亞の大州は、毎歲凡金六千萬ドル、銀若干、寶石若干種、及其他諸種貴重の物件を産す。日本も亦豐富肥沃の國にして幾多貴重の物品を出す、貴國の民も亦諸般の技藝に長ぜり。予が志二國の民をして交易を行はしめんと欲す、是を以て日本の利益となし、亦兼て合衆國の利益となさんことを欲してなり。

交易を開始せむ

貴國從來の制度、支那人及阿蘭陀人を除くの外は、外邦と交易することを禁ずるは、固より予が知る所なり。然れども世界中時勢の變換に従ひ、改革の新政行はるゝの時に當つては、其時に隨つて新律を定むるを智と稱すべし、蓋し貴國舊制の法律始めて世上に聞えし時は、今より之を見れば既に甚だ古りたり。此時代に當つて亞墨利加洲始めて見出され、或は之を新世界と名づけ、歐羅巴人これに住棲せり、此頃には亞墨利加は人民稀少にして其民皆貧陋なりしが、當今は民口大に蕃息し、交易亦甚だ弘博となれり。故に殿下若し舊律を改革し、兩國の交易を允准するに於ては、兩國の利益極めて大なること疑なし。然れども殿下若し外邦の交易を禁停せる古來の定律を全く廢棄するを欲せざるときは、五年或は十年を限りて允准し、以て其利害を察し、若し果して貴國に利なきに於ては、再び舊律を回復して可なり。凡そ合衆國他邦と盟約を行ふには常に數年を限りて約定す、而して其事便宜なるを知るときは、再び其盟約を續ぐことゝす。

交易にして利なくば舊律に復せん

漂流船の保護を乞ふ

薪水積込の寄港を許すべし

予更に水師提督に命じて一件の事を殿下に告明せしむ。合衆國の船毎歲角里伏爾尼亞より支那に航するもの甚だ多し、又鯨獵のため合衆國人日本海岸に近づくもの少からず、而して若颶風あるときは貴國の近海にして往々破船に逢ふことあり。若し是等の難に逢ふに當つては、貴國に於て其難民を撫恤し其財物を保護し、以て本國より一船を送り難民を救取るを待たんこと、是予が切に請ふ所なり。

予又水師提督ベルリに命じて次件を殿下に告げしむ、日本に石炭甚だ多く、又食料多きことは予が嘗て聞き知れる所なり、我國用ふる所の蒸氣船は、其大洋を航するに當つて石炭を費すこと甚だ多し、而して其石炭を亞墨利加より搬運せんとすれば其不便知るべし、是を以て、予の願は我國の蒸氣船及其他の諸船石炭食料及水を得ん爲に、日本に入ることを許さんことを請ふ。若し其價は價銀を以てするも、或は貴國の民人好む所の物件を以てするも可なり。請ふ殿下、貴國の南地に於て一地を選み、以て我船の入港を許されんことを、是予が深く願ふところなり。

右の故を以て予今水師提督ベルリに命じ、一隊の軍艦を以て貴國有名の大府江戸に到らしむ、和親、交易、石炭、食料、及合衆國難民の撫恤は即ち其件々なり。

予更に水師提督ベルリに命じて、殿下に菲微の土物を獻ぜしむ、願はくば之を容れんことを。其物固より甚だ貴からずと雖も、亦以て合衆國中諸物製造局の概を見るに足るべし、且予が誠實敬愛の微衷を表するに足らんか。

伏して祈る、皇天殿下の爲に祥を垂れんことを、爾く書し畢りて茲に合衆國の大印章を印し、且自ら名姓を署す。時に千八百五十二年第十月十三日(我嘉永五年壬子)予が政務の本署亞墨利加ワシントン府に於てす。

ミルラルド・ヒルモオレ親筆

伯理爾天徳の命を受けて

外國事務宰相エドワルド・エヘレット親筆

是書の佐嘉に到達したるは其月の中旬にて、長崎に露國の艦隊渡來して、警

米國國書に關する公の意見

備に忙しき際なりき。これに對し、筆を援いて意見を開陳せられし文面は左の如し。

亞墨利加船より差出候書翰之趣意得と熟考仕候處、實に國家之御一大事此時に而可有御座奉存候。乍去敵國外患有之候者、乍如何國家之御幸に而、有爲之主、有爲之時、御事業を御立可被遊御時節歟と奉存候。通商之事素より御仕成之旨も有之、御許容可被爲在筋に決而無之、萬一御許容も有之候得者、彼魯西亞、諸尼利亞、佛朗西等之諸夷共忽に致渡來、種々可相願義者必定に御座候。亞墨利加計に御許容有之、外々之國々へ御許容不被爲在と申譯者御出來被成間敷、無據御許容有之者、彼等無用之品を以我有用之品と致交易候而已ならず、後々如何様成御難題致出來間敷ものにも無之、然者交易御許容被成候者一時偷安之策に而、後來不測之大害を御引出し、被成候機先、無疑義に御座候。且又蒸氣船往來之便を得んが爲に、南境一港口に碇泊の御ゆるしを蒙らんと、の條之如きは、即牛皮大之故智にして、詐偽瞭然、是亦決而御許容可被爲在筋とも不奉存候。但獵鯨魚船難破

交易許可は
偷安の策

征夷の二字
は萬世不易
の眼目

牛皮大の故
智

之一條、事甚容易に似、後々却而被成兼候事、抔者有之間敷哉、此義者得と御評議可被仰付義に奉存候。乍恐上に者征夷大將軍之御職任に被爲在候御儀に候得者、征夷之二字實に萬世不易之御眼目歟と奉存候。抑神州爲形、大海中に屹立し、萬古獨立敢而夷狄之爲に不被犯事者、偏に御武威海外に輝き候故に御座候。專昇平久敷、士氣不振、夷狄共其釁を窺ひ、種々願ヶ間敷義共申立、萬一猖獗倨傲之振舞事、御國體にも致關係難差擱至義にも相及候半者、斷然御打拂に被相決、昇平遊惰之士氣を御一振、元來固有之義勇に御挽回被遊、國家磐石之基御固被遊度義と奉存候事。

此答書は藩主自ら認むべき機密なれども、諸藩の多くは祕密に參する諸臣之が起草に當りたりといふ。公は是を親ら起草し、近侍古川與一をして淨書せしめらる。文中なる牛皮大の故智とは、蘭書を讀む者の西洋歴史地誌を譯述するに及んで、話題とせるものなり。即ち西班牙國王非立布の呂宋(群島)を略取せむとするや、初め軍艦を商船に假裝せしめて呂宋王に黄金を餽らしめ、よりて以て便要の港に牛皮の大きさの地を借らんと請求したり

征夷の二字
眼目の意義

しに、該國王は事もなげに之を許したり。約束を固めたる後、老艦長は牛皮を切つて之を續け、其皮を馬尼拉の周圍に繞らして四至を定め、乃ちこゝに國旗を掲げ、城營を建て、兵を據らしめ、かくて猝に呂宋の王城を砲撃して王を殺し、全國を侵奪したりと傳へたるものにて、西洋人の猜詐は此類なれば、事小なりとて浮かき甘言に乗つて條約を結ば、後に此の如き大事を引起すを以て、慎重に詮議を盡さるべしとの意なり。征夷の二字、御眼目とは、字面に泥む牽強の説に聞ゆれど、天皇より委任せられたる職の名の征夷なる以上、攘夷の責任を負うたるものなりとて、名分を正言せられたるなり。蓋し若し此答書の意を露骨に認めむか、幕府自ら將軍の權威によりて鎖國の嚴令を布き、以て蘭唐以外の船は打拂へと命じ置きたる事とて、國禁を破りて敢て浦賀に侵入したる米艦の要請を許さむか、神州の獨立はこゝに失はるべしとの當面搶白の文とならざるべからず、忌諱に觸れても苦しからずと達せられたれど、尙公は辭令の體面を存し、右の如く征夷の二字を捉へて要論ありしなり。されど攘夷は、幕府の創意にあらずして皇命なれば、此

公の答書と
攘夷論者の
勇躍

水戸侯の内
戦外和論

書は、此權威にて神州は獨立し、武威は輝けるなり、權威失墜しては亦武將の責任を如何との意味をも含められたるものと解すべし。此答書が幕府に何程の效力ありたるかは問ふを須ひず、唯此の如き重要な文書は、忽ち外に漏洩するものにて、やがて佐嘉にも傳寫せられて普く家中の士に讀まるゝに至り、長崎の警報の一年と頻繁なるに及んでは、征夷の二字、御眼目の文句は、攘夷の精神を鼓舞し、非常の效力を示したり。即ち末文なる「御國體にも關係すれば、斷然打拂に決し、昇平遊惰の士氣を一振して固有の武勇を挽回し、國家磐石の基を固むべし。」との結論は、江戸には効果なかりきと雖も、佐嘉には非常の感化を與へたるなり。

ペルリに脅迫せられて受け取りたる國書に對し、まづ水戸老侯は越前慶永侯へ八月十一日書翰にて、「拙老は内戦外和に致候方と存ず、内さへ覺悟致し置ば、外は和を以てなやして、其より兵端を開くも差支なし、諸所より雨の如く封書出で、晝夜見れども兩眼足り申さず、俄魯西、英吉利、佛朗西、亞米利加を敵に取る時節實に此時と恐入る、二十年前より申上げたる通になれば、斯

様の事はあるまじ、今は大病人を受取る様にて匙を投ぐるの外なし。貴兄拙老に代りて御勉め被下度、拙老は今になりて何も良策無之云云。」と申し越せり。相模の警固に當りたりし溜間詰の井伊侯は、其時は彦根に病に罹りてありしが、米艦の出帆を聞いてさきの警報による出府の用意を中止し、其月二十四日江戸に著する及んで、簡略なる意見書を差し出し、翌八月の末更に長文の書を差し出した。此二侯は幕府と休戚を同じうすべきものなるが、外様國主なる薩摩齊彬侯も、六月歸國の途より尾張侯に書を贈り、「聞けば米國は新國なるゆゑ、其請を許さんとの評議ある様なれども、米に許さば英佛魯も亦必然來るべし、今の軍備にては打拂ふことは出來ざれば、暫く時日を遅延せしめて其内に軍備を整ふべし。」とて、亦内戦外和の論を述べたりき。其他長州の毛利慶親侯、伊勢の藤堂高猷侯、宇和島の伊達宗城侯等はみな在府なりしが、宗城の父春山侯(紀宗)は屈指の英主とて、亦特に意見を徹せられたり。斯て集まりたる意見の過半は、打拂を主張するにありたれど、我邦の權威を行ふにさして效力を有せざる者なりしに、筑前侯のみは長崎

筑前侯の長崎開港の意見

に限りて貿易を許すべしとの意見なりき。是意見は、最も時宜に適當したる處置なるかに聞ゆれど、長崎以外に外國船を引き受けずとの我國法は、既に米國の熟知せる所にして、這次威力なき江戸海の虚を窺うて乗り入り、長崎へ回れとの論にも肯て聽かざるは、自ら便利の港を選まむとする欲求あるに外ならず、されば國書を受領せる今日にありて、其要求を捨て、長崎に限り開港貿易を許すべしといふとも、其承諾せざるは顯然たり。されば幕府が征夷の職責を怠りたる今日は、水薩二侯の言の如く、姑く許否を遅延して其間に海防を速成し、以て之を打ち拂ふより他に良策はなかるべきなり。水戸老侯の内戦外和は、是より幕府間の通語となり、爾後の有力者の政策も、皆内戦外和の軌道を曲折し行きたるに過ぎず。其は畢竟外交に當る人の權詭に屬し、將軍より國是を諮問せる答文に明言すべき綱要に、あらず。かくて自國獨立の權威を行ふに自信なかりし幕府の、一時の權宜として他の要求のまゝに、我に不必要なる貿易港を開きたる結果は、露英佛並び至りたると、もに、下田は神奈川となり、更に五港の開設を見るに至り、此にいふ

公の意見は日本獨立の權威を行ふべしといふにあり

が如く、幕府は唯一二年を儉安したるに過ぎざりき。時に公は、長崎防禦の重寄に對しては、水戸老侯の言の如く、二十年來思慮に思慮を重ねて經營實施をなし、弘化以來時勢の益、切迫するに及んでは、阿部閣老に直接に見解を陳述すると共に、今度の外國船の渡來も既に三四年前より知れる事とて、斷然自力にて長崎に砲臺を築き、以て防備を整へて用意するところありたり。されば是について、對外策の如き、阿部閣老には十分に其意を疏通し置かれ、たるところなりきと雖も、幕僚は昇平遊惰の底に依然たる昏睡をつつけ、ありしを以て、征夷の二字を捉へて、凜然頂門の一針を下し、以て外國に對するも、國民に對するも、たゞ日本獨立の權威を行ふべしと警告せられたるなり。

和蘭への船艦註文、露艦の内景視察

前に幕府の伊豆海岸に砲臺を築き、同時に反射爐を起し、其備砲を鑄造せんとしたるは、田中善右衛門と贊談したる江川英龍が、阿部閣老の參謀筒井、

大船禁止令解除の議

川路と謀りて持出したる事にて、事の米艦渡來以前にありしは、前述の如し。ついで我藩へ鐵製大砲の囑託あるに及び、田中が滯府の根本問題たる大船製造、海軍創起のことも、砲臺と關連して水福聯立内閣の初めより其謀議に上り、遂に六月末其禁を解いて造船に著手すると共に、和蘭國へ註文して巨船七八艘を造るに決定したりき。當時薩摩侯よりも亦同様の建白ありたりとなん。よりに和蘭へ造船を註文する主張者たる田中は、九月汛季の蘭船出帆以前に註文せざれば一ヶ年後となるべき事情を更に警告せしに、筒井も、先年長崎奉行となりて汛季のことを了悉しむれば、大に之を然りとし、共に閣議を促がして、新任の長崎奉行水野筑後守忠徳に赴任の行装を急がしめたり。かくて是みな田中が公の内意を含みての入説に出づれば、在國の公は素より此事あるを推諒ありしが、其船艦は蒸氣船を製造すべしとの量定なりき。時に曩に蒸氣船の雛形を索めしめられたる高島作兵衛は、蘭商が、咬嚙巴ジャガタラに九間許りの船あり、價は凡七八十貫匁(金にて一萬餘兩に當る)註文あらば持ち渡るべしといふを聞き、七月七日藩邸に來りて之を告げ、品柄なれば、

公邊の願濟なく、唯年寄共よりの註文のみにては紹介し難し、但し若し薩摩に聞えなば彼藩より直に願立あるべきにより、早く其運びあるべしと注意せしに、翌日に及びて露艦渡來したりしかば、其事姑く停みたり。是時薩摩侯は大船製造の解禁を建白すると共に、鹿兒島にて其製造に著手して、速成を期せりと聞えたれど、其は一時の人氣に徇へたる鎮定策にすぎざるなり。但し侯も亦蒸氣艦製造に著眼したりしは明白にして、兩雄その見る所を同うするの感なくんばあらざるなり。

幕府が蘭國への艦船註文取調の諸藩に聞ゆるや、一二艘を註文せんと願ひ出づるもの次第に増加し、ために天下は造艦に忙殺せらるゝ狀況となりしが、露國使節渡來の飛報到達して、水野筑後守を急ぎ長崎に赴任せしむるに及び、阿部閣老は水戸老侯へ宛て、蘭國に大船蒸氣船十艘許りを註文すべしと申し送りたりといふ。

器械は運用者の勇怯巧拙によりて其利鈍を異にす、物質は得易く人材の養ふは難しとは公平生の持論たり。されば田中も其旨を含みて幹旋しむ

たりしが、鑄砲造船の議起るに及び、彼は筒井、川路、江川等と膝を交へて曰く、肥前守は新式の臺場備砲の完成に思慮を碎き、常に長崎警備の爲めに西洋火術の訓練に勉むと雖も、元來該術は和蘭の非職士官より轉傳したるものとして、まゝ不安の點も少からず、殊に今は十餘年を歴たれば更に進歩に後れたるなるべく、現在の蘭國將校に親炙して傳習すべき要あり、まして海軍の船艦操縦に至つては、是まで經驗なき事なるを以て、前年和蘭使節艦の渡來せし時、肥前守自身彼艦に乗り込みて實狀を見聞し、以て新に海軍術の訓練を要するを了悉せり、されば今度船艦製造の御註文あるに於ては、先づ彼本國より陸海軍術に熟練せる將校を長崎に招聘滞在せしめ、之を教師となして各科の技術を傳習すべし、然らずば折角の船艦も實用をなす能はずと懇懇説示せり。よりに閣議は更に其取調をなす事となりしが、船艦製造は水戸老侯の頻りに主張せるより、餘儀なき事と決定したれど、蘭人呼寄の事に至つては、阿部閣老も暫し決斷しかね、享保度に内命にて馬術の蘭人を喚び寄せたりし例などを調査せしめたりき。田中は更に、本朝より咬嚙巴及び

巨船註文
人招聘

廣東へ七人許りづつ派遣して、船艦製造併せて諸國の事情を觀察せしむべしと建言したりき。斯くて閣議も遂に決し、水野奉行を急ぎ下向せしめて、和蘭本國に若干の船艦製造を註文すると、もに、蒸氣艦に軍事熟練の人を乗り組ませて、來年長崎へ來航せんことを甲比丹キユルチユスに囑託せしむることになりたり。

公は將來の軍艦は蒸氣船なるべしと考慮あり、よりて遽に造船の註文を敢てせられざりしに、長崎に露艦渡來して非番所を受け取るに至りたるを以て、八月六日より長崎に赴きて立山役所に出仕し、奉行大澤豊後守に會見して露艦の狀を聞かれしが、露使節坐乗のフレガトも蒸氣艦なるを確めらるゝに及び、非番所巡見に其艦の高鉾前に碇泊するを望みて歸船あり。時に御年寄鍋島市佑は、神島の新臺場を巡見して歸路露艦の側を過ぎしに、艦上に在る通詞が扇もて招きて、近く船を寄せよといひしかば、乃ち船際によりたりしに、遠慮なく見物せられよと檢使より沙汰し、肩章をつけたる露人も兩三人出で來りて、船へ上れと手招きしたりき。されど彼は辭して上ら

公本島藤大
夫を以て寤
に露艦を視
しむ

ざりしが、其際音樂の聲など聞え(肥前侯の重臣なるを知らず)たる由にて、暮頃歸邸するに及んで彼は具さに之を公に語れり。公は密に本島藤大夫に命じ、縁を求め露艦に乗り込みて其内景を視察せしめらる。よりて本島は奉行所に依頼し、馬場五郎大夫、高垣鑑左衛門が檢使として乗り込む同伴者に加はり、露艦に上れり。かくて檢使目附等は將官室に入りて戸を闔したりしかば、外にありし同伴者は士官に艦内一覽を請ひしに、彼は備砲、機關、其他上中下階を殘らず示し、が、更に士官室に入りて書類を覽ん事を請へるに及び、讀書しむたる士官等は喜んで數多の城塞、砲臺、火器等の類集せられたる圖書を觀せて説明を與へたり。唯通詞の通じ得ざる語の多かりしは遺憾なりき。檢使は特に本島を肥前侯の臣なりと紹介せしにや、彼は將官室に延かれてブーチャチンに對面するを得、酒茶菓をも饗せられて歸れり。

二十四日彼は復た檢使大井三郎助、福井金平の同伴者となり乗り込み。此時は佐嘉より出崎したる精煉方履の中村奇輔も同道したりしが、檢使の艦長と應接せる間、彼等は士官室にて圓臺に回走する七寸許りの蒸氣車の

露艦の内景

雛形を覽、更に艦内の各砲を視察して歸れり。此露艦は蒸氣のフレガット船にて、長さ百八十七フド(我三十二、同九合)、幅四十フド(同七、同九合)、乗組四百二十六人、今一艘はコルヘット船にて、長さ百三十二フド(同二十三、同二十七)、幅三十六フド(同四、同七、同五)、乗組百六十人なり。本艦の上階には、鐵製二十四磅、長さ七尺餘にして燧仕掛の大砲二十門を備へ、中階の後部將官室の戸外には、劍附銃五六十挺を袋入れにして逆に竝べたり。玉目は蘭銃よりやゝ小なれど圓錐形の彈を用ゐ、銃腔には四條の回線ありしが、露人は之を説明して、圓錐彈の能く遠きに達して的中するは、是線の爲めに旋回して飛べばなり、而して前後に照準ありて、後にあるは起伏す、高さ一寸三分なり、その最高度は九百バーデム(一ル半に)に達すべし、是れ近年の新發明なりなどと云へり。中階には鐵製二十四磅、二十八磅砲を備へ、中部の舷に六十磅砲の長さ一丈に及ぶものを備へたり。かの士官室に於ける蒸氣車の雛形は、之に熱湯を注入しアルコホル器に點火し、その沸騰の音起りて煙突より煙を生ずるに及びて、前に施せる螺旋を捻れば、車輪忽ち轉じて盤上を回り、而して押へて捻金を捻れば忽ち止む装置なりき。されど露語に略ぼ通じたりしは通詞西吉兵衛のみにて、他は未熟なりし上に、術語は蘭のそれと大に相違しむたりしかば、何も委しく説明を受くるを得ざりけり。さ、は、れ、こゝに、始、め、て、旋、條、腔、に、て、圓、錐、彈、を、遠、距、離、に、發、射、す、る、潮、先、に、接、し、後、十、年、な、ら、ず、し、て、我、武、器、戰、術、に、一、大、變、革、を、捲、き、起、し、た、り、き。

始めて旋條砲を知る

長崎奉行水野筑後守は、二十一日佐嘉に著して公に面謁し、親しく對外の意見より、大砲鑄造、船艦製造及び和蘭軍艦に陸海軍教師を乗り組ませて回航せしむる囑託等につきて示教を請ひしかば、公も亦懇ろに意見を披陳せらる。かくて談は薩摩侯の軍艦製造に著手せし事に及びしに、公聞いて、薩摩の大船成りたらば、長崎に回航せさせて檢視あるべく、いよく宜敷くば、其船大工を長崎に喚び寄せて製造あるべしと答へられければ、水野は要領を得て長崎に赴き、和蘭領事ドンクルキユルチウスに船艦の註文、軍艦回航を囑託したり。幕府は是月十五日、方今の時勢は大船必要に付、自今諸大名製造致す儀御免。』と公達す。是に於て、長崎奉行へ、御番方の用に充つべく、

大船の禁解かる

第十七卷 米露の使節渡來 第五十一章 長崎に露艦渡來す

蒸氣軍艦二隻を蘭國へ注文したき旨公式に願ひ出でて先づ其許可を得られたり。此公達は鎖國の桎梏を解くとともに、船艦の日の丸旗章を飄して海洋を濶歩する開國の新紀元をなすものにて、爾後長崎にて蘭國教師より傳習するあるに及び、遂に海軍の新興とはなりにけり。

幕府大砲鑄造を囑託す

去る六月我藩は阿部閣老よりの鐵製大砲鑄造の質問に答ふるところありしが、品川砲臺建築の議決せられて愈之に備砲することとなり、長崎奉行水野筑後守の出發についで其取調も漸くに決したりしかば、八月十五日阿部閣老より公式に我留守居を喚び出して左の書面を渡したり。

内意之趣、別紙之通鐵製大筒五十挺車臺とも、肥前守方にて引請製造被仰付候間、成丈差急出來候様致度候、玉藥等之儀は追而相達に而可有之候事。

別紙

- 一 鐵製三十六ポンドカノン 二十五挺

一 右同二十四ポンドカノン 同

合五十挺車臺共

よつて留守居より別紙御書付兩通被相達候、尤一體之處者此御方へ御委任御頼相成候事故、思召を以如何様共御製造被仰付可然旨、尙委細之儀者田中善右衛門(忠左衛門)近々含越候段旁申越候、此段達上聞候。との添書ととも急飛脚にて佐嘉に之を送附したりしが、田中もやがて歸裝を始めたり。

右十六日の町便は九月三日佐嘉に到達しければ、翌四日仕組所を開きて公親ら莅み、此御達あるについては、地金及び臺材は、いづれ公邊より御手當ありて引附にならざるべからず、されば忠左衛門歸著まで手配を見合すべし、反射爐等の建設は早速取り調ふべしと仰せ出さる。七日に至り飛脚到着、公は前掲の御書附を領受せらる。是に於て鑄物場の地所を岸川町北裏の多布施川にそひたる土居内に定め、川へ戸立を設けて水を場内に分股し、水車を装置して錐鑽臺を運轉し、土居内に反射爐及び鑄牀(どく)を設備し、是までの築地の工場よりは規模を擴大にして巨砲を鑄るに適當せしめ、公儀御用

幕府大砲鑄造場設置

石火矢鑄立方と標榜せり。かくて鍋島志摩を鑄立方頭人となし、執政鍋島安房にも立ち入りて相談すべき命あり、其他請役相談人以下數名に兼勤を命ぜらるゝと、もに、是まで鑄造の主任者を局に當らしめられたり。よりて彼等は十月二日より事を執りしに、其間に田中も歸著して、工事の設備を整へ、以て成丈急ぎ鑄成すべしと努力せしめたり。

先きに江川英龍は、伊豆の戸田に反射爐を設けて鐵製大砲を鑄造せんと、手代八田兵助を佐嘉に遣はして我經驗を問ひたりしが、八田の歸東後米艦渡來によりて品川臺場を築くことゝなり、十一月伊豆防備の經畫は自然消滅に歸すると、もに、江○戸○の○湯○島○櫻○馬○場○に○大○砲○鑄○造○場○を○設○く○る○こ○と○ゝ○な○り、十一月中旬阿部閣老これに莅むに及んで起工の緒につけり、是は銅製の巨砲を鑄る場なるべし。反射爐による鐵の大砲鑄造は、薩摩、水戸にても起工したれど、成功せずして、我藩獨占の事業の如くなりたり。

江戸に於る芝居差止

江戸舊態に復す

米艦渡來の當時病中なりし家慶將軍は、其月二十二日に薨じたりしが、その喪を祕する間に前記の如き諸件紛起し、ためにその凶計の報道の如き、露艦の長崎渡來後、幕府諮問に對する答文を江戸に發送するに及んで、引き違ひに佐嘉に到達したりき、即ち八月十三日のことなり。よりて弔葬の使者として家老鍋島播磨に出府を命じ、直に發途九月の初めに著府せしめしに、後程なくして江戸中は喪を除いて平常に復したり。

米國船騒ぎの終りし江戸は、大颶風の通過したるが如く、爾後七十五日を経過したりし今日にありては、長崎なる露船の内閣を痛心せしむるものありたりとはいへ、市中一般は元の狀態に復りたり。されば將軍の喪中五十五日間は歌舞鳴物停止なりしが、今や喪を除かれたるにより、猿若町三座の芝居にては久振りの興行をなさんとて、豫て仕組み置きたる脚色の看板を一齊に掲げたりしが、中にも中村座は花壁峯猫又雙子の外題にて市中の人氣を集めたりき。該狂言の内容は、鍋島家の始祖直茂の時代に盲檢校を壁に塗り込めたりてふ世の浮説を、白木屋の猫又談てふ世話狂言に取り加へ

中村座當家の始祖に係る浮説を脚色して上場す

て脚色すると共に、京傳の累井筒紅葉、打敷、式亭三馬の松竹梅、女水滸傳の作意をも借り用ゐたるものにて、檢校の幽霊が黒き姿にて現はるゝと共に、雪中に白装束したる忍者の女の出づるを仕組としたるものなりしが、俳優には市川團十郎座頭たる外、其頃名人の市川小團次に猫股の變化を演ぜさせ、關三十郎は得意とする高山の母となるなどにて、頗る面白かるべき評判高かりき。是までの芝居には、諸大名家中の出来事に擬したる作物も多かりしかど、鍋島家に係るものは今度を始めとなす。かくて此事の藩邸に聞ゆるや、舉邸皆憤然として藩祖を侮辱するものと怒り、將に天保に於る一橋事件の二の舞を演ぜんする意氣込を呈したりしが、就中明善堂詰の青年等は扼腕して蹶起するの有様となり、鍋島播磨を始め重役等の鎮撫に對しても容易に鎮まらざりければ、鍋島内匠頭が町奉行なるより、往いて其芝居の差止を要請したり。されど芝居は市中の人氣に關係すれば、差止などは容易に行はるべくもあらず。明善堂の文武心遣前山清一郎は、詰中青年の意氣込の怒に鎮め難きを察し、乃ち相謀りて、重役等が差止運動の成否に關せず、

青年藩士の
激昂と前山
一郎の機智

吾人は各自の意を固うすべし、二十一日は初日ときけば、當日我藩祖に扮したる團十郎を始め、小團次、三十郎、梅幸等の面々を手に掛けて斬り棄つべし、何の難きことあらん、今より其場所及び人相等の勝手案内を知る爲に、淺草猿若町邊を探索しおくべしとて、面々我藩風の綿衣綿袴の粗野なる姿にて猿若町附近を徘徊し、酒食の爲に茶屋に上りては、婢に芝居の始まり役者の人相などを尋ねて之を斬ること容易なりなどと囁き、或は劇場の周圍を廻り、或は俳優の出入する處を探偵すると、一方には出入の町人などにそれとなく此金を洩れ聞かしかれば、彼等は、明善堂詰其他の壯年が、憤慨の餘りに何時如何なる珍事を起すべきか測られずと、密々に其趣を芝居者に告げたるを以て、彼等も非常に恐怖を生じ、よりて町奉行よりの差止も容易なるに至りたり。かくて初日の前日、鍋島内匠頭より内々我藩に通知ありて、留守居志波左傳太より左の書面を差し出すことゝなれり。

一 猿若町一丁目狂言座勘三郎芝居にて相催候狂言仕組の内、此方家に紛敷名目を取交候哉の趣浮説有之由、尤取留候儀には無之候得共、萬一末

末の者心得違等仕候ては心配仕候間、御勘考の上可然御沙汰被下候様仕度、此段申上候、以上。

九月二十日

松平肥前守内 志波左傳太

是に於て二十日の夕方南町奉行所より急に中村勘三郎を召喚し、名主同道出頭せる勘三郎に對して、市中取締方より志波左傳太の書面寫を渡し、斯く内掛合有之により可相止旨仰せ渡さるゝにつき、早々狂言の仕組を變へて興行致すべしと申達したりしかば、同座は俄に脚色を當秋八幡祭の外題に變へて、二十四日より興行したり。然るに是も大出来にて評判宜しかりければ、市中の觀客は猶更最初の外題を失へるを遺憾としたりき。是は八代目團十郎、名人小團次に當て嵌めて脚色したる作にて、其人已に亡き今日にありては、さして面白き芝居にもあらざるなり。

露艦長崎を出帆す

江戸には米艦去りて驚悸纔に静まり、乃ち品川臺場の築造などを議した

中村座狂言
の取替を命
ぜらる

露艦は一先
づ歸還せし
むるに決す

りしに、又長崎より露國使節艦の渡來を報じ、國書を受け取るべきや否やにつきて伺ひ越したりしかば、三奉行海防掛等にて詮議せり。かくて是も拒絶する事は不可能なれども、亦受け取らば返書を迫らるべく、よりて長崎奉行に旨を含め、江戸政府の國書を披見したる上ならでは決答をなし難し、強ひて之を促さるゝならば、事故多端の際とて急速には答へ難ければ、追つて和蘭の甲比丹まで答書を送るべきにつき、一先づ歸還せられよと諭さすべく決し、八月初め飛報を以て之を長崎奉行所に達すると、もに、一方には新の奉行水野筑後守を任して和蘭甲比丹へ軍艦の註文を急がしむべく前月末より赴任せしめ、併せて露使接待の事をも申し含めたり。大澤奉行は江戸よりの飛報を得て、十九日に使節ブーチャチン以下の將校を長崎に上陸せさせ、兩役所に延見して國書を受け取ると共に、急速には回答し難き由を陳べけるに、ブーチャチン聞いて、さらば我自ら海路直に江戸に赴きて答書を要求せんと恐嚇せしかば、大澤これに答へて、斯くてはたゞに江戸を騷擾せしめて事端を惹起するのみ、却て益、事を延滞せしむべしとて、其不可なるを辯

露艦の依頼に任ぜ警固の番船を撤去す

解せり。越えて二十五日新奉行水野長崎に到着し、江戸より合められたる意を以て露艦を内港に引き入れ、身投岩の邊に碇泊せしむ。然るに數多の番船の艦を圍繞するを見たるブーチヤチンは、無用の事なりとて之が撤去を求めたるにより、奉行は其言を許諾し、ために爾後諸事平穩の取計となりたりしかば、我國老鍋島上總等は後事を鍋島左馬助に委託し、出張の人数を減じ長崎を引き拂うて歸れり。是月長崎奉行より、露船渡來による我出勢人数を問ひしかば、總勢左の如しとて書き出したりき。

四箇所御臺場並伊王島、神島、其外島々へ差出候人数總數、

總合人数六千五百四十四人、

船數二百九十四艘、

伊王島、神島、平日詰人数船數、

人数千六百二人、

即ち非番所受取と非常の警備とにより、平日の人数船數の四倍を増派したるなり、當番年は更に増倍すべし。

露艦の温和なる態度に出でし理由

かくて露國使節二艘の軍艦は二箇月の長きを碇泊したりしが、九月十九日に至り、奉行より、江戸にて將軍薨去したれば、返書の來ることも爲めに延引すべしと告げしを以て、之を聞けるブーチヤチンは、江戸長崎の往復は三週間ほどにて足ると聞く、さる以上前月奉行と會見せる時は既にその凶報は知られたりしなり、即ち故意に事を遷延せしめむとて、それを我に告げざるのみと疑へり。初めブーチヤチンは、我法規に順從して、正門の長崎港に渡來し、米國の裏をかき、温和の態度を勉めて我歡心を取り、以てその目的を遂げむとしたりしにて、奉行亦浦賀の米國軍艦に懲りたる後の事にもあれば、勉めて穩便の接遇を爲すと雖も、我國法の嚴酷なる規定は何分露人に満足を與へがたく、かた／＼鬱憤を買ひたりしなり。蓋し最初は一箇月程波風のあらしき外港に碇泊せしめたりとはいへ、後には港内に引き入れたることゝて、我は破格の好遇を與へたりとなしたれども、彼艦乗組人は、眼前に蒼瓦粉壁を波の如くに疊みたる長崎市街と、明媚なる峯巒に擁せられたる高爽の地に神社佛閣等の綠樹竹石の間に隠見するとを眺めながら、永く上陸遊歩す

るを禁ぜられたりしこと、て、その苦痛は想像に餘りあるものあり。而して彼が港内に碇泊するに及び、幕吏以下所用ありて艦に往來するもの繁きを加へしに、將校等は款待甚だ周到にして、懇切に艦内に案内して、酒茶を供し、温言藉辭を以て談話するなど、いつも人をして満悦せしめたりしかば、後までも俄羅西亞ブーチャンは長崎人の印象に止まりて市中に持て囃されたりき。これに反して我接遇振は冷淡を極め、彼等の長き疲勞を慰むるために上陸の地を與へられたしと切願するや、長崎市街の兩岸は、峻嶮なる山嶂のみにて、海上の眺望こそ秀麗なれ、遊歩に適する平地の甚だ乏しきより、更に峻僻にして彼等の満足に價せざる地を許し與へたるを以て、彼等は頻りに場所を改めんことを要求したりしが、我の在苜月餘を空過するに及び、彼艦内には漸次に憤懣の氣を現はし、ボシュ、ト中佐の如きは忿然として、かかる遠僻の地を選みたるは故意の計畫にて、因て政府との往復を遅延せしめ、外客をして倦態自ら退却せしめんとせるなるべし、されば予は予の素望を破り、直に江戸海に到りて答書を受け取るべしとて、益、東航を迫るに至れり。

我露艦接遇
振は冷淡を
極む

り。然るに江戸にては、初め已むを得ずして露國の國書を受け取りたるより、彼艦の江戸海に來らんことを痛く恐怖したりしかば、國書を聞いて議する際にも、或は彼が上府は、纔に靜まりたる滿都の驚怖心を忽ち再發する虞あり、されば彼若し強ひて江戸に來りて答書を得んと望むならば、宜しく陸行せしむべしと主張し、或は、又斯くては彼より内地の防禦なきを見透されんなどとして、額を聚めて評議を盡したりとぞ。

米國には、その我に軍艦を遣らんと議を決したる比より、英佛兩國と露國との間に困難なる交渉ありて、英佛が極東を圖るの暇なきより、彼國は其虚に乗せんと欲したりしが、當時蘭國は之を聞いて、己が獨占の利を失はん事を恐れ、よりに紹介の勞を取らんと彼國に言ひ出でたれども、米國は之を謝絶したりき。されば露國は早く之を偵知して、亦我に軍艦を遣らんことを企てたる次第にて、其眞意は何れにありしか不明なれども、其舉動よりせば、米國の裏をかいて我歡心を得、以て自ら其利を壟斷せんと計りしものと後に至りて臆測せらるゝなり、されば是の當否は竟に疑問たるを免れず。然

和蘭米國に
紹介の勞を
取らむとす

るに露艦の長崎滯泊中は、土耳其に關する葛籐より、英佛との戦争をも惹起せんとする危機の已に動きたる時なりけり。さればにや露艦は汽船を自國領地の甘察加に遣はし、運送船を上海に遣はしたりしに、運送船は十月四日糧食を載せて長崎に返り來りたりしが、是時齋し來れる彼地の新聞によりて、始めて英佛との關係の切迫したる事情を知り得たるもの、如し。十五日には露領に赴きたる汽船も歸來し、茲に四隻の艦隊再び集合して、稍多忙の狀ありたれど、表面は江戸へ廻航するに決したりとて之を奉行に報じたり。奉行所は驚きて之を抑止するに力めたりしに、恰も江戸より筒井、川路等の答書を齎して談判に下る報を得たりければ、直に之を露使に通知したりき。されど彼より江戸出發の時日を問はるゝに及び、まだ不定なること、とて確答するを得ざりしかば、却て上陸地の不満足なる苦情を唱へ言を託して諍ひたりしに、事態切迫露使は居たまらず、遂に奉行及び筒井、川路に宛たる三通の書面を残し、不日重ねて來航すべしと陳述し、二十三日四隻共に長崎を出航して中酉の方向に帆影を沒し去れり。

露艦倉皇長崎を去る

第五十二章 露使と長崎に談判す

露國國書の譯文と閣老の答案

さて露國の國書を翻譯したるに、其要求の大綱は、樺太の國境を定め、貿易港を開くの二條件なりき、左の如し。

魯西亞全國一統之主魯西亞帝ニコラス第一世名帝のレイクスカンセリ名官イル名官此書牘を大日本帝國の執政に呈す。

日本國方今の形勢を熟察し、兩個の帝國相隣るの故を思ひ、魯西亞帝方今一人の使臣を選び、帝の存意を全く寄託し、之を帝國日本に送るに決せり。是を以て魯西亞帝のアデユタント、ゼネラル名官兼魯西亞隊船の水師提督ヨアンム・ポウチャチン名人を擧げて此重任に膺らしむ。

右使臣を送れる本旨は、日本帝國方今の事蹟形勢を明白に申告し、且日本帝國と其賢明の大君との時運に就て、魯西亞帝深く憂慮する所の事を説

露國國書の
内容

明せしめ、尙又兩帝國人民の利益を旨とし、尙後魯西亞國と日本國との間
 争隙怨讎を生ぜざらしめ、兩國の和睦安穩を固定するの策を獻ぜしめん
 とするにあり。右の策に就て、魯西亞帝の志願とする所は次の二件なり、
 其一は、兩帝國の境界を定むるにあり、此件は兩國に注げる洋中に起る所
 の諸事に就き、復更に遅延する事を得ず、是を以て魯西亞帝の意方今必正
 に此切要の一事を始むべきの時なりと謂へり。

然らば兩國より會同して、貴國最北の極界は何れの島に限るといふこと
 を約定せん事、是れ當今の急務なるべし。但右境界を定むるは又カラフ
 ト島即薩の南陬についても言ふなり。夫魯西亞帝所領の地は其大さ世
 界萬國に冠たれば、更に地を増し境を廣むるは實に要領とせざる所なり。
 然れども魯西亞の臣民當然の利は帝亦之を思はざるを得ず、且兩國和平
 の關係と兩國國民の安穩を保固せんには、兩國の境界を確定するを良法と
 なせばなり。

其第二件は魯西亞帝誠心に願欲する所にして、即ち日本國の内、何れの港

兩國々境の
 劃定

開港貿易

なりとも、貴國と約定して魯西亞臣民の往來を許し、我國の産物を以て貴
 國の有餘と交易せしめんことを請ふにあり。又我國の軍艦カムサツカ名地
 或は亞墨利加中魯西亞領に往來するの途中、日本の港内に入りて食料及
 び其他の須物を需むべきことあるに當つては、是亦允准を得んことを願
 ふなり。但右の志願中大日本國のために損失する所あることなきは、日
 本の政府必ず明察あるべし、且魯西亞は境を貴國に接するの緣由あれば、
 右等和平にして且兩國に利するの議を容るべきこと、他の諸國よりも當
 然の理更に多かるべし。

此諸件を申告せんがために、アヂユタント、ゼネラル官兼水師提督ボウ
 チャチン名に命じて具さに之を貴國政府に證明せしむ。政府其言ふ所を
 聞かば、我求むる所は實に公明正直の事たるを知悉することあらん。

水師提督ボウチャチン名は、全權の重任に膺りて其領受せる規例に従ひ、今
 次の大事を諸君等と會議し、貴國政府の官員と豫め會合して諸事を約定
 せしむ。此度大日本政府に使臣を奉ずるの本旨は全く和親の意にして、

第一方今の事情に就て我政廷の意を明白に申告し、次に境界を確定することの必要なる緣由を告白し、更に兩個大帝國の福安を保ち、兩國の臣民遭遇の際に就て互に永遠有益の基律を定めんと欲するが爲なり。

使臣アデユタント・ゼネラル名官兼水師提督ボウチヤチン名人は此の如く切要の命を受けて貴國に至るものなれば、諸君定めて適當の禮遇を以て招迎せらるべきこと、予復之を疑ふことなし。英明聰慧なる執政諸君、我政府の意旨を細かに辨じ、我水師提督の申告を檢査して、兩國有益の事を催督せんが爲に心力を竭し給はんこと、是亦疑を容れざるところなり。

此書牘は帝の政府サント・ペーテルビュルグ魯西亞帝都の名に於て作る所なり。時に千八百五十二年即魯西亞全國一統の主魯西亞帝即位の二十七年第八月二十三日即我嘉永五年壬子七月二十一日

レイクスカンセリイル名官ネッセルロオデ親筆

即答に決す

此國書につきては、水戸老侯、海防掛老中阿部伊勢守、牧野備前守を始め、閣僚詮議を凝らして速に答書を與ふるに決し、筒井肥前守を大目附格となし、勘

定奉行川路左衛門尉二人を長崎に於る魯使應接掛となし、目附荒尾石見守成員、儒者古賀謹一郎坦を差し添へて長崎に遣はすに決し、其答書を漢文にて起草す、左の如し。

魯國國書に對する我答書

伏接來札、知貴國御前大臣布恬廷イキキマシ所銜命航來親遞、而其書實係上宰相子世利ルロロ羅德公見贈焉。書中所陳述、云貴國大君主思我兩國邊疆之交錯、欲加釐正、備悉意旨、又云、貴國既據古來未有廣大之邦土、無要別得新地、持盈保滿之道、良宜爾、且我國與貴國各土其民、其民無事相安、原廉開衅之端、乃今段使節之舉、其出好意、而不出惡意、亦爲彰明較著、不容疑者、貴國既以好意來、我邦何得不以好意相報耶。第邊土之經界、貴國以爲甚不明晰、則論饒邊藩、細加查覈、而差大吏與貴國官人合同商議、以歸劃一。然邊藩之查覈、必按圖籍、確有憑據、慎重從事、不許絲毫疎謬、是固非今日所能辨也。若夫貿易來往之事、則祖宗遺法有厲禁、歷世所遵奉、弗失、故曩者貴國曾有開市之請、而我邦業已固辭、意其顛末、公等所克悉也。但現今宇內形勢遷變、貿易之風駸々日長、誠不能取古例律今事。頃者合衆國人亦來乞市、日後列國之乞市者、必接踵

貿易開港は
後日の商議
に俟つべし

而至。夫列國乞市之繁如此、乃是我盡一國之力、應承星羅棋布之萬國、其力之給不給未可知也。且如我境內邦土之貢檢、其多寡精粗、亦豈旦夕可辨之事耶。矧我君主新嗣位、百度維新、如此等重大事項、必奏之京師、諭告之列侯群官、協同商議、議定而后從事、顧勢不獲、弗費三五年之時月、雖差似延緩、公等且從吾言、坦懷以俟焉。迨議論一定、諸事整頓之後、便當登時報聞也。況我國之於貴國、壤界相接、宜加鄭重、故遣重臣二員、於長崎會晤、布恬廷、以盡其曲折、而他所宜布報、亦皆俾之面悉、幸有以諒之、不宣。

大俄羅斯國上宰相子世利羅德公閣下

阿部伊勢守正弘

牧野備前守忠雅

松平和泉守乘全

松平伊賀守忠優

久世大和守廣周

内藤紀伊守信親

大日本國老中

嘉永癸丑十月十五日

筒井、川路の兩人は、其の儀式大名に准ずる鹵簿を飾り、堂々として途に上るべきなれど、力めて省略に従ひたり。而して隨行員數多の中に、中村爲彌は勘定組頭として、坤輿圖識の譯述者津山の藩士箕作阮甫は通譯として隨ひ、水戸藩よりは藤田東湖の甥原任藏を川路に囑託して隨行せしむ。猶行裝等の準備の爲めに江戸出發の期はまだ定まらざれど、まづ飛報を以て委員四人出崎のことを長崎奉行に通告したり。是月十五日は魯使が江戸に廻航せんと迫りつゝありたる頃なりき。

長崎新砲臺の威力、防備費の經理

露艦の渡來に方り、我伊王島神、島兩砲臺の已に成りて屹然海門を扼しむたるは、内外人の眼を引いて神爲の如く驚嘆せられたり。神、島は長崎より二里の海上にありて、西南岸は砲臺兵營等を以て満たされ、東北岸は漁村、鰯戸の散在するのみなれば、平時は市中の遊船などの往來する處にあらざり

兩砲臺の雄姿

世人長崎築
堡を公の先
見なりと稱
す

しに、砲臺の増築により、長崎人は遊船を仕立て、競ひ到り、いづれも其工事の壯大なるに瞻眙したりしかば、當時肥前の四郎島ア石で築き止めたンよ、石であ築けども是れ金の土居。てふ舟唄流行したり。かくて間もなく露國艦隊煙をたて、渡來したりしかば、諸國の士民はますく、多く長崎に入り込み、オロシヤ、ブーチャチンも是には目を出した。の唄の流行と共に、いづれも砲臺増築の壯大を稱嘆したりしかば、公の先見は日本全國に噴々と稱揚せられ、その偉績は此一事にても歴史に光輝を放つに至りたり。されど是あながち先見にあらず、文化以來の懸案を、弘化の和蘭忠告により、幕府が初め決行を促しながら、因循斷ずる能はざりしを、我一手に決して築きたるものゝみ。されば唯十年の星霜を遅延したる工事なれば、其勇斷は之を偉なりとすべきも、先見といふは、周圍の怠惰者が抽象したる名稱なり。公は當時一二に指を屈すべき英主と推されたれども、其性格は極めて純粹にて、自己の責任を重んじ、事を處するに際しては、機に觸れ、端を開きて順序に歩を進め、以て毫も無理をなさず、敏疾の性氣あるに拘らず、之を抑ふる忍耐力

當築堡以來
幕府筑前の
防備は一部
分に過ぎざ
るに至る

強かりき。此築堡の著手延引したるは、幕府も筑前も齊しく財政困難に病みしを以て、増築の増費を來し、繼で疲弊に陥らしむべきを苦慮したるに由る、即ち遊惰の然らしめたるなり。公に於て資財の如きは苦慮する所にあらず、増築の増費となるは當然にして、浪費と相殺げば可なり、浪費節減の道は之を遊惰の中に求めなば決して發見するに難からずとは、其平生の持論にて、即ち虚榮虚飾の點に浪費は多大に存すとの見込確立しひたるなり。故に増築後の長崎防禦は、斷然佐嘉一手にてその主要部分を引き受けたる委となり、幕府と筑前との擔任する國防は、却て一部分に過ぎざる觀をなしたりき。又海防のために疲弊すとは、江戸海の防禦に膺る諸藩が齊しく唱道したる聲にて、阿部閣老の如きも、我藩の増築によりて疲弊すべきを痛く憂慮したれど、遊惰に慣れたる勘定其他幕吏の議は、舊に仍りて徒に紛囂たるのみなり。蓋し太平の遊惰とは、天下に軍事の必要なきを以て盡く武家の責任を忘れ、租税を虚榮虚飾に糜し盡し、よりに徒に事を繁くして自ら困窮に陥ると、もに諸事に怠慢せる名たり。而して今や外國の形勢壓迫し

來り、ために其遊惰の中に沸論を醸酵して志士の憤慨となりたれど、其志士
 とも亦局外の無責任なる位地より空論するに過ぎざりけり。公は防備
 永續に要する費用に關しても、自ら成算ありたれども、尤も緊要とせられた
 るは、遊惰の空氣に瀰漫したる華奢の一洗にして、藩士の意氣を鼓舞して、之
 を新砲臺に配附し、以て銃砲を操縦するに堪ふる訓練を與へられたり。蓋
 し精神的の事一朝一夕に成し遂げられざるよりして、夙に此に留意せら
 れしにて、諸國一般の滔々たる風潮と自ら選を異にするものなり。當時遊
 惰の底に沈淪したりし幕府以下の諸藩は、國家の容易ならざる大勢に移れ
 るに拘らず、猶因循不斷の夢をつゞけ、米艦砲聲の周章も暫しの間に、長崎
 に露艦の出入あるも、猶遊惰の浪費を廢する能はざりき。

増築の防戍費は去年幕府に提出したる書面にある如く、三支藩が江戸の
 虚榮虚飾に金錢を浪費する課役の免除を得て、之を支出するを條件の一と
 なしたりしに、此議をも亦今に因循決する能はず、其運動の爲めに滯府した
 る田中善右衛門は、品川備砲鑄造引受の件もあり、旁々暫し歸國することゝ

諫早に防備
の負擔を増
す

諫早の潟
埋立

なれり。時に三支藩に次げる國老諫早は、その所領高三萬石以上に及び、日
 本三大家老の一と稱せらるゝ大身なるが上に、長崎に接近したる地をも有
 したりしを以て、是まで長崎の應急の出兵を擔任しゐたりたりとはいへ、猶
 餘力あるよりして、公は是にも負擔を増さんと謀られたり。當時諫早益千
 代は幼年にて、公の庶兄鍋島彈馬家政を管理しゐたりしかば、彼に對し、外國
 の形勢益、容易ならざるを以て、異船渡來次第に迅速に人數を出張せしむる
 仕組を立つべき旨申し付けられたり。因て彼家にて詮議を遂げ、長崎を距
 る三里の矢上驛及び其附近の村に屯營を設けて若干の人數を居住せしめ
 置き、警報に接すれば次第に之を長崎へ繰り出す方法を議定したり。され
 ど其事頗る大業にて、將來に少からぬ費用を増加すべきにより、彼家より、諫
 早海、尾島、其他潟、新地を築立て、自家の所有となさんと願出でたる
 を以て、十月に之を許可せらる。是に於て長崎の警虞に於る應急の法は確
 立するを得たるとも、こゝに始めて諫早家は後日その基本財産となる
 に至りたる新田を得たりき。

三支藩の參府諸役免除を更に督促す

三支藩の參府諸役免除願に對する裁決は今に因循して決せず、よりて公より直書を阿部閣老に送らる、左の如し。

拙簡拜啓仕候、寒威相加候處益御清裕被成御勤勞奉欣抔候。扱長崎御備向之義御承知之通舊來に致倍蕘、私一手受持之備向等も夫々手當増相整、其上至當節候而者、伊王島神、島へ數箇所之臺場取立、大銃備付等之儀追々出來仕、當番非番共手配向多端大層之事に而、實に容易之義に無御座候。乍然御番方之儀者御國體に相關り大切之職任に付、一國之力を盡、十分御奉公申上候心得に御座候。然處内證分末家之者共諸家同様參府、且御手傳等相勤、國力を盡候處より、人數出張其外的前御備向難行届儀而已有之、甚不本意次第に御座候。依之以來三人之定例參府、扱又御手傳御役等御用捨被仰付被下度、尤御目見も不申上通り而者不本意儀に而、御移り代り被爲在候砌、且又自分代替之節御目見被仰付被下候様旁奉願候。委曲別紙を以御内慮奉伺候條、何卒出格之譯を以、存念通被仰付被下候様、御心添之程深厚奉願候。於然者全國之力を以十分御奉公可奉申上、尙又難有奉

存候、此段爲可得尊慮草布如是御座候。

復月二十日

齊正

福山賢相左右

かく裁可を促されたれど、本年中には裁決の命を得ず。

長崎には兩島の工事略ぼ成り、内容はなほ不満足なれど、去る三月より兩島へ筒打侍、手明鎗、足輕を配附して平常の成衛をなさしめ、應急の場合には人數を増すことゝなしたるを以て、公は水ヶ江莊に彼等の火術の技を覽て、火傷藥品を賜はり、以て彼島へ赴かしめらる(前に詳記す)。然るに數月にして露艦の渡來となり、砲數を増すと共に筒打の數を増すことゝなりしかば、火術二組にては不足なるを以て、十月より他組の火術に習熟したる者をも亦選みて派遣することゝなれり。翌十一月二十三日火術兩組を一組となして之を御側新組と名づけ、鍋島志摩を大組頭となし、火術方頭人を兼ねしめて銃砲術の訓練を勵まさしめ、更に侍三四十人を増し、此新組に限りて兵士の數を二百人となしたり。蓋し軍制は、祖宗藩法の基礎にして關係至重なれ

御側新組

ば、厚く之を遵奉すと雖も、時代の變化により銃陣を採用する必要を認めたるを以て、敢て祖宗の軍制を破らず、只その一角を缺いて此く火術組を作り、以て長崎の應急に供したるにて、時機に應じて改革するの深意に出づ。されば、實は其意中に、將來の軍制は盡く銃陣に改革せられざるべからずと確信せられたるにて、唯機會を待たれたるに過ぎざるなり。

此の如く二島増築の防備は公の夙志なりしを以て、已に現形したりしが、之について第二の企業たる大船艦を製造して海軍を創設し、以て海上の活動を自由ならしめて防戦をなす計畫あり。されど之が遂行は頗る宏費を要し、到底此等の事にては引き足らざるを以て、先づ他方に浪費の節減を勉むべく、九月廿八日左の如く仰せ出さる。

從來御臨時之筋多御目安向被御立兼候處、長崎表異船渡來、猶更莫大之御入費に付、外見行粧不相拘、文飾無用之筋者一切被相省候通被思召候に付、先以御參勤を始、江戸方一式、當年より十箇年之間諸事格別之御仕組相整候様。

文飾省略

江戸邸節儉

斯くて年寄牟田口藤右衛門を主任となし、側頭、側目附に其調査を命ぜられたり。是より先き藏方附役久米次左衛門を元締役となし、側頭古川一介と共に江戸に赴きて浪費を厳しく省略せしめられんとせしに、長崎の新砲臺成りて守備の人数大に増加したりし外、新に三支藩及び國老等の持場を定むる等諸般の經費擴張したるを以て、舊費を節して新費の額を定むるに浪費を生ずるなからしむる必要あり、因て久米を復職せしめて深堀藏床の主任となし、江戸へは中村大介を元締役となし、古川と共に本年の暮より出府せしめ、弘化以來海外不穩の風評によつて海防の増築をなしたるに、今度魯船渡來、益、容易ならざる時勢となりたれば、邸内は夫人を始め男女皆極めて質素を主とすること、佐嘉同様なるべく、連枝諸親戚家への不時の贈答、若くは留守居より大廣間家の類役等への國産の贈物、乃至別段の贈餽等も、此時勢に對して盡く謝斷すべしと通せしめて、すべて痛く經費を減ずる方法を審議せしめしを以て、屋敷頭人以下、田中善右衛門等も仕組所を開いて參仕し、助力給與に苦情を唱ふるものは之を免すべしと嚴命せり。但し是は内

廷の費用に係ることなれども、外廷に於ても、素より有限の歳入なるに臨時の費用増加したれば、勿論これに等しく峻嚴に省減を圖らしめられたり。

將軍宣下、勅使の米國處置質問

將軍宣下

江戸に於ては家定將軍新に立ちしを以て、朝廷より傳奏三條大納言實萬、坊城前大納言俊明兩卿を勅使として、十一月江戸に下向せしめられしかば、二十七日兩勅使は江戸城に入りて家定に征夷大將軍の宣下を傳達す。是日勅使は老中に對面して關白鷹司政通公の書を致せり。其書に、米國より贈れる書翰について神州の一大事と深く宸襟を惱まされ、國辱を招き後禍を貽さらんことを祈らせ給ひしが、江戸に於ても憂慮少からざること、察せられ、因て江戸下向の實萬等に、此旨を傳ふべしとありしよしの意味記されたりき。されば實萬卿より是について問ふところありしに、阿部閣老より、異船事件の容易に處置しがたき第一の事情は兵備にて、もとより其施設を怠らすと雖も未だ完成に至らず、されば事端を發する以上は中止すべ

鷹司關白老中に書を致す

阿部閣老を拜聽せんと答ふ

からざるを以て、斷然たる處置を爲す能はざるなり、評議の延引も此事情のためにて、外國に對しては姑く平穩を主とし、彼より暴行を加へなば之に應戰する處置に出づるの考へなり、朝廷に於ても深く叡慮を惱ませらるゝのみならず、關白殿亦御憂慮の事と察し奉る、もとより及ぶ限りは之を安んじ奉らんと盡力しゐる次第なれば、若し叡慮に希望せさせ給ふ事あらば、御遠慮なく仰せ出されたく、或は傳奏より勅旨を傳へらるゝも宜し、兩卿に對面致したるを幸ひ、朝廷幕府間の意思の疏通を希望する次第なりと述べしに、勅使は大に満足したりといふ。實萬卿の覺書に見ゆるところなり。事實はたゞ是だけの事にてありたれども、米艦の示威以來、江戸人心の恟々とも、に慷慨の士の物議を生じて、朝廷幕府間には種々なる誤解扞格を生じたりしを以て、是時の勅使對閣老の問答は、以來外國の事については必ず奏聞して勅許を請ふべしとの堅き約束あるを見るに至りたりと、田舎などにては風評したれど、其はみな影に吠ゆるの浮説にして、外事に勅許を請ふの次第は既に前に述べたるが如し。

米艦の渡來を所司代より傳奏に通牒したるは、幕府が武家制度を定めたる以來、始めて國事を朝廷に奏上したるものなれど、外國の事に關する朝廷よりの御下問は、既に弘化三年にありたり、尤もこは外國事態の進むよりして、公武の間に意思を疏通する計ひに過ぎざりき。されば朝廷に於て七、大社、七、大寺に外夷退散の祈禱を行はれたる如きも、鎌倉時代に於る文永、弘安の例に倣ひ、天皇の御務めとして行はれたることなるに、此たまさかの事は神官、僧侶等の疑懼を惹き起し、乃ち彼等は、幕府の遊惰を極めたるよりして外國に對する國家の權威なきに、憤慨し初めたり。されば最も外國の事情に疎く、最も政治の實際に晦き國學者、詩人等まで、優柔文藝に耽りたる公卿の恐怖心に乘じ、其門に出入して種々の容喙をなすに至りたり。社寺に外夷退散の祈禱を行ふは、事甚だ迂濶に聞ゆるのみならず、或ものは、皇室は、かかる國家の大事に、かゝる迂遠事を爲すに止まる程に式微せさせ給へるかと思ひ、感激したりしかば、やがて尊王攘夷の論は發生したり。

此事は、幕府の諮問に答へし公の征夷の二字御眼目云々の言と聯想して、

七社寺の御祈禱と尊王論

文武の職を分つは治體の通義

深く尋釋すべきところのものなり。如何となれば、文永に大社大寺に蒙古退散の祈禱を行はれたるは、我を屈從せしめんとの敵意を挾みたる彼の牒狀に對し、朝廷は答書を與へざるに決し、幕府亦之を打ち攘ふに決したるよりのことにて、即ち攘夷決定後の祈禱なりしなり。是にて知るべきが如く、朝廷の外交に與かり給はざるに至りしは、武家の幕府政治となりたるに、よるにあらず、治體の通義として、文武の職を分つは、大寶令にも規定せられたるところにて、軍事政事の分離は、早き時代より定められたるところなり。されば文官は武装するを得ず、諸國司は帶劍の官にあらざりしかば、管内に蜂起する盜賊の逮捕は、檢非違使の職務とせられ、即ち各地に判官を派し之を鎮めたりしにて、更に外夷に對しては、大將軍を命じてその討伐に當らしめられたり、征夷大將軍なるものは、こゝに始まる。此の如く平時の政治は、文官にて行ひ、武職は六衛に限りたりしが、其中の衛門府に警察憲兵を兼ねしめて内地の匪徒を追捕する職務を行はしめたり。又外交に關しては、古は主として支那とのみ交通したりしに、輒近支那の國際は外國の君主をし

朝廷の外交を幕府に委ねられし理由

て必ず臣と稱せしめ、彼より國王の位を與へて接遇する自尊自大の習例を頑強に固執し來れるを以て、我朝にも遣唐使の廢れたる後は、體面を重んじて之を見合せられ、よりて國交は絶ゆるに至りたり。然るに我國にありても天皇の尊嚴を保たんとて自然と支那の風習を帯び來り、外國の君主と對等の位地を以て交はるを嫌ひ、屬國の名の下に外蕃の接遇をなさんとするに至りしを以て、遂に鎌倉以來、朝廷は自ら外交に當るを避けて、武職の將軍に之を委ねらるゝに至りたり。故に足利氏が明の封爵を受けたるも、豊臣氏が明の封爵を斥けたるも、徳川氏が鎖國政策を定めたるも、凡て武家の方寸に出でたるにて、朝廷は超然として與かり給はざりき。此の如く延喜以後の朝廷は國交の衝に當らるゝなく、只敵國降伏の祈禱を勤めとなして、是が降伏をなさしむる用意は將軍に専任せられたりしを以て、簡短に言へば將軍は征夷の委任を受けたるものと結論に歸すべし。されば爾後の外交は、征夷の責任を負うたる將軍より、僧侶商賈へ外國往來の便宜を與へたるものにすぎずして、徳川幕府の鎖國の如きも、更に朝廷に奏請するの必

征夷大將軍の意義

國交の開始は國是の變革なり

要なく、よりて直に斷行したるなり。唯征夷は國家の重事なるより、天皇に於ても、關白以下に於ても、深く憂慮ありて神佛に祈禱を籠めらるゝ事あるにて、責任を負うたる將軍としては、これを慰安し奉るの道を講ぜざるべからず、唯これのみ。然るに征夷にあらざる國交の開始は、これ國是の變革にして幕府の有する責任以外の重事なれば、朝廷に奏聞するところなかるべからず、而して朝廷に於ても亦之を聽許せらるゝならば、必ず外國と對等の交をせられざるべからず。されば是よりして朝廷は表面に立ちて外國交際をなし給ふにも至るべく、爰に非常の重大問題は掲げられたるなり。當時の人は果して然りと知るや知らずや。さて幕府は米艦を引き受けて穩當の處置を取らんとしたれど、事極めて困難なるにより、因循不斷の幕僚は一層解決に窮し、朝廷亦依然西洋各國を夷狄禽獸視して嫌忌せられたれば、米國の請求に對して攘夷を主張するの外はあらざりき。されど當今の時勢なる以上、輕忽に鎖國政策を固執して彼を打ち攘ふには、阿部閣老が三條實萬卿に對しての返答の如く、慎重の態度を執らざるべからず。されば結

局は國の權威を以て自ら是非を擇み、國法の許す限りは平和に彼等と交はりて、獨立自主の體面を立てんより外あるべからず。是れ即ち公が攘夷の基礎の上に立ちて、征夷の二字を眼目とし、國家の權威を以て外國に應對すべしと言はれし微意に外ならざるなり。

幕府は米國に對し姑く溫和の處置を取るとも、數年間に防禦を速成して我權威を立てんと意圖したりしが、結局は同じ主義に止まると雖も、かの水戸老侯の所謂内戰外和は、其實至難の詭謀なりき。されば之を外觀したる者には、たゞ因循苟且の處分と憤慨するもの多く、淺慮の徒は朝廷御祈禱の旨意を推言し、文永弘安に北條時宗が元使を斬首したる例の如くすべしとの激論を唱起したり、初め朝廷より社寺に祈禱を行はせらるゝや、今上天皇(明)は、

白波のたちさはくとも何かせん、わか葦原は神風を吹く

と遊ばされたりしが、此御製ははしなくも宮中より民間に傳はり、乃ち神官、國學者、歌人等の興感よりして、神風かみかぜてふ詞が好個の歌枕となり、弘安の斬使

弘安斬使の
故智に倣ふ
べしてふ激
論

の如きが叡慮なるが如き感情を喚起したりしかば、爰に尊王攘夷の叫聲の高調を見るに至り、年一年と外勢の壓迫するに従うて諸國に激論沸騰したり。

露艦長崎に再渡し幕府委員と談判す

露國の使節ブーチャチンの幕府の決答を促すや、その十月長崎を去る以前に、江戸には筒井川路をして談判の爲めに長崎へ下らしむべく定まりたれど、當時のことゝて幕府重職の威嚴を保つために、行装を盛にする支度ありて急に發足する能はず。其支度とは槍、挾箱、臺弓、蓑、入鐵砲、駕籠等を大名行列のそれに擬することにて、之を調ふるには、猿樂の裝束屋の如く江戸に是を職業とするものありて、時日を限りて一切を整へたりしが、又家老、用人其他の隨行員を備ふるには、亦人入れと稱する營業者、即ち高等雇人の周旋業ありて之を辨じたり。寛永以來長崎奉行の同勢は三百餘人と稱せしが、今は更に増加し、俄に減すべきにあらず、而して是等同勢も面々に應分の

奉行の長崎
下向とその
行裝

行装を整ふる等種々の準備ありしを以て、二箇月の時日を要し、漸く十一月に至り、江戸を發して三百里の陸路を急ぎたり。さるに十二月五日露艦の復た長崎の海上に現はれたる注進佐嘉に到來しければ、直に家老多久長門を始め、應急出征者は早速立にて彼地に赴きしに、翌六日勘定奉行川路左衛門尉まづ佐嘉に到着したりしかば、公は吳服町の本陣に出會せらる。されど折しも公は感冒に罹られしを以て、翌七日儒者古賀謹一郎と共に到着したりし大目附筒井肥前守には出會するを得ず、よりて特に使者を發して之を稿はれたり。古賀は侗庵の子なるが、始めて父祖の故郷に歸りたることとて、本家の從兄古賀大一郎が精町の宅(即ち精の宅)に宿して錦衣の榮を耀かせり。八日には目附荒尾石見守到着し、何れも道を急いで佐嘉を發し長崎に赴けり。

長崎にてはブーチャチン再び渡來して江戸政府の答書なきを憤り、程なく答書は到達すべしてふ奉行水野筑後守の言をも疑うて直に江戸に赴かんと威嚇したりしかば、水野は頗る持餘したりしに、折しも筒井、川路等鹵簿堂

長崎に於ける對露談判

諸藩の港内警備

堂として到着したりければ、ブーチャチンより、今度の應接は江戸重職の我軍艦に來らるゝが當然の禮なりと主張し、若し然らずば直に當港を去らんといへり。されど筒井等は遠路を旅行し來れる上、殊に答書をも持參し來りたることなれば、此に招くが然るべしと主張し、我意を以て歸り去らんとは不當なりとて峻拒せしかば、彼も遂に屈して、十四日西役所に於て雙方應對することに定まれり。本年は筑前當番として其警固に主となるべきを以て、松平美濃守侯も十三日に長崎に來著し、例規の如くに當番の警備を巡見し、明日の應對に海陸の不虞を警めしが、其他平戸、島原の諸侯も各人數を率ゐて出張し、長崎の大波止より港内の要害に幕を打ち、旗を翻へして嚴重に警備をなし、急變に應ずる處置として、舊式の火薬を裝置したる萱船(かきふね)にて、燒打の準備をなすなどひしめきたり。我藩は非番所を受け取るとも、新築成の砲臺に嚴備を整へたれば、港内には只黒幕(くろまくら)を覆うたる擊雷銃(げんじゆ)の砲船數艘を備へて萬一の不虞に備へたるのみなりき。

さて應對の當日は、僅の廣達を隔てたるのみなる大波止より西役所まで

の沿道には陣笠陣羽織を著せる警衛の兵士綺羅星の如くに並び、使節以下の通行に備へ、筒井、川路は狩衣を、荒尾、古賀は大紋布衣を著し、兩奉行も同じく大紋にて會見の席に參列す。露國使節は士官等四十餘人と端舟九艘に分乘し、番船に守衛せられて、晝四つ頃大波止に向進せり。是日檢使より露艦の祝砲を差し止めたれど、彼は國交の禮に違ふとて三十發を放つ、其間に使節は操銃の兵に前後を警衛せさせ、國旗を立て、上陸西役所に入りたり。かくて古賀、謹一郎出迎へて延き入れ、椅子に凭らしめて、筒井以下は白綾縁の十疊に坐し、以て主賓應對したり。されど是日は日本料理の三汁六菜を饗應したるに止まりて、答書は渡さず、再び二十日を期して談判することとなしたるが、ブーチャチンの應接に嫻れて如才なきには、筒井以下も敬服したりとぞ。饗應終るや、露使ブーチャチンは十七日には我艦に來らるべしと招請したるを以て、その日筒井以下談判員一同は、紋服に繼袴を著用し、細川家より提供せる二階造りの越中守の乗船に乗り込み、緋縮緬の幔幕を張り、太鼓を打たしめ船歌を唄はしめつゝ、堂々船行列をなして彼艦に到れり。是

時彼艦には暴力を以て談判を強行し、國境を定めんとする意ありとの風説流布したりければ、この乗込についても一行頗る疑懼したれど、川路は毅然として、若しさることあらば、吾人は彼艦に留まりて彼國に到り、國帝を見て直接に談判すべしとて動かざりきといふ、亦以て是時人心疑懼の状態を察せらる。然るに彼の應對甚だ惻切を極め、我乗船露艦に近くや、水兵は登攀の禮を行ひ、音樂を奏して一行を迎へ、筒井以下を將官室に導きて之を饗應し、中甲板に於て銃陣調練、及び大砲打方の操練を觀しめ、悉く艦内を案内し、少しも隔意なく之を接遇せり。此時亦我本島藤大夫は精鍊新雇の中村奇輔を伴ひ、筒井に請ひ、其伴頭福田敬之助の許可を得て、筒井の從者に混じ、露艦に入りて其模様を探索せり、これにて本島の露艦乗込は實に三度に及びたり。

翌十八日再び西役所に於て露使に應接し、幕府の答書を渡して談判に及びしが、其時川路より、貿易には如何なる物品を輸入して我物産と交易せらるるかと問ひしに、露使答へて、日本家屋の窓戸は薄弱なる紙を張るが爲め

に室内を暗うすると、もに防寒にも堪へず、よろしく今より西洋の如くビードロ板に改むべし、然らむには是れ必要の品なるを以て輸入の一となるべし、其他北境に於る漁業の鹽の不足なる、或は日本の食料米の不足なるときは、露國より輸出して送り届くべく、その交換品としては鑛山を開掘して其産物を得べしなどといひたり。よりて川路は、是等は必需品と稱せらるれど、今の日本人にては必ずしも必需品とはなさずとて、貿易の事は其應對にて取り消した、缺乏品を渡す事に止めたり。實は彼が言へるビードロなるものは、質素を守る我武士の忌み嫌へる物にして、往年蘭國王より贈りたる高價の玻璃花瓶の如きも、水戸老侯をして怒らしめたる奢侈品の一なりき。彼が便利と認めて勸むる物は、當時の我國人は華奢品と認めて、基督教に次ぐ有害物となし、彼は是を將ち來つて士氣を懦弱に陥らしめ、以て之に乗じて國土を侵略せんとするなりと猜疑せり。蓋し露使はこの事情を知らざりしなり。當時の我士民の、開港貿易を絶對否認し、却て猜疑憎嫉を以て迎へたるは此類なりき。

公矢上驛に
越年す

公は非番所を受け取りたるにより、二十七日に佐嘉を發して長崎に赴き、歳除の日長崎を發して矢上驛に宿せらる。自領の邊堺に在つて歳暮年始の儀をなすは、寛永に基督教一揆を討ちたるより以後に無き例なりき。本年は參府期に當りしを以て、公は、露艦再來の警備のために發程は延引すれど、露艦の出帆次第には出發したしと、幕府に願ひ出でて許可を得られたりしに、此く年を終ふるまで滞在の已むなきに至りしかば、來月に入りては江戸往返の餘日もなきより、旁々已むを得ず在國すべきに決し、乃ち更に其由を届け出でらる。本年は米露軍艦の東西に來る等、國家は非常の變故に會したりしが、公は長崎の新臺場を竣工して國防の權威を持し、以て幕府委員に強硬の談判をなすに顧慮なからしめられたりしを以て、其警備に費用を糜したるに拘らず、能ふべく、いんば出府して閣老其他に面會し、國家將來に關する意見を披陳し、おかんと意圖せられ、乃ち幕府より參府猶豫を許されたるに拘らず、參府を果すべく用意せられたりしに、時機は之を許さずして本年を矢上驛に過ぎしむるに至れり。此矢上驛の越年こそ日本の鎖國破れ

て開國に入る大變化の過渡期なりけれ、是を癸丑の變といふなり。

第十八卷 開國の初歩

第五十三章 米露軍艦東西に渡來す

露艦長崎を去る

安政元年甲寅、公年四十一歳なり。正月元日彼杵郡矢上驛にて新年を迎へらる。當驛は東海岸彎曲して島原半島に連なり、噴火山温泉嶽の天草海に翠鬢を涵すは、芙蓉の水を出づるが如し。公はこの勝地にありて海面より昇る朝日の光に年を重ねられぬ。憶ひ回せば、寛永丁丑戊寅、此半島に起れる切支丹一揆に對して、兩肥諸藩の兵を出して征伐したるは、恰も除夜元旦なりけり。當時江戸より軍監として下向したる板倉内膳正勝政が、目附石谷帶刀の方へ、「去年正月元日は江城に於て烏帽子の緒をしめ、今年正月元日は陣中に於て冑の緒をしむ、移り變る世の習にて、はや打立候、云云」の書翰

公矢上驛に
新年を迎ふ

を認め送りて討死を遂げし美談あり。我藩にても出陣に多忙を極めしより、諸士の家には當時の歳暮年始の状況を嘉例となして、今に行へるもの少からず。此一揆平定の後、幕府は外國船の入港を嚴禁して鎖國政策を斷じ、一年を問たる庚辰辛巳年より、筑前肥前の兩藩隔年に長崎警固の任に當りたり。斯て爾來太平の新年を迎へて茲に二百十餘年を移したるに、時代の變化は急轉し、西洋の基督教各國に於ては造船の技術大に發達し、海に狂濤なく、風に順逆なきに至りしより、我國にありても、是までの毎年の汛季は破れて終年防禦なす大變遷となりき。されば去年米露の軍艦が東西に渡來したるは、宛ら低氣壓の襲來したるが如く、ついで如何なる颶風豪雨を捲き起すべきか豫測を許さざりしかば、除元を祝ふ太平の夢は警破せられて、公の矢上驛に迎年せらるゝ結果となり、鎖國より開國に入る過渡期は茲に始まりたりしなり。然るに去年米國艦隊を迎へたる江府の上下の、祝砲の響に魂を消して慌て惑ひしに反し、今年眼前に繋がる露艦隊の喇叭の聲を聞きながら新年を迎へたりし長崎遊廓圓山の歌妓等が、當時流行のヤダチュ

長崎警固に當り茲に二百十餘年

江戸長崎の静噪の相異は武備の充實せると否とによる

其後の對露談判

節を作り替へて、『嘉永七年甲寅の歳の歳まづ明けまして年頭の御祝儀一杯屠蘇きげん、酔うた酔うたとイウタモンダイチュ。』と唄うて太平の光景を改めざりしは、外國人への馴不馴よりして斯く絶對に静噪を異にするに至りたりとはいへ、抑も亦武備の充實せると否との民心に影響する差異によらずんばあらず。次の唄に、『今歳しや十三月肥前の番代り、四郎ヶ島見物がてらに俄羅斯亞がふうらぶらぶらりく』とイウタモンダイチュ。』と唄ひたるにて見るべし。公の長崎に鎖國の鑰を握りて防備充實に職責を盡されたる偉功は、今度米露の軍艦東西に渡來したるにて遺憾なく表彰せられたり。されば此俚歌の如き、亦好箇の記念となすべきものにこそ。

長崎に於て客臘二十六日露使と談判せる後は、樺太國境問題のみ懸案となり、談判委員筒井、川路等は屬僚として隨行したる中村爲彌に蘭通詞森山榮之助を附し、以てブーチャチンの旗艦に往いて更に談判せしめしに、我主張する所は彼に不利なりしを以て、彼はこれを峻拒したり。されど、中村は敢て屈せず、森山亦強硬の人として臆する所なく頻りに論辯を累ね、終に、我いふ

露艦長崎を
去る

所にして要領を得ずんば、此艦に踏み留まりて貴國の都に到り、皇帝に謁見して旨趣を述べしとて動かざるに至りしかば、ブーチャンは條約の草案を作りて、筒井、川路兩使に與ふる添書を附し、以てこれを彼に交附せり。かくて軍艦は、匆々に準備を整へ、正月八日に碇を抜いて長崎を出で去りしが、當日奉行所より各砲臺へ、本日の風順次第にて露艦出航すべきを以て、警備に念を入るべしと布達したりしかば、我砲臺にては盡く大砲に裝藥し、彈丸を配附して待ち掛けたりしに、正午を過ぐる頃に一番船まづ帆を揚げ、最後に本艦フレガット碇を抜き、各船とも晴日順風なるより蒸氣を用ゐずして順次に四郎島の南六町許りの處を駛行せり。我砲手はみな胸壁の裏面に固めて窺ひ視しに、彼等は帆檣の桁より望遠鏡を以て砲臺の狀を照らしつゝ、申酉の方に向つて去りたりき。

交通不便の鎖國時代にありては、海外の事はもとより暗黒にて知るべからず、されど露艦の長崎に渡來したる比は、土耳其國との交渉よりして彼國は英佛兩國と已に戰爭に及ばんとする形勢となりたりしにて、露に支配に

稻佐露艦員
の上陸地に
決す

赴きたる運送船の其新報を齎して復歸するや、ブーチャンは長崎に居堪らずして、英佛艦船を避けて十月に出航し去りたるなりき。これより先き彼は上陸地を不便なりとして、別に良地を要求したるを以て、奉行所は更に稻佐を其地に定めしに、彼は之を視て快諾したり。然るに大黒町の海角にありて西南の海面に城壘の如く石垣を築き出したる我長崎藩邸は、入江を隔て、稻佐に對したるを以て、是に於て邸に其警備をなさざるべからず。因て去る十二月の初め、大番頭深堀左馬助が小鹿倉の陣營に於て會議し、神島飛渡胸壁の備砲は、今製造中にて應急の間に合はざれば、崎雲、兜崎より一貫目砲二門、ホーウイスル一箇を抄取して之に備へ、長崎邸へは野戰砲二臺を運送し、海面には平田船に三百目砲を載せて備へたり。露船は再度の渡來より稻佐に上陸して遊歩を始めしが、是より露國人は稻佐を租借地の如くに思ひて上陸遊歩の設備及び埋葬地などを設けたるが爲め、遂に其地は繁榮するに至りたり。

斯くて、彼が未だ一箇月を過ぎざるに、談判を匆々にして去りたりしは、ク

幕府委員の強硬なる態度に終始し得たる一因

リミヤ戦争起り、英佛と相戦ふに至りし爲め、永く我長崎港に滞留するを得ざりし事情による。我談判委員が強硬の態度を把持するを得て、頗る人意を強うする結果を見たるも、亦一は其故に因ることにして、その然る所以は後日に至りて始めて知られたり。

幕府委員新砲臺及び佐嘉の鑄砲を觀る

これよりさき、筒井、川路等は、談判畢らば新築の四郎島、神島の砲臺を一見せんと望みしにより、各砲臺の砲手は其準備の爲めに演習をなし、露艦の去るに及んで、其警備に出張したる士卒は、盡く歸り、尙留まりたりし伊王、神島の砲手も、十三日に各砲臺の大砲に装藥したるを射放ちて、目的の矢位を試み、更に空砲の順打をなし、かくて盡く砲腔を洗滌し畢れり。然るに十五日に至り、筒井、川路等一行は船に乗りて神島に到り、池御前の埠頭より上陸したりしかば、深堀の士、迎勝右衛門先導をなし、本島藤大夫、杉本兵力二人附き添ひて、陣屋表坂より城圓山の休息所に到り、此に茶菓を饗して少憩

幕府委員新砲臺を覽る

新砲臺發射演習の始め

せしむ。かくて一行は金比羅下切通より飛渡、崎雲、四郎島、小島の各砲臺及び彈藥庫を巡覽し、小島より船に乗りて兜崎の砲臺を遠望し、更に船を返して高鉾島の側に到り、こゝに船を繋ぎて兩島の發砲を展望す。乃ちまづ崎雲の山上より號砲を一發するや、伊王島西崎砲臺よりの發射について、中の田干場、一本松等順次に發射し、其畢るに及んで四郎島より打ち始め、小島築止の裏に備へたる砲船二十五艘より順次に打ち出して、飛渡、崎雲、兜崎に及ぶ。後、砲彈の的打に移り、四郎島の上層下層に備へたる重砲百五十磅二門、小島に備へたる八十磅二門より香燒島北岬の西なるガンダイといふ小嶼に標的を立て、十三町六の距離を十二發したりしに、十彈的中したり。やがて日暮に及び、筒井、川路等は船を回して長崎に還りしかば、各砲臺にては砲腔を洗ひ、臺場を掃除し、了りて白旗を樹て板木を鳴らして、砲手は混雜なく各舎に歸營せり。新砲臺の成りてより、發射演習を行ひたるは、是を初めとなす。頗る上出来にてありたりき。本島は築堡鑄砲の始めより其局に當り、苦心慘澹、漸くにして成功せしめたりしが、今幕吏の面前に於て、晴れの射

的に好成绩を擧げ得たるを以て、砲臺初めての放發事なく出來たりけるに
と題し、『ますら雄か打つや三五の玉のうらに碎けぬものはあらじとぞ思ふ』
の國諷を詠じ、聊か慰むる所あり。

斯くて幕府委員は十八、九の兩日に長崎を發して東歸の途に上り、筒井は
二十二日に、川路は二十三日に佐嘉に著したるが、彼等は幕府御用の石火矢
鑄立場及び本藩の大砲製造場を觀んと望みしにより、兩日共に公自ら場に
臨みて延接し、反射爐の鑄造及び錐臺を斡旋する機械等の運轉を示して其
説明をなし、共に談話を交換せられたり。

委員に通辯として隨行せる作州津山の藩士箕作阮甫は、曩に坤輿圖識を
著して公にその名を知られたりしかば、公は此機會を以て欄干莊に之を延
いて面談を遂げ、國家のためなれば、長崎新築の臺場、及び昨日示したる大砲
鑄造につきての心附あらば、遠慮なく言はれたしと仰せられ、更に近侍千住
大之助を旅館に遣はして銀二枚を贈らる。古賀謹一郎(謹堂)は精町の本家に
宿したりしが、祖父精里が創めたる弘道館の、今は更に壯大に擴張せられて

公箕作阮甫
古賀謹堂を
引接す

盛に藩士の子弟に文武の業を講ずるを聞き、二十五日其現狀を觀んと學館
に來りしかば、公も自ら臨んで之を引接せらる。謹堂は館内を回り、内生寮
に至りて寄宿の學生が學問する狀況などを委しく視て歸れり。

米艦江戸に再渡す

米艦再渡

江戸には、露艦の長崎を去りたる翌々日、即ち正月十日、米國の軍艦八艘堂
堂として復た伊豆海に現はれ、觀音崎を通過して江戸灣内に進入せんとし、
浦賀奉行伊澤美作守政義の止むるをも肯かず、本牧より神奈川の附近に到
りて投錨し、ついで浦賀に應接を要求せり。幕府はもとより豫期したる事
なれば、二週日を経たる二十五日に、朝鮮、琉球の信使應接の舊例を按じて、林
大學頭煒を正員となし、井戸對馬守覺弘、浦賀奉行伊澤美作守政義の三人及
び目附鶴殿民部少輔長銳を添へて談判に當らしめ、神奈川の横濱村をその
應接の地と定めたり。かくて初日にベルリは米清條約の寫を提出し、是に
基いて日米間の條約も結びたし、是は貴國の恩惠を迎ふるためにあらず、我

善使ベルリに抗する能はず

國の必要より生ずる權利として要求するところなりと謂ひたりしかば、儒者の棟梁にて、初めは、高の知れたる夷狄のみ、何程のことあらんと傲然たりし林煒は、俄に怯臆して、東照神君再生し給ふとも、御任せあるの外はあるまじとて、ベルリの言を理ありとなして、之に抗するを得ざるに至れり。水戸老侯さへ内實之に屈撓するを免れず、唯是まで攘夷を抗言したる行がかりにて強硬の態度を装ふに過ぎず。二月の初めに至り、ベルリは閣老に直接せんが爲め、江戸に登城すべしとて、益、開港貿易を迫りければ、一時談判員を歸府せしめ、縦令試験たりとも、交易は決して許すべからず、登城亦開戦に及ぶとも拒絶せよと申し含めたりとなん。

米艦の再渡と江戸の恐慌

米國艦隊再渡來により、江戸市中は又大恐慌を引き起し、諸藩邸いづれも避難の仕組とりくくなりしかば、我邸も黙止するを得ず、密々に二姫（夫人と實姫）を奉じて木曾路より佐嘉に避難せしめんと議を定めて佐嘉に申し越したり。佐嘉は報を得て大に驚き、古川一介を急行出府せしめて之を戒め、應變の處置は火車の避難場あるにて事足るべし、二姫の下國の如き、關所を如何

にせんとするか、急劇の變とても法規は破るを得ず、異船渡來により、市中騒擾すべく、邸内下々の者共その渦中に投ずる者あるも計り難ければ、能く之を取り締り、縦令干戈に及ぶことありとも、舉邸鎮靜、流石は大國の家法なりと言はるゝ様になさるべからずと示談せしめしに、重役等聞いて、夫れ故に是まで鎮靜を保ちたれど、去年の騒ぎは前代未聞ともいふべき状態なりしかば、萬一の躓きを慮りて申し合せたるなりとて、當時の現状を話したるを以て、古川も斯く迄とは想像せざりきと言へりとぞ。去年八國主に警固の命あるや、その用意なき人々は俄に古著屋、古道具屋より軍装を買ひ入れて一時を凌ぎたりしかば、陣羽織、甲冑等の價の暴騰と、もに、夫れを著用したる兵卒の凄じく市中を騒ぎ回りたりしより、『陣羽織じやうきせんにて洗ひ張り、のぞいて見ればうらが、大變。』などの落首あるに至れり。或る藩の高井某が六月十八日附にて國許へ送りたる眞面の書狀に、『誠に昌平以來御府内の騒亂、天造の騒ぎ致し候も、歸帆の上にては永き夢を見候様に御座候へ共、實以て六日七日頃追々騒敷、生麥村附近へ乗込候注進之節は早半鐘も

金杉品川邊
の諸藩邸の
警備

可鳴御手配之由、若し左候は、如何様之異事に可及も難計、日々御曲輪内に小具足にて何十騎となく乗回り、芝邊より金杉、品川邊に御屋敷有之方々に、は都て御銘々に御固め被差出、美美敷行列通行大造に候、其外兵糧武器運送、車の音は引も不切、御門前杯は旅装、塗笠杯にて歩行候もの蟻の如く往來仕、戰國に相成候様奉存候。又諸家にて雇人足杯至て多く、八日頃より九日頃は一人一日銀二十五匁位之由、多分は御銘々御國へ御人數出し被遣候由に御座候、世間に競べば御當家杯は格別の御騒も無之、中通りより落付候方と奉存候、海岸御屋敷の方々は御家中迄婦女其外は山の手杯の遠方へ片付候由、(中略)溝口候(越後新發田當主勝正直博)在國にて多くの婦女致惑亂候處、御隱居様(美濃守直諒)仰出、銘々此度萬一異變、御戰陣御供致候に付ては、後々之儀大殿様如何にも御引受御世話被成下候間、安心致し可罷在候、右話は大殿様不殘婦女幼少老人を駒込吉祥寺え御引連、夫より御在所新發田へ可被連越御合之由、是は(たしかなる)健成話に承り申候。』とあり。是にて、去年アメリカ來に周章たるは、唯市中のみならず、大小の藩邸、就中海岸に屋敷を有せる諸家亦然りしを知るべく、

會津が四百目許りの大砲を並べたるも其一なるべし。我藩邸は甚だ少人數なれど、やゝ海岸を離れたりし上、附近には田安家もありたるを以て、其時の騒ぎには落ち付きすまして大國の家法を保ち得たりしなり。されど正月の末に及び、九艘の艦隊を作りて横濱海岸に戦列をなさしめつゝ、端舟二十七隻の海兵に護られて上陸したるベルリが、談判開始の祝砲二十一發と、全權委員に對する禮砲十七發との發射をなさしむるや、其響きは海面に轟きて凄じかりしを以て、其前後に彼の端舟にて江戸沿岸を測量したる不氣味さもあり、旁々閑議は内々屈讓に決したりしが、外面は水戸老候、越前候等硬論者の打攘主張もありしを以て、各藩邸は俄に開戦となるべき用意を申し合せざるを得ざるに至り、却て去年よりも迫切せる形勢を見るに至れり。されば當時の御屋敷頭人深江六右衛門の、去秋迎へたる家老鍋島播磨と密、密慎重に二姫を護し歸るの方法を申し合せたるは、無理ならぬことにて、畢竟幕府が内戦外和の詭謀によりて生じたる群衆心理の衝動によるものなり。

かゝる騒ぎの中に、神奈川に於て、二月朔日より全權委員林大學頭以下とベルリとは談判を開始したりしが、紛議を懼れし閣老等は、後日の責任は自ら負ふべしとて、彼等をして獨斷決行せしめたるにより、協議は漸次に進行し、十五日には我を開誘するに心を砕いたる米政府の贈遺物を陸揚するに至れり。かくて、ベルリ等は蒸氣車の模型、電信機等を運轉してその使用法を示し、以て我邦人の歡心を迎ふるに努めたりしかば、委員は亞米利加聯邦國と親交するを大體に於て承諾するに至れり。此月二十一日相州平塚驛に著して横濱の應接振を聞きたる長崎談判委員筒井、川路等は、斯くては我等は露使を欺きたることゝなるべしとて憤慨したりとなん。筒井、川路は幕僚の有力者にして、阿部閣老の股肱たりしが、その露使の應接に向ひし留守に米艦の再渡となりしを以て、才力に於て已に第二流たる林に井戸を添へて差し向けたるなり。クリミア戦争により、米國は露國の牽制を感ぜざるに至りしさへあるに、江戸灣の防備亦甚だ薄弱を極めしことゝて、林等の談判は甚だその腰弱く、脱刀にて決闘を申し込める如き米艦の神奈川乗込

に對して、遂に全然我に權威の恃むべきなき結果に到達せるなり。之に反し外交の正門たる長崎は、その警備の整頓慣熟の上に、我海門の砲臺亦新に成りたりしを以て、筒井等の談判も、大に人意を強うして國の權威に憑りつつ、強硬の主張を爲すに至りたるなるべし。是より外國の關係については、江戸と長崎との人氣に勇怯難易の相異なるに至りしが、是只その慣不慣よりして然るのみにあらず、亦公が長崎方面に武臣の本分を盡されたるに由るなり。蓋し攘夷とは必ずしも敵に對して砲火を開くをいふにあらず、國家の權威を全うして平和を維持するも亦攘夷なり。然るに幕府は鎖國の泰平に狎れて征夷の責任を忘れたりしを以て、今に迫りては權威の恃むに足るべきもの更になく、怯懦蹇艱の醜態を演ぜざるを得ざるに至りしなり、亦固より阿部閣老一人の咎にあらず。されば薩摩侯が彼に勸めて、攘夷論を以て重望を負うたる宗親の水戸老侯を推し、以て外交を處置し、諸藩を結束し、舉國一致の勢力にて外侮を輕減せんとしたるは、砲火に次ぐの效ありしものと謂うて可なるべし。

幕威の失墜と由て生ぜる三傾向

權威の失墜は内外の侮りを開くと共に、少くも三潮流の俗論を生せり。其一は言ふまでもなく攘夷論にして、其二は攘夷論に對する開國論なり。幕府の擁護者溜間詰の井伊、堀田二侯を中心とし、無謀の打攘を非とするものにして、論旨必ずしも不可なしと雖も、因循苟安の輓派は之に鼓和して防備を併せて不急としたり。第三は無事苟安を希ふ保守的遊儒論にして、病身懦弱、爲めに大奥の婦人と近從とに環擁せられて、大御所時代の氣習より脱する能はざる新將軍の失墜せんとする其威光に取籠りて、改革の苦痛を避けんと欲したる凡庸群吏の徒此派に屬す、而して此滔々たる濁流は漲りて諸藩の俗流にまで汎濫したり。是等の多くは時變に周章したる俗論にして、老中の松平和泉守(全乘)の主張は前者に近く、松平伊賀守(德忠)の態度は後者に近かりしかば、彼等は竝に水戸老侯一派を嫌ひ惡みたり。中にも剛愎なる伊州は、幕府の威光を憑みて新規の事を好まず、嘉永年中に公の長崎築壘の意見が幕府に容れられざりしは、此人の妨害多かりしによりたるにて、流石純粹坦懷の公も、彼の儉諛は苦手として嫌はれたり。薩摩侯も亦彼に傾

松平伊賀守の剛愎頑迷

阿部閣老辭職の謠

けられんとせしことある等、その外藩を抑壓する習氣は甚しくして、今度の米艦渡來による京都への奏上、諸侯への諮問等も、みな彼の欲せざるところなりき。かくて爾後は阿部勢州、牧野備州と防務に當り、水侯の意見を調和して防備の充實を圖りたりしが、常に異論多くして遂に勢州專横の謗議起りければ、去年十二月より泉伊二閣老も亦海防掛を兼ねるに至り、よりて今度は舊例により林祭酒(ハル)に應接することとなりたり。されど阿部閣老には憂ウ益キ、その身に集ツまり、更に之を傾カけんとする陰謀インボウさへあるに至りしを以て、位地に安んずるを得ずして、二月末國威失墜の責を引き、乃ち辭表を同列まで出して處決するところありたれど、内外の聲望猶隆きを以て、同列は抑へて出仕を乞ひ、條約締結後の四月十日遂にその辭職を諾したり。然るに其夜京都より内裏炎上の報到りしかば、彼は辭職を中止して臺閣に留まらざるを得ざるに至りたれど、是より水戸侯も出仕を欲せざる結果となりて、三潮流の暗闘は漸次に劇甚を加へたり。

幕府米國と條約を締結す

ベルリ提督の我に通交貿易を要求する使命に對し、初め歐洲各國は率ね其成功の望みなきを笑ひたりしかば、彼の威嚇の圖に當りて日本の屈服せるを見るに及び、各國何れも皆驚きたりき。抑攘夷の思想の支那より傳へられたるは言ふ迄もなけれども、これ人種の確執に由ることにて、猶今の獨米人などが黃禍を稱ふるが如し。されば時人は彼等を目し、紫髯綠眼の異類にて、俱に人道を以て交はるべきものにあらざるのみならず、切支丹の魔法を使うて人を蠱惑し、良美の國土を侵奪する外道なり、貿易の勸誘も其貪慚飽くなきの求めを繰り出さんとする最初の手段のみとて、甚しく之を嫌忌せり。水戸老侯も亦其一人たりしを以て、内戦外和の權略を以てせり。曩の寛和の如きは其の本心にあらず。されば水戸一派の攘夷黨は、談判に彼が江戸に到りて登營せんといふや、羶臊に穢さるゝは滅亡も同然なりと思惟し、貿易を開かむと説くや、魔術の物を賣り附けて次第に我國を貧弱な

下田開港

ベルリの長崎を否める理由

らしむと猜疑する等、ひたぶるに嫌忌して絶對に拒絶すべきを劇烈に主張したり。因て閣議は談判委員に命じ、先づ蘭國の如く長崎に交通するを許さんと言ひしに、ベルリは是れ米國を侮辱するものなれば聞くを欲せず、由來我國には五港を開かしむべき要求あれど、貴國の事情もあれば、今度は浦賀一港にて満足すべしと固執して動かざりしかば、委員は已むなく江戸の附近なる伊豆の下田に渡來するを許し、來年より箱館に入港するをも許諾し、貿易については、その名義を避けて、其地の官吏の缺乏品要求を承諾すること、なし、上陸遊歩及び米國官吏を下田に在住せしむる等の事を許諾する代りに、彼艦の江戸に入ると江戸海を測量するとの要求を拒みて、漸く妥協するに至れり。此時ベルリの長崎を否みたるは、常に其偏僻なるを嫌へるによるにあらず、又我新砲臺の威力を避けたるによるにもあらず、蓋し彼が本來の望みは江戸附近に開港せしむるにあり。而してかの長崎港の如きは、條約第九條に最惠條款を設けたる以上、蘭國同様亦米國にも開かるべきことを推知したればなり。下田港は海嘯以前までは猶良港たりき。さ

れば締約後自ら往いて下田箱館を踐檢したるヘルリは之を是認したり、蓋し下田は安房岬に對したるを以て、米國西部より支那への航路に便要なりと認めたるなり。

條約の草案成りて委員より閣議に上し、に水戸老侯及び閣老中の四五は初め之を否みたりしが、林大學頭より此上を拒絶しては開戦の外なしといはれて沈黙せり。かくて三月の初め雙方の委員之に署名調印す、神奈川條約是なり。乃ち幕府より上陸五里以内の地に入るを許されしを以て、彼一行は品川附近まで散歩して、市街の清潔なるを賞美したりと云ふ。是れ我開國を餘儀なくしたる最初の條約なるが、やがて蘭國條約を改めて長崎貿易を一變するに至りし端なるを以て、參考の爲めに爰に記す。

神奈川條約

條約

亞墨利加合衆國と帝國日本兩國の人民、誠實不朽の親睦を取結び、兩國人民の交親を旨とし、向後可守箇條相立候爲、合衆國より全權マテユカルブレット・ベルリを以て日本に差越し、日本君主よりは全權林大學頭、井戸對馬

守、伊澤美作守、鶴殿民部少輔を差遣し、勅諭を信じて雙方左の通取極候。

第一箇條

一 日本と合衆國とは其人民永世不朽の和親を取結び、場所人柄の差別無之候事。

第二箇條

一 伊豆下田、松前地箱館の兩港は、日本政府に於て亞墨利加船薪水、食料、石炭、缺乏の品を日本人にて調候丈は給し候爲、渡來の儀差免候。尤下田港は約條書面調印の上、即時相開き、箱館は來年三月より相始候事。
一 給すべき品物直段書の儀、日本役人より相渡可申、右代料は金銀錢を以て可相辨事。

第三箇條

一 合衆國の船日本海濱漂著の時扶助致し、其漂民を下田又は箱館に護送致し、本國の者請取可申、所持の品物も同様に可致候、尤漂民諸雜費は兩國互に同様の事故不及償候事。

下田箱館の開港と薪水の支給

第四箇條

一 漂著或渡來の人民取扱の儀は、他國同様緩優に有之、閉籠候儀致間敷、乍併正直の法度には服從致候事。

第五箇條

一 合衆國漂民其他の者共、當分下田箱館逗留中、長崎に於て唐、阿蘭陀人同様閉籠窮屈の取扱無之、下田港内の小島周り七里内は勝手に徘徊致し、箱館港の儀は追て取極候事。

第六箇條

一 必用の品物其外可相叶事は、雙方談判の上取極候事。

第七箇條

一 合衆國の漂民右兩港に渡來の時、金、銀、竝品物を以て入用の品相調候を差免候、尤日本政府の規則に相從可申、合衆國の船より差出候品物を日本人不好して差返候時は、受取可申候事。

第八箇條

一 薪水、食料、石炭竝缺乏の品を求むる時には、其地の役人にて取扱、凡て私の取引すべからざる事。

第九箇條

一 日本政府外國人へ、當節亞墨利加人へ不差免候廉相免候節は、亞墨利加人へも同様差免可申、右に付談判猶豫不致候事。

第十箇條

一 合衆國の船若し難風に逢ざる時は、下田箱館の外隈に渡來不致候事。

第十一箇條

一 兩國政府に於て無據儀有之候模様により、合衆國官吏の者下田に差置候儀も可有之、尤約定調印より十八箇月後無之候ては不及其儀候事。

第十二箇條

一 今般の約定相定候上は兩國の者堅相守可申、尤合衆國主に於て長公會大臣と評議一定の後書を日本大君に致し、此事今より後十八箇月を過、君主許容の約定取替し候事。

第十八卷 開國の初歩 第五十三章 米露軍艦東西に渡來す

最惠國條項

米使駐日の議

十八ヶ月後に批准交換をせん

逗留中の自由遊歩を許す

必要品購入許可

一 右の條々日本亞墨利加兩國の全權調印せしむる者也。

嘉永七年三月三日

林 大學頭 花押

井戸對馬守 花押

千八百五十四年三月卅一日

伊澤美作守 花押

鵜殿民部少輔 花押

マテユ・カルブレト・ペルリ 手記

此中第七、八箇條は開港通商の名義を避けたるにて、事實は兩地にて物品交換をなすを默許したるなり。因て後に攘夷論者より屈辱條約と稱せらるる第一の原因となりき。又第四、五條は直に長崎に於る外國人接遇法の破壊を誘起し、十八箇月云々は後に領事渡來の因となれり。

長崎港内砲臺改築の議、三支藩の公務免除

幕府が米艦侵入によりて俄に砲臺を品川に築けるは、後の人觀て以てみな其地を謬れりと論ずれども、海岸防禦を怠りたる其頃の事とて、江戸市中

長崎港の形勢は江戸灣に似たり

内目模様替の再議

の恐怖は、此に保障なくては鎮靜する能はず、久しく外交の衝として防備の整ひたる長崎に於てさへ、猶之に似たる恐怖は起りたりしなり。抑も長崎港の形勢は江戸灣を縮めたる如し。長崎を距る三里の伊王島海門より東に航進せんか、二里にして高銚島前の外港に入る、猶江戸灣の浦賀に於るが如し、而して外港の北は括囊の形をなし、一里半にて長崎に達す、内港即ち是れにて、亦江戸灣の小なるものなり。加之今度の我伊王神島の新砲臺は、猶浦賀と富津との間に嚴備を施して外國船を打ち止むる計畫に同じく、長崎より伊神の砲臺を望み見るべからざるも、亦江戸灣より浦賀附近の砲臺を見るべからざると同じ。故に去年渡來せる露使の軍艦を一旦引き受けたる後は、高銚島外の風濤に暴露せしむべからざりしが、而もその初めは外港に碇泊せしめ、後更に内港に引き入れたるは、亦米艦の浦賀より進みて神奈川邊に碇泊したるに似たりといふべし。長崎は此の如き地理なるを以て市民は高銚以北の外目内目に備へたる舊砲臺の威力の甚だ薄弱なるを感じ、曩に問題となりたる内目模様替の議を喚起したり。去年露艦の再渡に

て我國老多久長門の出崎するや、奉行水野筑後守より、内目の守備薄弱なるを以て、今次筑肥兩家に砲臺築立方を下命ありしかば、猶水野限りに御委任ありたき旨を伺ひ越し置けりと諭告せしにより、長門は直に之を佐嘉政府に報じたり。斯くて是年の正月に至り、公歸城の翌六日仕組所を開き、公亦自ら出座して之を議せられしが、結局我が筑前との協議の連も纏まるまじき事は、是迄の經驗によりて推知するに難からず、されば所詮我一手に命ぜらるゝならば、凡て洋式に築成を遂げんと申し立て、然るべし、但しそれとても御番方に關係ある砲臺なれば、筑前との申合には我等より親書を以て美濃守に縷陳すべしとの、公の諭告ありて其議を畢へたり。蓋し公は、内目外目兩港の如きは、要口を扼して巨砲十門も備へなば足るべし、而して其他は盡く陸兵砲船の防戦地にして、要するに長崎の地形は矢石を交ふるに堪へざるものなりと思惟せられたりき。されど敵國露西亞の軍艦を眼前に望みたる以後の長崎の人氣は、恰も江戸中の士民の近く品川に砲臺を築かずしては安堵する能はざりしが如く、三里の外なる伊王、神島の砲臺が何程

物情恟々砲臺の築成を望んでやまず

堅固なりとも、眼前なる外港内港の防備の薄弱なるのみ、眼目について恐怖せざるを得ざりき。かくて露使ブーチャチンと談判を開始するや、我の砲臺を備へたるに對し、舊思想の筑前は、焼打の萱船に決死の士を乗り組ませてその由を稟告したりしかば、事はさも壯烈に聞えて後まで書生間に言ひ傳へらるゝに至りたれど、我砲船とて今の水雷艇に等しきものなれば、之に乗り込みたるもの、決死の士なることは、謂はずして明なるべし。當時に於る國防についての一般の知識は、いづれも淺薄此の如く、舊習に囚へられたるものなりしかば、品川砲臺の築造の如き、江川英龍の否認ありしに拘らず、川路聖謨の主張にて勝麟太郎等も亦賛成したりといふ、蓋し一時物情を鎮むるの權宜にて然らざるを得ざりしなり。

伊王、神島の新砲臺成りてより、長崎防備の過半は我藩の手に歸し、筑前と隔年に警固すべきは、事實前述の如き威力乏しき舊砲臺に外ならざるに至りたり。これよりさき、阿部閣老の我藩の資力の永續に堪へざるべきを配慮せるより、其永續法として、去る四年、三支藩の江戸公務免除を請願し置き

たりしが、怠慢の幕府は自ら節用するの氣力なく、ために相總警固の諸藩みな疲弊に苦しめども、勘定所は依然大名殿削の腴味を忘れざりしかば、今に至るも尙之を裁許せず。然るに去年鍋島熊次郎我差配を離れて初めて參府するや、聽て神田橋御門番を課せられて警固に當りたりしに、程なく米艦渡來して江戸市中の騷擾は門を固むるに意外の入費を要せしめしかば、一方長崎露艦渡來の報告もあり、旁々是に於て始めて諒察せらるゝを得て、願意は聽き届けられ、乃ち公務免除の許可あるに至りたり。幕府が權威に憑る積習の久しき、勘定方の柳間大名を金櫃とするに無遠慮なる概ね此類なり。正月二十二日阿部閣老より田中善右衛門を召喚し、用人より委細の旨趣を演達したりしが、其夕更に留守居志波左傳太を喚び出して、左の書附を交附せり。

三支藩の公務免除

長崎表御備向之儀、近來格別嚴重に申付候に付而者、臺場其外一手持之場所追々相増、固人數多分之趣に而、鍋島加賀守、同甲斐守、同熊次郎儀者家族同様之者に而、防禦筋諸事打込爲相勤候儀に付、出格之以思召三家共五箇

露艦滞崎の警備費を清算す

年之間公務一切御用捨被成下、何れも不及參府段被仰出候間、得其意御警衛向等之儀夫々加指揮、御固筋別而手厚相整候様可致候。

此書附二月十七日佐嘉に達す。時に露艦退去して長崎の増備を解きたれば、二十二日政府は之に要したる宏費を整理決算せさせ、本年參府用捨となりし以上、去秋豫算中の參府費は不用となるべきを以て、大納戸に用ゐたるを除くの外は盡く之を露艦渡來費に充用せしむ。三月二日公は鍋島加賀守を召して、親ら幕府より渡されたる書附及び田中への演述寫を授け、併せて左の通り諭示せらる。

長崎表御備向之儀に付、此度出格之思召を以、其方共三家五箇年之間、公務一切御用捨被成下候旨被仰出、誠に以無此上難有事候。右に付御固場所等之儀者追々可及沙汰、士氣振起之儀者申迄も無之、第一砲術之儀當今之急務に付、家來一般西洋流重に稽古熟達之者數多出來候様精々世話可被致候事。

鍋島甲斐守は病氣、鍋島熊次郎(後に備)は江戸在府中なれば、竝に家老を喚び

役目筒の改正

出して之を渡さる。次で三支藩を始め藩中の諸組に渡す役目筒の舊來三、
匆五分彈なるを八匆彈の燧銃に改め、漸次に全藩一規の制に就かしむべし
と令し、諸組の足輕をして盡く火術方に往いて燧銃を演習せしめ、以て弓矢
を廢する準備に著手せられたり。

内港防備の
見積

又長崎内目港の砲臺改築については、本島藤大夫、田代孫三郎兩人を遣は
して實地を檢分せしめ、四月に至り、先づ伊王島の大砲を減じて之を内港に
備ふるに決し、開番より奉行所に左の書面を差し出せり。

長崎内湊御臺場取立相成候に付、存寄之趣取調致御達候様、先般家老多久
長門へ御内意之趣肥前守承知仕候、大圖取調候處、岩瀬、道郷、稻佐崎等在來
之御臺場、何れも地所至而手狭に、而大砲等御備増難相成、且筒向に寄候而
者、長崎市中矢先相成然間敷、大浦、南海岸、右等之憂も無之、内外へ之矢利宜
敷、人數掛引之辨利宜敷、内港御備專要之場所相見候に付、同所へ御臺場二
箇所、別紙繪圖面之通御築立、大小砲取交御備相成方可然、尤御備筒玉目其
外委細之儀者尙取調追而御達可仕候得共、先以右取調之大略申上置候様

申付候以上。

寅四月

御名内 開 番

内港模倣替
の實地踏査

其後更に本島をして、外目内目總ての臺場を檢視して整理の法を豫量せし
めしに、其報告の大要左の如し。

沖島 砲臺の地形惡し、番所の西を拓き、二十四磅、十二磅の砲を交備ふべ
し。

龍口 香焼島の北に出たる小島を拓き、右に同じ。

高島 遠海の孤島にて砲を備ふるに足らず、若し米藏を建つるならば、小
砲を少し用意して然るべし。

陰尾、長刀岩 咽喉の地なれど地形甚だ峻阻にして狭ければ、兩地を切下
げて一となし、大石を以て堅壘を築き、沖に向て胸壁を作り、八十磅以下
の大砲を備ふべし。

高鉾 今の臺場にては不可然、頂上より岩石を切崩し、ステイントールの
形に築造し替へ、蘭人の申出たる如くに改むべし。

白崎 沖目中央に當り、當港肝要の切所なれば、最も嚴重の筒備ありたく、佐久間修理及び蘭人も申聞たる如く、百五十磅以下の大砲數十挺を備ふべし。

神崎 内外の往來宜しき地なり、岩石を切崩し、法則の通りに砲臺を築き、白崎、女神と相對して嚴備をすべし。

魚見嶽 地形宜しからず、神崎、白崎、女神に嚴備をすれば、此は廢して然るべし。

女神 砲臺を少し上手に引上て地を拓き、法則通りに砲臺を造るべし。すすれ 魚見嶽と同じく廢して然るべし。

西泊 御番所を廢し、地形を見計ひ、拓きて大砲を備ふべし。
太田尾 今少し上手に引上て備ふべし。

戸町 地形思はしからず、總じて兩御番所は先年御申立の通りに一箇所に寄せられ、大浦邊に場所替ありたし、然るに於ては其南海岸に臺場を築いて備砲すべし。

三支藩受持
の守禦地を
定む

右御臺場模様替は重大の事にて、淺陋の鄙見を以て容易に申上るは僭越の至りなれども、毎度御沙汰を蒙りたるに付、調査の大略を記載仕候。

此の如く内湊模様替の實地検査をなすと同時に、一方には三支藩受持の守禦地を定め、小城、蓮池には伊王島を、鹿島には沖島を、魚見嶽及び兩御番所の張切船は之を三支藩に受け持たしむる事に定めたり。かくて内目、築堡は尙詮議を盡すこと、なしたるに、江戸に於るペルリとの談判の無事にすむにつれ、人氣も静まりて元の惰氣に復し、剩へ是春阿部閣老の辭表を呈するに至りしかば、長崎防禦の如きは自然と延緩し、更に十月委任を受けたる水野奉行も出府するに及んでは、其事遂に決するに至らざりけり。

露艦復長崎に渡來す

長崎の露艦去るや、江戸に米艦再渡して、談判を開始したれば、長崎の警備も常に復するを得ずして、例の汛季に入り、我藩は當番としてその任に當りたり。然るに本年公は在國なるに因て、三月八日新將軍より長崎御番を命

長崎御番の命

する奉書に命令書を添へて長崎奉行まで傳達したりければ、奉行より其奉書命令書を渡されたり(通例は公在府のた)。因て聞番鍋島新左衛門之を領受し歸りて登城公に呈しければ、公は之を宗室國老等に示され、總侍は皆登城して之を賀せり。然るに二十四日に至り、長崎より白帆數艘見ゆる注進ありしを以て、鍋島上總直に役員人數を率ゐて之に赴きしに、渡來の船は是春出帆せる露國艦隊の上海、琉球、朝鮮海を遊弋して來れるなり。かくて艦長ボシユエツト長崎奉行に書簡を提出し、筒井、川路兩氏より音信ありしや否やを問へりしかば、奉行より、未だ公信に接せざる由を答へしに、使節ブーチャチンより二氏に宛たる書簡の傳達を託したり。其書簡には、本年六月を期し、サガレン島にて二氏と會して國境を定むべし、若し二氏來らずば江戸附近に來りて最後の談判を試みんと記せられたりき。ついで勿々露艦は港を出で去れり。

さて新將軍より長崎御番の命あると共に、當藩の瓜期となりたりしが、去年來米露の軍艦の東西に渡來するや、渠等は蒸氣を利用して、汛季の風順を

露艦復來去す

張切船廢止の議

問はざるを以て、特に汛季なりとて警固に努むる要なきと、もに、又汛季ならずとて防備を忽にするを得ざる事情を生ぜり。時に日本に於ける船舶如何といへば、漸く大船建造の解禁を見るに至りきとはいへ、久しき鎖國によりて遠海航行の舟師は廢れ、警固には専ら關船の舟手を用ゐて備へたりしが、吃水淺き早舟のことゝて港を離るゝ能はず、即ち海上を漕するは唯回米船のみなりき。されば舟師の不發達は陸上火繩筒のそれよりも更に甚しといはざるべからず。文化以來、兩番所前に張切船てふものを設けて回米船二十艘を連鎖して港口を遮斷せしめ、僅に其中央に舟路を開くのみにて警虞に備へ來りしが、去年蒸氣船の速力を實睹して、張切船の如何にも薄弱にして却て危険なるを感するに及び、前月仕組所を開きて議するところありたれど、遽に之に代ふべき良法もなきを以て、依然回米船を連鎖して張り切らしめ、小城藩に之が守備を命じたり。尤も今度露國艦の入津に際し、我手配振を遠見したりし水野奉行は、我仕切船が、露艦の急速力に走り入らむとせるに對して迅速に張り切り、檢使の手合せにて更に進路をさつと開

きたるを見て、番代よりまだ日もなきに、此の如きは平生の手配よろしきに
よるものならんとて稱嘆したれど、要するに張切船も兩番所も蒸氣利用の
時代には廢滅せざるべからず、尙後卷に記するを見て其事實を知るべし。
公には早く海軍創設を企圖せられたりしを以て、西洋に於る蒸氣船の發
明は、御番方祕密の報知書にて已に注意せられたりきと雖も、現に長崎に蒸
氣船の入港したるは去年の露國軍艦を初めとなす。其際長崎巡見の船上
よりこれを望まれし公は、本島を遣はして蒸氣の設備を實檢せしめられた
り。時に幕府は大船製造の禁を解きかしば、水薩兩侯等は大に造船を急ぎ
たれど、公は多年の宿志なるに拘らず敢て急がれず、唯蒸氣船二隻を和蘭に
誂ふるのみにて、船其物を造るよりも乗る其人を養成するを急とせられた
り。さればまづ藩士の長崎戍衛に赴くものをして海上の航走に嫻習せし
めんと欲し、乃ち御番方に命じて、是まで長崎兩番所その他へ出張する番手
のもの、佐嘉の本庄津より諫早へ渡航して陸路長崎へ出たるを改め、爾後
は島原半島の角を廻航して口の津に赴き、彼地方より海路若くは陸路を越

公航海術を
嫻習せしむ

いて直に深堀に出で、以て人數を揃へて番代せしむべしとて、其方法を議せ
しめられしに、御番方は頗る當惑し、詮議を重ねて三月の初め左の如く申し
出づ。

(前略)是迄長崎番手乗船之儀者、全帆純迄之船形に而、逆風等之節者空敷日
敷を經候處より一統難澁も有之、其上不便利之儀も有之候由に付、是非灘
乗等自在に致候早船をも御製造無之而相叶間敷、然處追々に者大船御創
造之御取調も有之候に付而者、右體利用之船形御製造之上に而海路可被
差越當御受番之儀者諫早渡海之上、陸地被差越方に者有御座間敷候哉。
尤行列其外外見行裝等に相拘候儀者相省致手輕、先以小鹿倉立越、同所よ
り人數繰出交代仕候様、惣而是迄之儀御筒打侍、手明鍵、不揃之儘に而も御
番請取相成來候得共、以來御筒打侍、手明鍵參著之上に而御番御請取相成
候様被仰付方にて可有御座吟味仕候。

右は差し掛りての事とて、姑く其議に従はれたれど、公には海上に向つて活
動せん壯圖を抱かれましたため此の如き下命ありたるなり。是を海軍創設の

前提とす

是時に當り伊神兩島の砲臺は、外形は略ぼ成れりと雖も、内容は未だ整備せず。蓋し本年中に完工すべかりしを、去年來露艦渡來して其警備に忙殺せられしたため、工事をなすを得ざりしなり。唯巨砲の配置のみは、佐嘉にて鑄成したるを運送し、漸次に之を据ゑ附けたりき。因て汛季に至りて兩番所を受け取るに及び、公は例の長崎巡視に於て初度の發火演習を行はむとせられ、乃ち四月五日佐嘉を發して長崎に赴き、八日兩島の臺場を巡視ありて發火訓練を行はしめらる。かくて前月筒井、川路等に示したるが如くに、伊王島より神島の各砲臺空砲の順打を了へ、後四郎島の百五十磅二挺、小島の八十磅二挺よりガンダイ島を標的に爆發彈を十二發せしに、九彈的中し、前回に比してやゝ劣る成績なりき。翌九日公蘭館に臨みて親しく世界の大勢を諮問し、各種新規の機械を觀覽せられたり。此日朝五つ時供揃にて蘭館に到り、門外にて下乗、町年寄高島作兵衛等の出迎を受け、カピタンの室に入り、煙草茶菓洋酒等の饗應を受け、通詞西吉兵衛、名村八右衛門の通辯にて、

伊王神島の發火演習

西洋各國の形勢を問ひ、カピタン精しく之に答ふ。後城砦、砲臺の圖、地球儀、蒸氣車、蒸氣船等圖、竝にメンエ銃を見、一々其説明を聽き、更に醫官室に到り、エレキテル、マグネチン、ガルハーン等の装置を一覽し、其説明を聽く、公は又此室にて蘭醫自製のアントウエルベンシタテルといふ大砲三百門を備へたる五菱城の雛型を觀覽せられたり。之によれば備砲上ボムフレートを造れり、其法は小材を束ねて屋上に積立て、其上に土を盛りたり。これ戦に臨み即時に築造するものなりと。兵士の屯所亦同じ。胸壁の下は煉瓦を以て屋上を覆ひ、砲座上高さ人丈を度とす。壁外二重の堀あり。砦には總て砲門を架し、ボムフレートを設く。砲を備ふるには成丈け低き方利なり、これしやくり打を爲すに便利なるが爲めなりと。火藥庫は壁内地下一丈を掘り下げ、よく石灰を塗り固め水氣を防ぐ、此塗方及び石灰の調合に一定の分量ありといへり。公は雛型によりて説明を聞き、畢つてカピタンより西洋料理の饗應を受く、食事中蘭醫立て公に對する祝詞を述べて乾盃す、食事終り夕七つ頃歸館ありき。翌日長崎を發し十三日歸城せらる。

第五十四章 時代變化の知識誘導

内裏炎上、楠社義祭同盟

是時に當り、江戸には米國軍艦なほ碇泊して條約の談判をなしたりしが、主上の宸襟を惱ませ給ふと、もに公卿等も不安の念に驅らるゝ等、京師は一般恟擾したるを以て、幕府は之を鎮定するために、京都守護の家なる彦根藩井伊掃部頭直弼の相模警備を解き、四月八日専ら京都守護の事を行はしむべき命を下せり。然るに京都には同日禁中より火を失し、内裏炎上して附近の邸宅に延焼し、炎焰翌日に至りて漸く鎮潛したりければ、我烏丸邸(四條下る)よりは早飛脚を以て之を急報したり。斯て公の長崎より歸城ある日、其急報到達したりければ、即ち之を公布し、家老格鍋島縫殿助を京都に遣はして天機を奉伺せしむ。五月一日將軍宣下を祝うて家中に酒饌を賜はる。幕府には老中阿部伊勢守を奉行として内裏を造營したりしが、諸藩の海防

内裏炎上

に財を費すよりして、造營費は盡く幕府負擔し、而もその造營は舊規模よりも擴張するありしを以て、主上にも嘉納あらせられきといふ。

公の性格は守法に強く、幕府の法規に對しても嚴格の態度を執ると共に、皇室尊崇の意甚だ厚く、神佛と主上との事には陰にても儀容を正されたり。されば去年米露軍艦の渡來以來、時代の變化よりして國家の大事に江戸の專斷の許されざるを察知せらるゝや、執政鍋島安房と竊に家中の尊王心を啓誘せんと謀られたり。安房は教育に深く心を用ゐ、學校の獎勵、火術の訓練みな之を擔任し、よく校の規則を執りて徳教の統一を持したりしが、俊才偉能の士には各その所長才力を伸べしめて、隔意なく交はれり。枝吉木工助が國學に於る、相良宗左衛門が藩史に於る、福田大助が清の官符語に於る、皆之を延いて其説を傾聽したりしが、前卷(第十五卷第四四)に述べたる如く、枝吉、相良の二人主唱して、同志と共に城西西川路村梅林庵なる楠公父子の像に義祭同盟を始むるや、彼は之を聞知して公へも告ぐるところあり、更に本年に至り、彼は親ら二人に諭して彼像の持主深江俊助種録をして、京都の吉

鍋島安房盟
主となりて
義祭を擧ぐ

田家に玉串の免許を請受けしめたり。かくて五月二十五日の義祭に及び、龍造寺八幡宮の側なる本地堂を祓除して祠堂となし、こゝに其像を安置して楠社と稱し、安房自ら盟主となりて、宗室の鍋島大和、嫡子伊豆と共に同盟に加はりしが、公の近侍千住大之助、増田忠八郎、學校教職武富文之助等も亦加はり、舊同盟員なる枝吉兄弟、相良、空閑等二十餘人もその多くは參集したり。是日始めて加盟したる少年は大隈八太郎(爵今の侯)、久米丈一郎(郡)なりき。かくて八幡宮神職に祭典を執行せしめしが、祭主安房以下祿を著けて順次に禮拜を終ふるや、神職の宅に會して安房より玉串料一分を納め、以後例となす。當日に於ける同盟者の氏名を奉書折紙に録して社に奉納せり。公の近侍はその寫を持ち歸りて覽に入るゝと、もに、當日會話の狀況を乙夜の話となしたりき。是會の食饌は胡瓜、揉み、鯨皮(たば)の膾、鹽鯛、鹽鮑の水漬し等に止め、武士陣中の習法により、年少者酌を取りて先輩の談話を聽くことゝせられたりしかば、是日の把酌は新入の大隈、久米になさしめたり。是れ蓋し楠公に進めたる神酒を會飲して、義勇を教訓せんとする意に出づるもの

當義祭の光
景

鍋島安房の
人物

にて、酒饌は祭主の納金にて買ひ調へたるなり。此の如く執政を盟主とする上に、宗室も臨席したれども、當日は無禮講に倣ひて格式を問はず、唯楠公を敬慕する者が一室に相會し、杯酒を交へて隨意に縦横の論議を闘はず事とせり。執政安房は公の庶兄なれども、學問教育に於ては意中に貴賤の階級を認めず、青年書生と對坐談論して毫も墻壁を設けざりしが、その軀幹の魁偉肥大なるは力士の如く、暗啞亦牛の吼ゆるが如くなりしかば、日常問答の聲は叱咤するが如く聞かれたり。さはれ持行嚴厲にして極寒にも足袋を著けず、所謂瞋みの利く人物にて、一度嗷鳴れば人みな辟易せざるはなかりしも、書生等の之に屈せず顔を犯して抗論するあれば機嫌甚だ佳く、又平常とても人と應接するに些の險澀の辭色なくして拳々倦ます、賢能を見れば之を擢用するに憚るなく、學殖亦頗る該博にて他の能くその前に立つ者はなかりき。故を以て義祭に於る議論も是よりいよゝゝ活氣を生ぜしが、彼は寛縦自由を許し、高談風發多少耳を傾くるに足る説あれば甚だ之を喜べり。されば當時諸藩に於ては、議論紛起の極或は脱走浪人し、或は禁錮切

腹する等の動搖あるを免れざりきと雖も、佐嘉にはさる破綻を見るなくして能く統一を保ち得たりき。

我藩は外様の中にも舊家なりしを以て、家中の徳川幕府を尊仰する意は薄かりきと雖も、由來太宰管内に在つて少貳氏の支配を受けたりしより、將軍に對しては朝廷に次ぐ敬意を拂ひたりき。然るに百餘年來勤王論の漸高まるにつれ、將軍を「あづま」代官と指斥するに至りしが、去年江戸海に米國船の渡來せるより、前將軍は其報に恐怖して逝き、新將軍は北條高時の如き白痴なりなどの浮説あり、方今、關東武士は勇氣を誇れども、文永弘安の蒙古は九州人の武力にて打ち拂はれたり、北條氏の末路は遠からず徳川氏の殷鑑となるべし、而して今の楠公たるものは海外を照破する明智なかるべからず、されば蒲生、高山等の勤王論は幕府を喚醒する功驗はありたれど、方今は既に林子平の憂憤を濟すの期に入れるなりなどの議論を生じたり。是時に當り、京都の公家の尊大外交を忌み嫌ひて國際を絶つに至れる支那の習慣に染みたりしと、幕府の遊惰に溺れて防備を怠り、處士浪人等の鎖國

將軍指斥の聲

の破れて夷狄に蹂躪せらるべきを懸念したりしとによりて、無謀の攘夷論は随意に主張せられて衆を惑亂したりしが、水戸の徳川家の親藩として其擁護に任ずるに拘らず、自己の主張たる攘夷意見の行はれざるよりしてその鬱憤を朝廷に漏すに及び、爰に尊王攘夷の論は勃起して、朝幕の間を離間するに至りたり。されど我藩の負へる攘夷の任は、長崎方面の警備にその全力を貢獻するものなりしかば、尊王攘夷の主張は、他藩の空拳を張りての激論とは初めより主向を異にしたり。

なほ附記すべきは、楠社を建てたる龍造寺八幡宮は佐嘉城の鎮守なるが、其玉垣の左なる禪刹高寺(龍造寺の改まりたるもの)の山門と華表との間の空地へ新に鐘樓を造り、北山春日の玉林寺に有名の巨鐘ありたるを移し懸けて、本月十五日より城下の時の鐘を撞くこととなりたることこれなり。是は本年の末朝廷より下されし、諸寺の梵鐘を以て大砲を鑄るべしてふ官符に聯想せらるゝが如くなれど、事實は、元祿九年より高木町の浄土真宗法頭願正寺にて撞き來りし時の鐘の、少しく折裂を生じて響の悪しくなりた

高寺淨城の時鐘